

備考1 等級等判定基準

表中に、複数の国連番号、分類又は区分、又は等級が掲げられている場合は、以下により、適切に判定しなければならない。

(1) 火薬類

同一の品名であって、複数の国連番号、区分又は隔離区分が掲げられている場合は、国連番号、区分又は隔離区分は、それぞれ次によるものとする。

- 1) 国連番号は、それぞれ2)及び3)により定められる区分又は隔離区分に対応する。
- 2) 区分は、国際民間航空条約付属書18「航空機による危険物の輸送」及びこれを補足する技術指針に規定する火薬類の危険性区分のための試験方法及び判定基準のうち、航空局長が適当と認めるものにより判定を行うものとする。
- 3) 隔離区分は、国際民間航空条約付属書18「航空機による危険物の輸送」及びこれを補足する技術指針に規定する火薬類の危険性区分のための試験方法及び判定基準のうち、航空局長が適当と認めるものにより判定するものとする。

(2) 引火性液体

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1)に定める引火性試験を実施し、その試験成績に基づき、2)の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。

- 1) タグ密閉式引火点測定器により引火点及び初留点を測定する。
- 2)

試 験 成 績	等級
初留点が 35℃以下のもの	1
引火点が 23℃未満であって、初留点が 35℃を超えるもの	2
引火点が 23℃以上 60℃以下であって、初留点が 35℃を超えるもの	3

- 3) 引火点が 23℃未満であって、接着剤等粘度の高い輸送許容物件は、国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものであり、次に掲げる要件に適合する場合、等級を3とすることができる。

ア) 溶剤分離試験（攪拌した試験物質を、高さが約 25cm で内径が約 3 cm で均一なメスシリンダーに 100ml 注入し、24 時間経過後の分離した溶剤の高さを測定する試験をいう。）において、分離した溶剤の高さが試験物質全体の高さの 3% 未満であること。

イ) 区分番号が 6.1 又は分類番号が 8 のいずれにも該当しないものであること。

ウ) 次の表の第 2 欄及び第 3 欄に掲げる流下時間（J I S K 5600-2-2 に規定されるフローカップ法により測定された流下時間をいう。）及びその測定に用いたフローカップのオリフィス径に応じ、引火点と同表の第 4 欄に掲げる温度であること。また、当該物件が非ニュートン系である場合又はフローカップ法による測定が不適切である場合にあつては、同表の第 1 欄に掲げる動粘度（可変式せん断速度粘度計を使用し、多数のせん断速度での 23℃における当該物件の動粘性係数を測定し、得られた数値をせん断速度毎に座標に描きゼロ剪断速度を推定する。このようにして得られた絶対粘度を密度で除すことにより得られる近ゼロせん断速度における見かけ動粘度をいう。）に応じ、引火点と同表の第 4 欄に掲げる温度であること。

動 粘 度	流下時間	フローカップのオリフィス径	引火点
20 mm ² /s を超え 80 mm ² /s 以下の動粘度	20 秒を超え 60 秒以下の時間	4 mm	17℃を超える温度
80 mm ² /s を超え 135 mm ² /s 以下の動粘度	60 秒を超え 100 秒以下の時間	4 mm	10℃を超える温度
135 mm ² /s を超え 220 mm ² /s 以下の動粘度	20 秒を超え 32 秒以下の時間	6 mm	5℃を超える温度
220 mm ² /s を超え 300 mm ² /s 以下の動粘度	32 秒を超え 44 秒以下の時間	6 mm	-1℃を超える温度
300 mm ² /s を超え 700 mm ² /s 以下の動粘度	44 秒を超え 100 秒以下の時間	6 mm	-5℃を超える温度
700 mm ² /s を超える動粘度	100 秒を超える時間	6 mm	-5℃以下の温度

エ) 容量が、旅客機で輸送する場合にあつては 30ℓ、旅客機以外の航空機で輸送する場合にあつては 100ℓを超えないこと。

4) 引火点を超える温度で輸送されることにより引火性液体とするものの等級は 3 とする。

(3) 可燃性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1) に定める燃焼速度試験を実施

航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示
令和 7 年 1 月 1 日適用

し、その試験成績に基づき、2)の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。

1) 金属粉以外の試験物品にあつては、たい積物(試験物品を底辺20mm、高さ10mmの三角形である長さ250mmの三角柱にたい積したもの。以下同じ。)の燃焼時間(たい積物の一端に添加した場合において、着火し当該一端より80mmから180mmまで離れた部分が燃焼する時間をいう。)を測定し、かつ、燃焼が湿性部(たい積物の点火する一端と反対側の一端より30mmから40mmまで離れた部分を水で湿性とした部分をいう。以下同じ。)を越えて継続するか否かを観察し、金属粉の試験物品にあつては、たい積物の燃焼時間(たい積物全体が燃焼する時間をいう。)を測定する。

2)

試 験 成 績		等 級
金属粉以外のもの	金 属 粉	
燃焼時間が45秒未満であつて、かつ、燃焼が湿性部を越えて継続するもの	燃焼時間が5分以下のもの	2
燃焼時間が45秒未満であつて、かつ、燃焼が湿性部を越えないもの	燃焼時間が5分を超え10分以下のもの	3

(4) 自然発火性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1)に定める自然発火性試験を実施し、その試験成績に基づき、2)の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。

1) 液体の試験物品にあつては、磁器の中で発火するか否かを観察し(試験物品がろ紙上で発火するか否か、又はろ紙を焦がすか否かを観察することを含む。)、固体の試験物品にあつては、粉末の試験物品を落下させ、発火するか否かを観察し、かつ、試験物品を容器(ステンレス鋼製の網で作った一辺が2.5cm及び10cmの立方体のもの)に充てんし、140℃に加熱した後の試験物品内部の温度上昇を測定する。

2)

試 験 成 績		等 級
液 体	固 体	
発火したもの又はろ紙を焦がしたもの	発火したもの	1

—	一辺が2.5cmの立方体内の試験物品が発火したもの又は内部温度が200℃を超えたもの（他の試験成績により等級が1となるものを除く。）	2
—	一辺が10cmの立方体内の試験物品が発火したもの又は内部温度が200℃を超えたもの（3%以下の包装で輸送する場合は120℃、450ℓ以下の包装で輸送する場合は100℃で試験を行い、60℃の温度上昇が認められない場合は除外する。）	3

3) マンネブ及びマンネブ混合物においては、1)の試験方法において75℃に加熱した後の試験物品内部の温度上昇が200℃を超えないものを除く。

(5) 水反応可燃性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1)に定める水との反応性試験を実施し、その試験成績に基づき、2)の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。

1) 水との接触によるガスの発生の有無並びに発生ガスが発火するか否かを観察し、かつ、1時間当たりのガス発生量を測定する（発生ガスが可燃性であるか否かを確認することを含む。）

2)

試 験 成 績	等級
発生ガスが発火したもの又は可燃性ガスの最大発生量が試験物品1kgにつき、1分当たり10ℓ以上のもの	1
可燃性ガスの最大発生量が試験物品1kgにつき、一時間当たり20ℓ以上のもの（他の試験成績により等級が1となるものを除く。）	2
可燃性ガスの最大発生量が試験物品1kgにつき、一時間当たり1ℓを超えるのもの（他の試験成績により等級が1又は2となるものを除く。）	3
備考 最大発生量とは、一時間当たりの発生ガス量のうち最大となるものをいう。	

(6) 酸化性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1) に定める燃焼試験を実施し、その試験に基づき、2) の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。ただし、2) により得られる等級が複数の場合（同一の試験方法による場合を含む。）は、そのうちいずれか数値の小さいものを当該物質の等級とする。

1) イ 酸化性物質（個体）

臭素酸カリウムとファイバーセルロースとの混合物を標準物質（試験物質と比較するための基準とすべき物質をいう。以下同じ。）とし、標準物質 30g 及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物（質量比 1：1 及び 4：1 とする。）30g の燃焼時間（混合物に点火した場合において、着火してから発炎しなくなるまでの時間をいう。以下同じ。）を測定する。なお、試験物質の燃焼時間は、質量比 1：1 及び 4：1 の混合物についてそれぞれ測定した燃焼時間のうちいずれか短いものとする。

又は、代替の方法として、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物を標準物質とし、標準物質 30g 及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物（質量比 1：1 及び 4：1 とする。）30g の燃焼率を測定する。なお、試験物質の燃焼率は、質量比 1：1 及び 4：1 の混合物についてそれぞれ測定した燃焼率のうちいずれか高いものとする。

ロ 酸化性物質（液体）

濃度 50% の過塩素酸水溶液、濃度 40% の塩素酸ナトリウム水溶液又は 65% の硝酸水溶液とファイバーセルロースとの混合物を標準物質（質量比 1：1 とする。）とし、標準物質 2.5g 及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物（質量比 1：1 とする。）2.5g の圧力上昇時間（圧力容器内で混合物に着火し、690kPa から 2,070kPa までの圧力上昇時間をいう。）を測定する。

2) イ 酸化性物質（個体）

試 験 成 績	等級
燃焼時間が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 3：2 である標準物質の燃焼時間未満のもの	1
燃焼時間が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 2：3 である標準物質の燃焼時間以下のもの	2
燃焼時間が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 3：7 である標準物質の燃焼時間以下のもの	3
燃焼率が、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 3：1 である標準物質の燃焼率を	1

超えるもの	
燃焼率が、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 1 : 1 である標準物質の燃焼率以上のもの	2
燃焼率が、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 1 : 2 である標準物質の燃焼率以上のもの	3

ロ 酸化性物質（液体）

試 験 成 績	等級
混合物が自然発火したもの又は圧力上昇時間が濃度 50%の過塩素酸水溶液とファイバーセルロースとの混合物である標準物質の圧力上昇時間未満のもの	1
圧力上昇時間が、濃度 40%の塩素酸ナトリウム水溶液とファイバーセルロースとの混合物である標準物質の圧力上昇時間以下のもの	2
圧力上昇時間が、濃度 65%の硝酸水溶液とファイバーセルロースとの混合物である標準物質の圧力上昇時間以下のもの	3

(7) 毒物

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物の項において複数の等級が掲げられている場合は、1) に定める経口毒性試験、経皮毒性試験及び吸入毒性試験を実施し、その試験成績に基づき、2) の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。ただし、2) により得られる等級が複数の場合（同一の試験方法による場合を含む。）は、そのうちいずれか数値の小さいものを当該物質の等級とする。

1)

ア 経口毒性試験

経口投与による半数致死量(被験動物が 50%の確率で致死する量を被験動物 1 kg 当たりの mg で表した値をいう。以下同じ。)を求める急性毒性試験とする。

イ 経皮毒性試験

経皮投与による半数致死量を求める急性毒性試験とする。

ウ 吸入毒性試験

経気道投与（投与時間は1時間とする。）による半数致死濃度（被験動物が50%の確率で致死する濃度を、粉じん又は煙霧である試験物品にあつては、ミリグラム毎リットルで表した値を、蒸気である試験物品にあつては、ミリリットル毎立方メートルで表した値をいう。以下同じ。）を求める急性毒性試験とする。

2)

ア 経口毒性試験

試 験 成 績	等級
5 mg 以下のもの	1
5 mg を超え 50mg 以下のもの	2
50mg を超え 300mg 以下のもの	3

イ 経皮毒性試験

試 験 成 績	等級
50mg 以下のもの	1
50mg を超え 200mg 以下のもの	2
200mg を超え 1,000mg 以下のもの	3

ウ 吸入毒性試験（粉じん又は煙霧の場合）

試 験 成 績	等級
0.2mg 以下のもの	1
0.2mg を超え 2 mg 以下のもの	2
2 mg を超え 4 mg 以下のもの	3

エ 吸入毒性試験（蒸気の場合）

試 験 成 績	等級
半数致死濃度に 10 を乗じた値が飽和蒸気濃度以下であり、かつ、半数致死濃度が 1,000ml以下のもの	1
半数致死濃度が飽和蒸気濃度以下であり、かつ、3,000ml以下のもの（他の試験成績により等級が 1 となるものを除く。）	2
半数致死濃度に 5 分の 1 を乗じた値が飽和蒸気濃度以下であり、かつ、半数致死濃度が 5,000ml以下のもの（他の試験成績により等級が 1 又は 2 となるものを除く。）	3
備考 飽和蒸気濃度は温度 20℃及び気圧 1 気圧の空気中における試験物品の飽和状態での濃度を 1 m ³ 当たりの mlで表した値をいう。	

(8) 腐食性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1) に定める腐食性試験を実施し、その成績に基づき、2) の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。また、混合物については、国連試験基準マニュアルに従った別の試験方法で等級の判定を行うことができる。

- 1) 動物の皮膚に試験物品（試験の対象である物品をいう。以下同じ。）を接触させ、当該部位に不可逆的な危害が発生するまでの時間を測定し、測定の結果、当該部位に不可逆な危害が発生しないと判定された場合は、次に、摂氏 55 度における試験物品の鋼又はアルミニウムに対する浸しよく度を求める。なお、浸しよく度は、鋼製又はアルミニウム製の試験片を試験物品中に一定期間浸漬させ、浸漬後の質量減少量を測定し、次の算式により算定する。

$$X = \frac{W \times 10 \times 365}{d \times S \times T}$$

この場合において、

Xは、試験片の侵しよく度をミリメートル毎年として表した数値

Wは、試験片の質量減少量をグラム毎立方センチメートルで表した数値

dは、試験片の材料の密度を平方センチメートルで表した数値

Sは、試験片の浸漬面積を平方センチメートルで表した数値

Tは、試験片の浸漬日数を表した数値

2)

試 験 成 績	等級
皮膚に当該物質を3分以内接触させた場合、60分以内に不可逆的な危害が発生するもの	1
皮膚に当該物質を3分を超え60分以内接触させた場合、14日以内に不可逆的な危害が発生するもの	2
皮膚に当該物質を60分を超え4時間以下の時間接触させた場合、14日以内に不可逆的な危害が発生するもの、 又は浸しよく度が1年当たり6.25mmを超えるもの	3

備考2 特別規定

表中の特別規定の欄に掲げる記号の意味は、次のとおりとする。

A 1	当該物件の旅客機による輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。また、特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A 2	当該物件の輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。また、特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A 3	化学的又は物理的特性が、当該分類番号又は区分番号の欄に掲げる危険性を有せず、かつ、その他の分類又は区分に該当する危険性がない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A 4	1) 蒸気の吸入毒性の等級が1の液体は、輸送を禁止する。 2) 粉じん又は煙霧の吸入毒性の等級が1の液体であつて、等級が1の容器及び包装等に従い、かつ、一外装包装物当たり最大正味量が5ℓ（旅客機以外の航空機の許容質量又は許容容量の欄に記載された許容量が5ℓ未満の場合は、当該許容量）を超えないものは、旅客機以外の航空機で輸送することができる。ただし、この場合においては、特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A 5	1) 吸入毒性の等級が1の固体は、旅客機による輸送を禁止する。 2) 等級が1の容器及び包装等に従い、かつ、最大正味量が15kgを超えないものは、旅客機以外の航空機で輸送することができる。ただし、この場合においては、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A 6	経口毒性試験、経皮毒性試験及び吸入毒性試験を実施し、等級を決定すること。
A 8	砕けにくい錠剤状で輸送されるものは、等級3とする。
A 9	アルコール分70容量%以下のアルコール飲料であつて、5ℓ以下の容器に入れられたものを貨物として輸送する場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A10	ケイ素の含有率が30質量%未満又は90質量%以上のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A11	濃度が50mg/kg以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A12	硫化アンチモン及び酸化アンチモンであつて、ヒ素の含有率が0.5質量%以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A13	錯フェリシアン化物及びフェロシアン化物は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A15	マグネシウムの含有率が50質量%以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A16	水酸化ナトリウムの含有率が4質量%以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A17	当該物件の輸送は、当該物件を製造した国の輸送承認を要する。
A18	塩化第一水銀及び硫化第二水銀は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A19	1) 火薬類により作動するものは、一台当たりの作動薬包（区分番号が1.4であつて、隔離区分がC又はSのものに限る。）の総量が3.2g以下のものに限ること。 2) 当該物件は、製造国の規定に従って製造、試験、承認及びラベルの貼付がなされたものであること。 3) 当該物件は、以下のものとする。 ア) 手動用の持ち運び可能な消火器 イ) 航空機内に装備された消火器 ウ) 手動で車輪が取り付けられた消火器 エ) 車輪、車輪付荷台又は（小型）トレーラーと類似した輸送用ユニットに取り付けられた消火装置又は機械 オ) 非自走式圧力ドラムと装置から構成される消火器であつて、搭降載時にフォークリフト又はクレーン等により取り扱われるもの
A20	輸送中は、直射日光を避け、風通しが良く、全ての熱源から隔離された場所に積載すること。また、第17条で規定する書類には、その旨を記載すること。
A22	当該物件の分類は、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し決定すること。

A24	成型爆薬及び導爆線に含有する火薬の質量は、油井ジェットせん孔器一台当たり 10kg 以下とすること。
A25	ペンタクロロフェノールは、国連番号 3155 として輸送すること。
A26	1) 非引火性かつ非毒性の液化ガスが 12kg 未満のもの又はアンモニア溶液（国連番号 2672）が 120kg 未満のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。 2) 当該機器には、空調機、内部で食品やその他の物件を低温に保つための目的で設計された機械又はその他の応用機器を含むものとする。
A27	「その他の有害物質」とは、機内で漏出した場合に、著しい不快感を与えることにより航空機乗組員及び客室乗務員の職務の遂行に支障を及ぼすこととなる麻薬性、有害性等の特性を有する物質をいう。
A28	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム塩（二水和物）は、他の分類又は区分に該当しない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A29	パラシアン化プロモベンジルは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A30	1 m ³ にたい積したものを 75±2℃で 24 時間保持した場合に自然発火せず、かつ、その中心温度が 200℃を超えないものは、自然発火性物質に類別する必要はない。
A31	十分に熱処理を施し危険性のないものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A32	当該物件が車両、船舶、航空機に装備されているもの又はハンドル、ドアパネル、座席等の完成品に装着された電気及び火工品により作動する安全装置であって、不慮の作動ができないように措置されているものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A33	亜硝酸アンモニウム及び無機亜硝酸塩とアンモニウム塩の混合物は、輸送を禁止する。
A34	化学的に不安定な混合物は、輸送を禁止する。
A35	機械的製法によるもので粒度が 53 ミクロン以上のもの又は化学的製法によるもので粒度が 840 ミクロン以上のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A36	等級が 2 のものは、「A1」の規定に従うこと。
A37	過マンガン酸アンモニウムは、輸送を禁止する。
A38	当該物件は、ポリスチレン、ポリメチルメタクリレート等の高分子物質から製造されるものをいう。
A39	当該物件は、大容量で輸送する場合に危険な爆発性を有する。
A40	輸送中において、当該品名の欄に掲げる希釈剤の割合が当該品名の欄に掲げる値未満にならないように包装されていなければならない。ただし、当該品名の欄に希釈剤が掲げられていない場合は、当該品名の欄に掲げる火薬類の割合が当該品名の欄に掲げる値以下になるように包装されていなければならない。

A41	<p>次に掲げる基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 各装置は、含まれている危険物とは隔離を要しない物質で製造されていること。 2) 各装置の危険物の量の合計が 2ml 以下であつて、55℃において液体が満杯にならないこと。 3) 各装置は、封印され、高い衝撃抵抗性があるプラスチック又はそれと同等の材質の筒状の内装容器に内容物を完全に吸収できる吸収材とともに収納されていること。また、内装容器の蓋はしっかりと丈夫な手段により固定されていること。 4) 内装容器は、1.5mm 以上の厚さの金属又はプラスチックの中間容器に入れ、密閉封印されていること。 5) 中間容器は、しっかりと頑丈な外装容器に入れられていること。また、包装物は内装容器の破損及び漏えいがなく、以下の試験に重大な機能の低下がなく耐えられること。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 以下の方法により、1.8m の高さから固くなめらかな水平面に自由落下試験を行う。 <ol style="list-style-type: none"> a) 底面が当たる落下を 1 回 b) 上面が当たる落下を 1 回 c) 長い側面が当たる落下を 1 回 d) 短い側面が当たる落下を 1 回 e) 三つの縁が交差する角部が当たる落下を 1 回 イ) 供試物の上面に対して、供試物と同一の包装物が 3m (試験の供試物を含む) の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を 24 時間加える。 6) 包装物の総重量が 30kg を超えないこと。
A42	10 質量%以上の鉄を含み、腐食に対して安定化されたライター石用のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A43	ウイルスを移しやすい物質に冒された植物、動物若しくはバクテリアから採取したもの又はウイルスを移しやすい物質に冒されたものは、ウイルスを移しやすい物質に類別すること。
A44	一又はそれ以上の相互に反応しない少量の輸送許容物件を含み、箱、ケース等に収納されているものであつて、例えば医療、分析、試験又は修理を目的として使用するものに限ること。
A46	<ol style="list-style-type: none"> 1) 引火性液体に該当する物質が危険性の認められない固体物質に完全に吸収され、かつ、密閉された状態にあるものであつて、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の容器の漏えい試験 (単一容器に限る。) に合格している場合は、可燃性物質として、当該品名で輸送することができる。 2) 等級が 2 又は 3 の引火性液体に該当する 10 ml 未満の液体を吸収し遊離液体がない固体を含む密閉された小型容器又は物品は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A47	ウイルスを移しやすい物質又は毒性のある遺伝子組換え微生物及び遺伝子組換え生物は、それぞれウイルスを移しやすい物質又は毒物として当該規定に従って輸送すること。
A48	第 21 条の規定は適用しない。
A49	品名の欄に掲げる物質が混合されたものに限ること。
A50	毒物に該当する液体 (等級が 1 のものを除く。) が、危険性の認められない固体物質に完全に吸収され、かつ、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の容器の漏えい試験 (単一容器に限る。) に合格している場合は、当該品名で輸送することができる。
A51	航空機用蓄電池については、旅客機で輸送する場合の許容質量を 100kg 以下とする。ただし、本特別規定に従って輸送する旨を第 17 条第 1 項に規定する書類に記載すること。
A52	引火性ガスに該当しない混合物は、国連番号 3163 として輸送すること。
A53	表面が被覆されているものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A54	他の形状のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A56	火薬類の他に火薬類以外の分類の危険物を含む物件にも適用すること。
A58	アルコール分が 24 容量%以下の水溶液は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A59	空気を 20℃におけるゲージ圧力 200kPa 未満まで抜いている破損した若しくは使用不能のタイヤの組立部品、又はゲージ圧がタイヤの最高定格圧力を超えていない使用可能のタイヤのついたタイヤの組立部品であつて、輸送の間、損傷が起こらないよう保護されているものは輸送禁止物件に含まれないものとする。

A60	<p>1) 当該物件は、技術的に純粋な物質又は自己加速的分解温度が 75℃より高いものから生まれた製剤にのみ適用される。</p> <p>2) 35 質量%以下のアゾカルボンアミドと 65 質量%以上の不活性物質を含む均質な混合液で、他の分類又は区分に該当しない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A61	<p>天然又は人工の結合剤に浸され、又は固定された石綿であつて、危険な量の石綿繊維が人体に吸入されないように措置又は包装されたものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p>
A62	<p>当該物件の輸送は、当該物件を製造した国の輸送承認を要する。</p>
A64	<p>危険物輸送に関する国連勧告に従つて試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。</p>
A65	<p>輸送中想定される最低温度において、当該物質の飽和濃度が 80 質量%を超えないものは、酸化性物質に該当しないものとする。</p>
A66	<p>含有する有機過酸化物は、温度管理を必要としないD、E及びFのものであること。</p>
A67	<p>1) 次に掲げる振動試験及び圧力差試験において電解液の漏えいがない場合、蓄電池（漏れ防止型）とみなされる。</p> <p>ア) 蓄電池を振動台に確実に固定し、振幅 0.8mm（最大全振幅 1.6mm）の単振動を加える。振動数を 10Hz～55Hz の範囲内で 1 分間当たり 1 Hz の割合で振動させ、蓄電池の各据え付け位置について 95±5 分間振動を加える。蓄電池は、3つの相互に垂直な据え付け位置について同時間試験する。（充填口又は通気孔がある場合は、逆さまの位置での試験を含む。）</p> <p>イ) ア) の試験の後、蓄電池を 24℃±4℃で 88kPa 以上の気圧差の下に 6 時間置く。蓄電池は、3つの相互に垂直な据え付け位置について 6 時間以上試験する。（充填口又は通気孔がある場合は、逆さまの位置での試験を含む。）</p> <p>2) 蓄電池（漏れ防止型）のうち、当該電池の電解液が 55℃においてケースの亀裂等により漏えいしないものであり、かつ、当該電解液が遊離した液体又は吸収されない液体を含まないものであって、当該電池又は当該電池を動力源とする装置、機器及び車両を短絡及び不測の作動を防止する措置を講じた上で貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A68	<p>当該物件の輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。</p>
A69	<p>次に掲げる物件を（ランプを除く。）貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p> <p>1) 水銀又はガリウムの含有量が 15 g 以下の温度計、電源スイッチ及び切替装置（リレー）。ただし、それらが機器に内蔵されており取り外しできない場合であつて、通常の輸送において生じる圧力及び衝撃を受けても水銀又はガリウムの漏えいのおそれがないときに限る。</p> <p>2) 水銀、ガリウム又は不活性ガスそれぞれの含有量が 100mg を超えず、かつ、一包装物当たりの総合計量が 1 g 以下のもの。</p>

A70	<p>1) 内燃機関が単体又は他の輸送禁止物件を含まない機械その他装置に組み込まれた状態で貨物として輸送される場合であつて、次に掲げるいずれかの条件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>ア) 輸送禁止物件に当たらない燃料により作動する内燃機関であること。</p> <p>イ) 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p> a) 燃料タンクに一度も燃料を入れたことがないか、又は浄化されていること。</p> <p> b) 燃料系統が完全に空であること。</p> <p> c) 燃料系統は、密閉若しくは蓋がされ、又は機械その他装置に確実に組み込まれていること。</p> <p>2) 引火性ガスを燃料とする内燃機関又は燃料電池機関であつて、燃料を入れたことがあるもの（他の輸送禁止物件を含まないものに限る。）は、当該燃料が排出され、浄化された上で、非引火性ガス又は適切な液体が充てんされた状態で、次に掲げる条件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>ア) 荷送人及び輸送する者において必要な調整を行うこと。</p> <p>イ) 当該物件は危険性が無効にされたものであることを証明すること。</p> <p>ウ) 非引火性ガスを充てんした場合にあつては、20℃でゲージ圧が200kPaを超えないこと。</p> <p>3) 一のコンテナ又はパレットに複数の内燃機関を積載する場合は、荷送人及び輸送する者において必要な調整を行うこと。</p> <p>4) 当該物件が、上記1)又は2)により輸送禁止物件に含まれないものとして輸送される場合は、輸送の書類にこの規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p>
A71	カルシウムカーバイドの含有率が0.1質量%以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A72	<p>1) 他に品名が明示されたものを除く。</p> <p>2) ニトロセルロース（窒素の含有率が12.6質量%以下のものに限る。）の含有率が20質量%以下のものに限ること。</p>
A73	危険物輸送に関する国連勧告に従つて試験を実施し、可燃性物質に該当するものに限ること。
A74	固体状の無水フタル酸及び無水テトラヒドロフタル酸であつて、無水マレイン酸の含有率が0.05質量%以下のもの（引火点より高い温度で熔融状となる無水フタル酸であつて、無水マレイン酸の含有率が0.05質量%以下のものを除く。）は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A75	<p>1) 殺菌装置であつて、国連番号が2014の酸化水素(水溶液)(安定剤入りのもので、濃度が40質量%を超え60質量%以下のもの)の量が、一の内装容器当たり30ml未満、かつ、一の外装容器当たり150ml以下の場合は、第24条（同条第1項ただし書きに係る部分を除く。）に規定する技術上の基準に従つて輸送することができる。ただし、容器は比較火災試験において出荷準備された包装物と水を満たした同一とみなされる包装物の間の包装物内部の温度差が200℃を超えないこと。</p> <p>2) 包装物には、20℃で30mlの内装容器につき1時間当たり0.1ml以下の量のガスを放出させる通気孔を設けることができる。</p>
A77	腐食性物質に該当する液体が危険性の認められない固体物質に完全に吸収され、かつ、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の容器の漏えい試験（単一容器に限る。）に合格している場合は、当該品名で輸送することができる。
A79	当該物件が、国連試験基準マニュアルに従つて試験を実施し、硝酸アンモニウム肥料に該当するとされたもののみ使用してよい。
A80	当該物件に含まれる引火性液体の技術名を品名の直後に括弧を付し記述すること。
A81	人体部位、器官及び人体全身は、旅客機及び旅客機以外の航空機の許容質量又は許容容量の欄に記載された許容量にかかわらず輸送することができる。
A82	硫酸バリウムは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A83	主として硝酸カルシウム及び硝酸アンモニウム複塩からなる硝酸カルシウム肥料であつて、全硝酸アンモニウムが10質量%以下であり、かつ、結晶水の含有率が12質量%以上のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A84	リチウム、ナトリウム、カリウム、ルビジウム及びセシウムは、アルカリ金属に属する。
A85	マグネシウム、カルシウム、ストロンチウム及びバリウムは、アルカリ土類金属に属する。

A86	1) 輸送中において均一性を保ち分離することのないよう調合されていること。 2) 危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類及び可燃性物質に該当しないものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A87	包装が完全に施されず、内部が容易に視認できる場合は、第14条によるラベル及び第15条による品名等の表示を省略することができる。
A88	試作品のリチウム電池若しくはナトリウムイオン電池又は生産量の少ないリチウム電池若しくはナトリウムイオン電池であつて、国連試験基準マニュアルの試験要件に従って試験されていないものは、国土交通大臣の輸送承認を要する。また、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A90	国連試験基準マニュアルに従って試験を実施した硝酸アンモニウムベースの肥料に限ること。
A91	ニトロセルロースの含有率が20質量%以下のものは、塗料、塗料関連材料、香料製品類又は印刷インクとして輸送することができる
A92	1:1000の比率で0.07モルの塩酸と混合し、温度23℃±2℃で1時間攪拌した場合に、溶解度が5質量%以上のものに限ること。
A93	輸送中偶発的な作動が起こらないよう、熱源部となる部品又はエネルギー源を取り外した発熱性機器は、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A94	1) ナトリウム（液体として存在する温度で輸送する場合を除く。）、硫黄又はポリサルファイド以外の輸送禁止物件を含まないものに限ること。 2) セルは、内容物が金属容器に完全に封入され、かつ、密閉溶接されたものであつて、通常の輸送状態の下で、内容物漏えいを防ぐように製作されたものであること。 3) 蓄電池は、当該セルが複数で構成されたものであること。
A95	ポリ塩化ビフェニルを除く。
A96	有機過酸化物に該当するものを除く。
A97	国土交通大臣の認めたものに限ること。
A98	噴射された場合に、乗務員の正常な業務を阻害するような極端な困惑感又は不快感を与えるものでない限り、非引火性のガスで容量が50ml以下のエアゾール、ガスカートリッジ及びガスを含む小型容器は、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A99	旅客機以外の航空機の許容質量又は許容容量の欄に記載された量を超えて輸送する場合は、国土交通大臣の輸送承認を要する。また、特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A100	揮発性の程度にかかわらず、当該品名を使用すること。
A101	硝酸尿素が水及び無機質の不活性物質により不活性化されたものは、硝酸尿素の含有率が75質量%を超えないものであつて、かつ、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。
A102	アルミニウム浮き滓、アルミニウム鋳屑、使用済み電極又は電解槽、アルミニウム塩鋳滓等を含むものとする。
A103	次に掲げる基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1) 引火性、非毒性液化ガスの含有量が100g未満であること。 2) 引火性液化ガスが冷凍機器類の部品内に収納されていること。 3) 部品は機械の運転圧力の少なくとも3倍の圧力に設計され、試験されていること。 4) 冷凍機器類が液化ガスを包含するように設計、製造されており、通常の輸送状態の下で圧力を保持する部品が破裂したり、割れ目ができる危険性がないものであること。
A105	顆粒状、粒状、丸薬状、錠剤状、薄片状等に成形されている場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A106	当該物件は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の中で試料とされている化学サンプルに限るものとし、国土交通大臣又は同条約により設立される化学兵器の禁止のための機関の承認を要する。

A107	<p>1) 機械、装置又は物品の内部に、残留物又は構成物として少量輸送許容物件を有するものに限ること。</p> <p>2) 他に品名が明示されている機械、装置又は物品を除く。</p> <p>3) 包装基準 962 に規定する少量輸送許容物件等の総質量等の値を超える場合にあっては、国土交通大臣の輸送承認を要する。</p> <p>4) 包装基準 962 に規定する総質量又は総容量にかかわらず、国連番号が 3077 の物件であって 5 kg 以下のもの又は国連番号が 3082 の物件であって 5 l 以下のものを含む場合、第 17 条第 1 項に規定する書類には、当該物件の質量又は容量を記載してはならない。なお、当該物件の質量又は容量が 5 kg 又は 5 l 以下であり、当該物件以外の輸送許容物件を含まない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A108	等級が 1 のものは、「A1」の規定に従うこと。
A110	30%以上の非揮発性、非引火性の安定剤を含有するものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A111	有効期間を過ぎたもの、使用不能のもの又は使用済みのものは、輸送を禁止する。
A112	高圧ガス（非毒性のエアゾールに限る。）、引火性液体（等級が2又は3のものに限る。）、毒物（等級が3のものに限る。）又は国連番号が3077、3082、3175、3334若しくは3335のものであつて、かつ、副次危険性を有していないものに限る。旅客機による輸送が禁止されているものは、日用品として輸送してはならない。
A113	当該物件の分類又は区分及び等級は、国連の危険物輸送試験及び備考 1 による等級の判定を実施することなく、過去の実績等に基づき適切に決めることができる。
A114	<p>高圧ガスが充てんされた衝撃吸収装置であつて、次に掲げる条件を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>1) 1.6l以下のガス空間容積で、かつ、280 バール以下の充てん圧力であつて、容積と充てん圧力の積が 80 を超えないこと。</p> <p>2) 0.5l以下のガス空間容積のもの破裂強度は、20℃における封入圧の 4 倍以上であること、又は 0.5lを超えるガス空間容積のもの破裂強度は、封入圧の 5 倍以上であること。</p> <p>3) 破壊された場合に、破片を生じない材料により作られていること。</p> <p>4) 国土交通大臣が適当と認める品質保証基準に適合していること。</p> <p>5) 火災の場合に、熱分解するシール又はその他内部圧を除去する装置により破裂しないように措置されていること。</p>
A115	危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施した場合、当該物件が爆発しないもの又は当該物件の外装、圧力容器が破裂しないもの若しくは飛散の危険性がなく、消火作業その他の緊急時対応作業を著しく妨げるような熱の影響がでないものであること。
A116	火薬類に該当しないものに限ること。
A117	<p>1) 人間や動物の医療処置又は生物学的研究による廃棄物であつて、ウイルスを移しやすい物質が存在しないと推定されるものに限る。</p> <p>2) ウイルスを移しやすい物質(国連番号が 2814 又は 2900 の物件に限る。以下この欄において同じ。)の存在が疑わしい場合は、国連番号が 2814、2900 又は 3549 の物件として当該規定に従って輸送すること。また、生物由来物質(カテゴリー B)又はウイルスを移しやすい物質を含む可能性が低い場合は、国連番号が 3291 の物件として当該規定に従って輸送すること。</p> <p>3) ウイルスを移しやすい物質を除去したもので、他の分類又は区分に該当しないものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A118	火薬類に該当する物件は、車両から取り外し、火薬類の技術上の基準に従って輸送すること。ただし、火薬類以外に該当する組立部品の一部である場合又は恒久的部品として装備されている発煙筒若しくは車両に装備されたエアバッグモジュール、エアバッグインフレーター及びシートベルトプレテンショナー等を除く。
A119	旅客機以外の航空機で輸送するための器財であつて、1,000kg(包装込みの質量)を超えないものについては、旅客機以外の航空機で輸送することができる。
A120	当該物件は、自動車、オートバイ、航空機、ボート、スノーモービル及びジェットスキーを含むが、それらに限定しないこと。
A122	0.5g以下のニトロセルローズ製メンブランフィルターが製品又は密閉された包装に内蔵されている場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。

A123	<p>1) 当該物件は、他の品名に該当しない蓄電池（例えばアルカリマンガン、亜鉛炭素及びニッケルカドミウムのバッテリー）に適用する。</p> <p>2) 短絡及び不測の作動を防止する措置がとられていない電池又は電池を動力源とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。</p> <p>3) データロガー、貨物追跡装置又は時計等の危険な熱を発生するおそれがない機器は、輸送中に作動させることができる。</p> <p>4) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p>
A125	<p>1) 「耐風マッチ」とは、摩擦に敏感な点火薬と火工品で混合されたものであつて、小さい炎又は炎を出さないで燃焼するが、強度の熱を生じるマッチのことをいう。</p> <p>2) 「安全マッチ」とは、箱、本、カードと組み合わせ、又は一体となったもので、薬の塗ってある表面による摩擦によつてのみ点火することができるマッチのことをいう。</p> <p>3) 「万能マッチ」とは、固い表面との摩擦によつて点火することができるマッチのことをいう。</p> <p>4) 「ろうマッチ」とは、薬の塗ってある表面又は固い表面のいずれかに摩擦することによつて点火することができるマッチのことをいう。</p> <p>5) 耐風マッチ及び万能マッチは、輸送を禁止する。</p>
A128	水反応可燃性物質に該当するものを除く。
A129	<p>1) 硝酸アンモニウム（熱を有する濃縮した溶液）は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、輸送することができる。</p> <p>ア) 濃度が93質量%以下であること。</p> <p>イ) 水を7質量%以上含有するものであること。</p> <p>ウ) 当該溶液に含まれる燃焼性物質が0.2%以下であること。</p> <p>エ) 塩化物イオン濃度が0.02%を超える量の塩素化合物が含まれていないこと。</p> <p>オ) 濃度が10%の硝酸アンモニウムの水溶液の水素イオン指数は、25℃における測定の結果、5以上7以下であること。</p> <p>カ) 包装物の表面温度が140℃を超えないこと。</p> <p>2) 硝酸アンモニウム（熱を有する濃縮した溶液）は、次に掲げる要件を満たす場合であつて、貨物として輸送するときは、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>ア) 濃度が80質量%以下であること。</p> <p>イ) 当該溶液に含まれる燃焼性物質が0.2%以下であること。</p> <p>ウ) 硝酸アンモニウムは、あらゆる輸送条件下でも溶液であること。</p> <p>エ) 当該溶液は、他の分類又は区分に該当しないこと。</p>
A131	<p>1) ガラス製の内装容器を使用した殺菌装置であつて、内装容器1個当たり30ml未満、かつ、外装容器1個当たり300ml以下の場合には、第24条（同条第1項ただし書きに係る部分を除く。）に規定する技術上の基準に従つて輸送することができる。ただし、充てん後、熱湯の入った浴槽に入れ、55℃での内圧が酸化エチレンの蒸気圧と等しくなる温度までの間、漏えいしないことを確認すること。</p> <p>2) 全ての内装容器が破損又は漏えいした場合、酸化エチレンといかなる反応も起こさないものであつて、内容を収容できるプラスチック袋に入れて密閉すること。ただし、当該内装容器が損傷等を受けた場合でも、プラスチック袋に穴が開かないように措置されていること。</p>
A132	腐食性の発煙物質を含む場合、副次危険性を表すラベルQを貼付すること。また、毒性の発煙物質を含む場合、副次危険性を表すラベルMを貼付すること。
A133	当該物件の輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。
A136	輸送中は、直射日光を避け、風通しが良く涼しい全ての熱源から隔離された場所に積載すること。
A137	毒物のうち蒸気の吸入毒性の等級が1に該当するものを除く。
A138	砕けにくい錠剤状で輸送される次亜塩素酸カルシウム（乾性）に限る。
A140	<p>1) 第17条で定める書類の品名には、物質名による補足を行うこと。</p> <p>2) 病気を移しやすい物質（人体又は動物に対し伝染性があるものに限る。）に該当すると推定される場合は、第17条で定める書類の品名の後に、その可能性がある旨の文言を表示すること。</p>
A143	当該物件は、常時水素を含有しているものとして取り扱わなければならない。

A144	<p>航空機乗務員によって使用される化学酸素発生装置は、備考3に定める「565」によるほか、次に掲げる条件を満たす場合に限り、「A1」の規定を適用せず旅客機により輸送することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 使用可能なこと及び未開封容器に入っているもの。 2) 耐空性審査要領又は運航規程に定める数を補完する必要がある場合については、運航者又はその代行者により輸送すること。 3) 一包装あたり2個までとすること。 4) 第17条で定める書類及び包装物上の表面に、備考2に定めるA144に応じた航空機乗組員用呼吸器具を意味する文言を表示すること。
A145	<p>エアゾール、ガスカートリッジ及び小型燃料ガスボンベ（いずれも廃棄されるものに限り、穴が開いたものを除く。）は、輸送を禁止する。</p>
A146	<ol style="list-style-type: none"> 1) 当該品名は、引火性液体（メタノール又はメタノール水溶液を含む。）を収納している燃料電池用カートリッジ（燃料の供給を制御する弁を介して燃料電池を電源とする装置に供給する燃料を収容している容器）に適用する。 2) 燃料電池用カートリッジは、通常の輸送の間に燃料を漏れいせず、容器に入れられない状態で100kPa（ゲージ圧）での内圧試験に合格するように設計、製造されたものでなければならない。 3) 国連番号が3479の物件を除いて、燃料電池用カートリッジは、1.2mの高さからの落下試験を行い、損傷及び内容物が漏れいしないよう設計・製造されたものでなくてはならない。 4) リチウム電池又はナトリウムイオン電池が含まれている場合は、当該品名に応じた技術上の基準のほか、国連番号が3091、3481又は3552の物件のいずれかの技術上の基準にも従って輸送すること。
A150	<p>備考5により副次危険性を表すラベルの貼付を要求されているものがある。</p>
A151	<p>炭酸ガスを換気する措置がとられているコンテナに搭載された生鮮食料品等を冷却するために使用するものは、許容質量の規定は適用しない。ただし、搭載されているコンテナが運航者により識別されていなければならない。</p>
A152	<p>冷却液体窒素を含有する断熱容器であつて、次に掲げる条件を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 冷却液体窒素が完全に多孔性物質に吸収されていること。 2) 内容物が輸送禁止物件及び輸送許容物件以外の物件であり、低温で輸送すること。 3) 断熱容器（備考3に定める「202」の要件を満たすものに限る。）がコンテナ内等の圧力を増加させないよう、かつ、天地の姿勢に関係なく冷却液体窒素が漏れないように設計されていること。
A154	<ol style="list-style-type: none"> 1) 熱、火気若しくは短絡により危険な状態に進展するおそれがあるため通常の使用に適さないと判断されたもの又は輸送前に危険な状態に進展するおそれがないことが判断できないものは、輸送を禁止する。 2) 損傷があると判断されたもの又は輸送前に損傷がないことが判断できないものは、輸送を禁止する。 3) 1)及び2)の判断は、当該物件の製造者又は当該物件に関する専門的知識及び技術を有する者が行わなければならない。
A155	<p>硝酸マグネシウム（六水和物）は輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A156	<p>揮発性の程度にかかわらず、当該品名を使用しなくてはならない。</p>
A157	<p>活性剤を含有する場合は、混合しないように2つ以上の防止措置をとらなくてはならない。</p>
A158	<p>輸送禁止物件に含まれない固体の物件と環境有害物質の混合物は国連番号3077で輸送しなくてはならない。小型容器又は物品であつて、10ml未満の環境有害物質を液体を吸収し遊離液体がない密閉されたもの、又は10g未満の環境有害物質の固体を含む密閉されたものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>

A161	<p>1) 55℃において内容物の平衡圧の2倍以上の圧力において、漏えい又は破裂しないものであること。</p> <p>2) 55℃において、蒸気圧1000kPaを超えない200ml以上の引火性液体を含まないものであること。</p> <p>3) 湯浴試験に合格したものであること。</p>
A162	<p>1) 当該物件は、容量を120ml以下にしなければならない。圧力は、55℃において5000kPaを超えてはならない。型式は、55℃において2倍の圧力、又は55℃において内部圧力より200kPa以上の大きい圧力のいずれか大きい値であつて、漏えい又は破裂しないものであること。また、製造者の定めた手順に従つて充てんされたものでなくてはならない。</p> <p>2) 燃料電池と一体となったものを含め、各設計型式の燃料電池用カートリッジは、以下の試験に合格したものでなくてはならない。</p> <p>ア) 落下試験</p> <p>(1) 1.8mの高さから硬い表面に落下試験を行う。</p> <p>a) 垂直に閉鎖弁組立部品を含む側</p> <p>b) 垂直に閉鎖弁組立部品を含む側の相対する側</p> <p>c) 45度の角度で閉鎖弁組立部品を含む側</p> <p>(2) 1.8mの高さから水平に上向きになっている直径38mmの鋼製先端に向けて行う。</p> <p>燃料電池用カートリッジが定格充てん圧力まで充てんされた場合漏えいがあつてはならず、引き続き燃料電池用カートリッジが破裂するまで圧力を加えなくてはならない。その際、記録される圧力は最低容器破裂圧力の85%を超えること。</p> <p>イ) 火炎包囲試験</p> <p>定格容量まで水素を充てんした燃料電池用カートリッジは、火炎包囲試験を行わなくてはならない。ただし、燃料電池用カートリッジと一体となった通孔部を含むものであつて、以下の場合は火炎包囲試験に合格したものとす。</p> <p>a) 内圧はカートリッジが破裂せず、ゼロゲージ圧力まで放出すること</p> <p>b) 破裂せずに最低20分間火炎に耐えるものであること</p> <p>ウ) 水素循環試験</p> <p>定格容量の5%以下から95%以上まで水素を充てんさせ、その後定格容量を5%以下に放出しなくてはならない。また、循環は少なくとも100回続けること。引き続き、充てんされたカートリッジの内容積が、定格容積の95%で充てんされた最低容器破裂圧力の75%に加圧した未循環カートリッジの内容積を超えていなければ、水素循環試験に合格したものとす。</p> <p>エ) 製品漏えい試験</p> <p>定格充てん圧力で加圧された状態で、15℃±5℃において漏えい試験を行い、漏えいがあつてはならない。</p>
A163	<p>当該物件に収納された輸送許容物件であつて、それぞれの内容物に適用される微量輸送許容物件の量的制限を超えていない場合は、微量輸送許容物件として輸送することができる。また、当該物件に収納される有機過酸化物は微量輸送許容物件として輸送することができる。</p>
A165	<p>国連試験基準マニュアルの試験によって、作動した場合に包装物の外に危険な影響が生じないものであることが実証されていなければならない。</p>
A166	<p>当該物件は、硫化水素による吸入毒性を有する。</p>
A167	<p>第10条の要件に適合していること。</p>
A169	<p>アンモニウム塩と次亜塩素酸塩類の混合物は、輸送を禁止する。</p>
A170	<p>臭素酸塩類とアンモニウム塩の混合物、臭素酸アンモニウム及び臭素酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する。</p>
A171	<p>塩素酸塩類とアンモニウム塩の混合物、塩素酸アンモニウム及び塩素酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する。</p>
A172	<p>亜塩素酸塩類とアンモニウム塩の混合物、亜塩素酸アンモニウム及び亜塩素酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する。</p>
A173	<p>過マンガン酸塩類とアンモニウム塩の混合物、過マンガン酸アンモニウム、過マンガン酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する</p>
A175	<p>火薬により作動するものは、一台当たりの火薬（区分番号が1.4であつて、隔離区分がC又はSのものに限る。）の総量が3.2g以下のものに限る。また、不測の作動を防止する措置をとらなくてはならない。</p>

A176	車両、船舶、機械（発動機を含む。以下この欄において同じ。）、航空機若しくはそれらの部品に内蔵された、又は車両、船舶、機械若しくは航空機に内蔵されることを目的とした水素吸蔵合金システムの輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。また、特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A177	吸入毒性を有する硫化水素を含む場合は、原油（引火性かつ毒性のもの）として輸送すること。
A178	<p>危険物を含有するアタッシュケース、金庫、現金輸送用バッグ等は、次に掲げる要件を満たす場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 不測の作動を防止するための機能を有すること。 2) 装置に火薬、爆薬、火工品その他爆発性を有する物件が含まれている場合は、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。 3) 装置にリチウム単電池又は組電池が組み込まれている場合は、次のいずれかの要件に従うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア) リチウム金属単電池の場合はリチウム含有量が1g以下、リチウム金属組電池の場合は総リチウム含有量が2g以下であること。 イ) リチウムイオン単電池の場合はワット時定格量が20Wh以下、リチウムイオン組電池の場合は総ワット時定格量が100Wh以下であること。 ウ) 単電池又は組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 4) 装置に高压ガスが含まれている場合は、次の要件に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 区分番号が2.2であって、一容器当たりの容量が50ml以下であること。 イ) 機内で漏出した場合に、著しい不快感を与えることにより航空機乗組員及び客室乗務員の職務の遂行に支障を及ぼすものでないこと。 ウ) 偶発的に作動した場合であっても全ての有害な影響は当該装置内にとどまり、かつ、大きな警告音を発するものではないこと。 5) 欠陥又は破損している物件は、輸送が禁止される。 6) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A179	国連番号が3077の物件にあっては、別表第1の許容質量又は許容容量に掲げられた最大正味量にかかわらず、最大正味量が1000kgを超えないIBC容器を備考3に定める「956」に従って使用することができる。
A180	<p>ウイルスを移さない動物の標本であって、国連番号が1170、1198、1987又は1219の物件を含んだもののうち、次に掲げる基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 標本は、アルコール類若しくはその溶液又はホルムアルデヒド溶液で湿らせた紙又はガーゼ等の布で覆われて熱密閉式のプラスチック袋（30mlを超える液体を含まないものに限る。）に収納されているか、30ml以下のアルコール類若しくはその溶液又はホルムアルデヒド溶液の入った小瓶又は強固な容器に収納されていること。 2) の包装物が熱密閉式のプラスチック袋に収納されていること。 3) の包装物が別のプラスチック袋に吸収材と収納され、熱密閉がされていること。 4) の包装物が袋に収納された上で、強固な外装容器に十分な量の緩衝材とともに収納されていること。 5) 外装容器内の引火性液体は、1ℓを超えてはならない。 6) 包装物の表面に本規定に従った科学研究用標本を意味する文字を表示すること。
A181	<p>リチウム電池が内蔵された装置とともに、他のリチウム電池を包装する場合は、以下の要件に従うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該物件は、本告示の包装基準に従い確実に包装されていること。 2) リチウム電池が内蔵された装置とともに他のリチウム電池を包装する場合は、包装物の表面にリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）又はリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）に係る表示を行うとともに、第17条第1項に規定する書類にその旨を記載すること。また、包装物にリチウム金属電池及びリチウムイオン電池が収納されている場合は、包装物の表面にリチウム金属電池及びリチウムイオン電池に係る両方の表示を行うとともに、第17条第1項に規定する書類にその旨を記載すること。ただし、装置（回路基板を含む。）に内蔵されたボタン電池については、この限りでない。
A182	リチウム電池のみを動力源とする場合は、国連番号が3091又は3481の物件として輸送すること。
A183	廃電池の輸送及び電池の再生又は処分のための輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。

A184	当該物件は、化学反応を起こさないよう乾燥状態で輸送すること。
A185	<p>1) リチウム電池又はナトリウムイオン電池のみを動力源とする車両は、国連番号が3556から3558までのいずれかの物件として輸送すること。</p> <p>2) 専ら他の機器に電力を供給するように設計された貨物輸送ユニットに設置されたリチウム電池は、国連番号が3536の物件として輸送すること。</p>
A186	<p>1) 当該物件は、エネルギー貯蔵容量（定格電圧と静電容量を用いて計算される当該物件に蓄えられる電力量をいう。以下同じ。）が0.3Wh を超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。</p> <p>ア) 充電されていない状態で輸送すること。ただし、装置に内蔵されていて、短絡を防止する措置を講じたものはこの限りでない。</p> <p>イ) 当該物件は次に掲げる方法により短絡を防止する措置を講じること。</p> <p> a) 一の当該物件のエネルギー貯蔵容量が 10Wh 以下の場合、当該物件の短絡を適切な方法により防止するか又は端子間を金属で接続すること。</p> <p> b) 一の当該物件のエネルギー貯蔵容量が 10Wh を超える場合は、当該物件の端子間を金属で接続すること。</p> <p>ウ) 95kPa の圧力差に、漏えいなく耐え得ること。</p> <p>エ) 内部圧力を開放するように組み立てられていること。なお、開放とともに放出される液体は、容器又は当該物件により飛散が防止されていること。</p> <p>オ) 当該物件の外表面上にエネルギー貯蔵容量（単位は Wh）が表示されていること。ただし、平成 25 年 12 月 31 日以前に製造されたものについては、この限りでない。</p> <p>2) エネルギー貯蔵容量が10 Wh以下で、かつ、当該物件を1.2mの高さから硬い水平面に落下させた場合に漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がない場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>3) 当該物件が、不測の作動を防止する措置がとられた装置に内蔵されており、かつ、強固な外装容器に収納されている場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>4) 輸送許容物件を含まないキャパシタは、1)の基準（ウ）を除く。）に従って輸送すること。</p>
A187	<p>1) 加圧された物質が引火性のものである場合は、区分番号を2.1として割り当てること。なお、当該物質が液体であって、引火点が93℃以下である場合であっても当該区分番号を割り当てること。</p> <p>2) 加圧のために使用される高圧ガスは、区分番号が2.3又は副次危険性の区分番号が5.1のものであってはならない。</p> <p>3) 加圧された物質が、区分番号が6.1又は分類番号が8であって、等級が2又は3の輸送許容物件である場合は副次危険性を当該分類番号に割り当て輸送すること。ただし、等級が1の当該輸送許容物件は、当該品名で輸送してはならない。</p> <p>4) 加圧された物質が、旅客機及び旅客機以外の航空機ともに輸送禁止の成分を含む場合は、輸送を禁止する。</p>
A188	ニトログリセリンの濃度が1質量%を超え5質量%以下である場合で、かつ、包装基準371の要件を満たしていない場合にあっては、輸送を禁止する。
A189	<p>1) 当該物件の濃度が10質量%以上25質量%未満であるものは、国連番号が3334の物件として輸送すること。</p> <p>2) 当該物件の濃度が10質量%未満である場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>

A190	<p>三フッ化ホウ素を内蔵する中性子線探知機及び当該機器を内蔵した装置は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機以外の航空機により輸送することができる。ただし、当該物件に内蔵されるガスの収納量が1g以下である場合（はんだ付けにより当該ガスが封入されている場合を含む。）にあつては、次の1)から3)までに掲げる要件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p> <p>1) 中性子探知機は、次の基準に従ったものであること。</p> <p>ア) 当該物件の内部圧力は20℃において105kPaを超えないこと。</p> <p>イ) 当該物件に内蔵されるガスの収納量は一の探知機において13gを超えないこと。</p> <p>ウ) 国際標準化機構の文書ISO9001:2008等に準拠した品質管理プログラムの下で製造されていること。</p> <p>エ) 当該物件は、セラミック材に金属をろう付けした構造であり、破裂強度は1800kPa以上であること。</p> <p>オ) ガスを充てんする前に、$1 \times 10^{-10} \text{cm}^3/\text{s}$の防漏基準に適合していること。</p> <p>2) 中性子探知機を個々の部品として輸送する場合は、次の基準に従い輸送すること。</p> <p>ア) 内蔵されているガスが十分吸収又は吸着できる量の吸収材又は吸着材を詰め、プラスチック製の内張りがされた中間容器に収納すること。</p> <p>イ) 強固な外装容器に収納し、包装物は、1.8mの高さから落下させても収納物の漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷を起こさないものであること。</p> <p>ウ) 一の外装容器におけるガスの最大正味量は53gを超えないこと。</p> <p>3) 1)の基準に適合した探知機を内蔵した装置は、次の基準に従い輸送すること。</p> <p>ア) 強固な密閉された外装ケースに収納すること。</p> <p>イ) 収納されているガスが十分吸収又は吸着できる量により吸収材又は吸着材を外装ケースに詰めること。</p> <p>ウ) 当該装置の外装ケースの強度により十分に保護されていない場合にあつては、1.8mの高さから落下させても収納物の漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷を起こさない強固な外装容器に収納すること。</p> <p>4) 本特別規定に従って輸送することについて、第17条第1項に規定する書類に記載しなければならない。この場合、別表第一の容器及び包装等の欄に掲げる数字は記載しないこと。また、包装物の表面には、ラベルF及びラベルQを貼付しなければならない。</p>
A191	<p>当該物件に含まれる水銀が5kg以下の場合にあつては、副次危険性を表すラベルMの貼付は要しない。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p>
A192	<p>第15条に規定する品名等の表示及び第17条第1項に規定する書類の品名は、以下のとおりとすることができる。</p> <p>1) 「塗料」及び「塗料関連物質」が同一の外装容器に収納される場合、「塗料関連物質」</p> <p>2) 「塗料（腐食性かつ引火性のもの）」及び「塗料関連物質（腐食性かつ引火性のもの）」が同一の外装容器に収納される場合、「塗料関連物質（腐食性かつ引火性のもの）」</p> <p>3) 「塗料（引火性かつ腐食性のもの）」及び「塗料関連物質（引火性かつ腐食性のもの）」が同一の外装容器に収納される場合、「塗料関連物質（引火性かつ腐食性のもの）」</p> <p>4) 「印刷インク」及び「印刷インク関連物質」が同一の外装容器に収納される場合、「印刷インク関連物質」</p>
A195	<p>開放装置を有する小型圧力容器が含まれる場合、当該圧力容器は次の要件に従うこと。</p> <p>1) 0.5ℓ以下の容積で、かつ15℃において25バール以下の充てん圧力であること。</p> <p>2) 破壊強度は、15℃における封入圧の4倍以上であること。</p> <p>3) 輸送中又は使用環境下において、偶発的な発射又は放出が起こらないよう製造されたものであること。</p> <p>4) 当該物件を構成する部品等は、危険な飛散をしないよう製造されたものであること。</p> <p>5) 破壊された場合に、破片を生じない材料により製造されたものであること。</p> <p>6) 物品の型式設計は、国連試験基準マニュアルの16.6.1.2（gを除く。）、16.6.1.3.1から16.6.1.3.1.4まで、16.6.1.3.6、16.6.1.3.7（b）及び16.6.1.3.8に従った火災試験を行った場合に、圧力容器が破片を生じず、物品又は物品の破片が10mを超えて飛散しないよう熱分解するシール又はその他内部圧を除去する装置により、圧力が除去されることが証明されたものであること。</p> <p>7) 物品の型式設計は、包装物内で励起的作用が発生した場合であっても、包装物又は容器外に危険な影響を及ぼさないものであること。</p>
A196	<p>1) 当該物件は、次式において得られるエネルギー貯蔵容量が0.3Whを超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。</p>

	$Wh = 1/2C_N(U_R^2 - U_L^2) \times (1/3600)$ <p> C_Nは、公称静電容量 U_Rは、定格電圧 U_Lは、定格下限電圧 ア) 短絡を防止する措置を講じること。 イ) 内部圧力を開放するように組み立てられていること。なお、開放とともに放出される液体は、容器又は当該物件が内蔵された機器により飛散が防止されていること。 ウ) 平成28年1月1日以降に製造されたものについては、当該物件の外表面上にエネルギー貯蔵容量（単位はWh）が表示されていること。 エ) 95kPaの圧力差に、漏えいなく耐え得ること。 2) 輸送許容物件を含まないキャパシタは、1)の基準（エ）を除く。）に従って輸送すること。 3) エネルギー貯蔵容量が20Wh以下であって、かつ、当該物件を1.2mの高さから硬い水平面に落下させた場合に漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がない場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。 4) 当該物件が、不測の作動を防止する措置がとられた装置に内蔵されており、かつ、強固な外装容器に収納されている場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。 </p>
A197	<p>当該物件が、一の単一容器又は組合せ容器の一内装容器当たり 5ℓ以下の液体又は 5kg以下の固体である場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、容器及び包装は第7条（第2項を除く。）及び第9条の規定に従っていること。</p>
A198	<p>当該物件が、濡れていない、湿っていない又は油で汚染されていない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A199	<p>1) 短絡及び不測の作動を防止する措置がとられていないニッケル水素電池又はニッケル水素電池を動力源とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。 2) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。 3) データロガー、貨物追跡装置又は時計等の危険な熱を発生するおそれがない機器は、輸送中に作動させることができる。</p>
A200	<p>当該物件は、第7条第2項で定める基準に従って輸送しなければならない。</p>
A201	<p>当該物件の旅客機による輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。</p>
A202	<p>再充てんのできない圧力容器に当該物件を含む放射線探知器であって、第10条及び備考3に定める「200」の要件を満たさないものは、次に掲げる条件を満たす場合に限り、当該品名で輸送することができる。</p> <p>1) 圧力容器の充てん圧力は、50バールを超えないこと。 2) 圧力容器の容積は12ℓを超えないこと。 3) 圧力容器の破壊強度は、軽減装置が取り付けられている場合にあっては封入圧の3倍以上、軽減装置が取り付けられていない場合にあっては封入圧の4倍以上であること。 4) 圧力容器は、破壊された場合に、破片を生じない材料により製造されていること。 5) 放射線探知器は、国際標準化機構の文書ISO9001:2008等に準拠した品質管理プログラムの下で製造されていること。 6) 放射線探知器は、強固な外装容器に収納し、包装物は、1.2mの高さから落下させても検出器の損傷又は収納物の漏えいを起こさないものであること。 7) 本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。ただし、当該物件は、1)から6)までの要件を満たし、かつ、圧力容器の容積が50mℓを超えない場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A204	<p>1) 当該物件は、ポリスチレン、ポリメチルメタクリレート等の高分子物質から製造されるものをいう。 2) 当該物件は、危険物輸送に関する国連試験に従った試験をし、引火性蒸気を発生しないことが実証された場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A205	<p>セルロイドにより製造された卓球用の球は、一個当たり正味量が3.0gを超えず、かつ、一包装物当たり正味量が500gを超えない場合、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A208	<p>1) 引火性液体を含む内燃機関及び機械は、国連番号が3528の物件として輸送すること。 2) 引火性ガスを含む内燃機関及び機械は、国連番号が3529の物件として輸送すること。 3) 引火性ガス及び引火性液体の両方を動力源とする内燃機関及び機械は、国連番号が3529の物件として輸送すること。 4) 環境有害物質であってその他の分類又は区分に該当しない液体燃料を含む内燃機関及び機械</p>

	は、国連番号が3530の物件として輸送すること。
A209	輸送容器は、容器内の温度が50℃の状態において当該物件が危険な重合を発生することなく、化学的安定性が保たれるものであること。また、輸送中、低温状態において化学的安定性が保たれない場合は、温度管理をすること。
A210	当該物件の輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。
A211	殺菌装置であって、国連番号が1067の二酸化窒素又は国連番号が1660の一酸化窒素（圧縮されているもの）を含むものは、次に掲げる要件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。 1) 内容積は、30mlを超えないこと。 2) 破壊強度は、55℃における封入圧の4倍以上であること。 3) 内容物を十分吸収できる量の吸収材を詰め、密閉された中間容器に収納すること。 4) 中間容器は、備考3に定める「203」によるほか、等級が1の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。 5) 一包装物当たりの総容量は、300mlを超えないこと。 6) 副次危険性を表すラベルF、K及びQを貼付すること。 7) 本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A212	殺菌装置であって、国連番号が2031の硝酸（濃度が20質量%を超え65質量%未満のもの。ただし、赤煙硝酸は除く。）を含むものは、次に掲げる要件を満たす場合に限り、旅客機により輸送することができる。 1) 内容積は、30mlを超えないこと。 2) 内容物を十分吸収できる量の吸収材を詰め、密閉された中間容器に収納すること。 3) 中間容器は、備考3に定める「855」によるほか、等級が1の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。 4) 一包装物当たりの総容量は、300mlを超えないこと。 5) 本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A213	リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できるように設計されていないものを備考3に規定する「968」セクションI B、「969」又は「970」セクションIIの基準に従って輸送する場合は、組電池に含まれる全てのリチウム金属単電池の総リチウム含有量は1.5gを超えてはならず、組電池に含まれる全てのリチウムイオン単電池の総ワット時定格量は10Whを超えてはならない。
A214	1) 燃料電池機関を動力源とする車両（燃料電池を動力源とし、かつ、湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とするハイブリッド自動車であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものを含む。）は、国連番号が3166の車両（引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの）又は車両（引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの）として輸送すること。また、この他の車両であって内燃機関を動力源とするもの（内燃機関を動力源とし、かつ、湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とするハイブリッド自動車であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものを含む。）は、国連番号が3166の車両（引火性液体を燃料とするもの）又は車両（引火性ガスを燃料とするもの）として輸送すること。 2) 引火性液体及び引火性ガスを燃料とする内燃機関を動力源とする車両は、国連番号が3166の車両（引火性ガスを燃料とするもの）として輸送すること。 3) 湿式蓄電池、金属ナトリウムを含む電池若しくはナトリウム合金を含む電池を動力源とする車両又は機器であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものは国連番号が3171の車両等（蓄電池を動力源とするもの）又は装置（蓄電池を動力源とするもの）として輸送すること。リチウム電池を動力源とする機器は、国連番号が3091のリチウム金属電池（装置に組み込まれたもの）若しくはリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）又は国連番号が3481のリチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）若しくはリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）として輸送すること。また、リチウム電池又はナトリウムイオン電池を動力源とする車両は、国連番号が3556から3558までの物件として輸送すること。 4) 専ら他の機器に電力を供給するように設計された貨物輸送ユニットに設置されたリチウム電池は、国連番号が3536の物件として輸送すること。
A215	当該物件を技術的に補足するための名称は、別表第1の品名とすることができる。
A216	国連試験基準マニュアルに従った試験（試験3(c)を除く。）に合格したものであること。

A217	国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものであること。
A218	廃棄物として輸送する場合に限る。
A219	1) 製造時に、エトキシキン、ブチル化ヒドロキシトルエン又はトコフェロールの添加により自然発火を防止するための措置を講じること。 2) 1) に定める措置を輸送前12月以内に講じること。 3) 輸送時に、当該物件1kg当たり50mg以上のエトキシキン、100mg以上のブチル化ヒドロキシトルエン又は250mg以上のトコフェロールベースの酸化防止剤を含むこと。
A220	新型コロナウイルス感染症に係るワクチンその他の医薬品とともに収納されているリチウム電池を内蔵したデータロガー又は貨物追跡装置は、備考3に規定する「967」又は「970」セクションII（注）7）の要件を満たさない場合であっても、輸送禁止物件に含まれないものとする。新型コロナウイルス感染症に係るワクチンその他の医薬品の輸送容器として使用又は再使用される空の容器に収納されているリチウム電池を内蔵したデータロガー又は貨物追跡装置（事前に運航者と調整されたものに限る。）についても、同様とする。
A221	窒素及び酸素の混合ガス（他の酸化性ガスを含まないものに限る。）であって、酸素の濃度が体積比で19.5%以上23.5%以下のものは、当該品名で輸送することができる。この場合において、副次危険性を表すラベルKの貼付を要しない。
A222	当該品名は、ブチレン、1-ブチレン、シス-2-ブチレン、及びトランス-2-ブチレンの混合物に適用する。 イソブチレンは、国連番号1055として輸送すること。
A223	次に掲げる基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1) 内容積が120ml以下の容器であること。 2) 副次危険性を有しない区分2.2の圧縮又は液化ガス以外の輸送許容物件が含まれていないこと。 3) 包装物の総重量が40kg以下であること。 4) 強固な外装容器に収納されていること。
A224	次に掲げる条件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。 1) リチウム電池（備考3に定める「967」又は「970」セクションIIの基準を満たすものに限る。）を除き、環境有害物質以外の輸送許容物件を含まないものに限ること。 2) 備考3に定める「975」の要件を満たすこと。 3) 特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A225	次に掲げる要件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。 1) リチウム電池（備考3に定める「967」又は「970」セクションIIの基準を満たすものに限る。）を除き、副次危険性を有しない区分2.2の圧縮ガス（深冷液化ガス及び旅客機による輸送が禁止されているガスを除く。）以外の輸送許容物件を含まないものに限ること。 2) 備考3に定める「222」の要件を満たすこと。 3) 特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A226	令和7年6月30日までは、国連番号が0511、0512又は0513の電子雷管（プログラム可能な爆破用のもの）は、それぞれ国連番号が0030、0255又は0456の電気雷管（爆破用のもの）として輸送することができる。
A228	1) 有機電解質を有するナトリウムイオン電池は、国連番号が3551又は3552の物件として輸送すること。 2) 水性アルカリ電解質を有するナトリウムイオン電池は、国連番号が2795の物件として輸送すること。
A229	70℃における蒸気圧が1.1MPaを超えず、かつ、50℃における密度が1ℓ当たり0.525kg以上でなければならない。
A230	ニトロセルロース製メンブランフィルターであって、ニトロセルロースの含有率が1㎡当たり53g以下であり、かつ、ニトロセルロースの正味重量が内装容器あたり300g以下のものは、次に掲げる要件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1) 当該物件の各層の間には、1㎡当たり80g以上の紙が配置された上で包装されていること。 2) 次に掲げるいずれかの要件に従い、当該物件と1)の規定による紙の配列が容器内で維持されるように包装されていること。

	<p>ア) 円柱状に確実に巻かれた上で、1 m²当たり80 g以上のプラスチック製袋又はISO15105-1:2007に準拠した酸素の透過率が0.1%以下のアルミニウム製袋により包装されていること。</p> <p>イ) 1 m²当たり250 g以上の厚紙製の容器又はISO15105-1:2007に準拠した酸素の透過率が0.1%以下のアルミニウム製袋により包装されていること。</p> <p>ウ) 円形のフィルターが仕切りを有するケース若しくは1 m²当たり250 g以上の厚紙製の容器により包装されていること、又は合計が1 m²当たり100 g以上の紙製かつプラスチック製の袋により個別に包装されていること。</p>
A231	<p>他の危険物を含まないナトリウムイオン電池を動力源とする車両は、当該電池が短絡によりエネルギー貯蔵容量を有しない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。当該電池の短絡は、容易に確認できるものでなければならない。</p>
A232	<p>当該物件は、作動時に消火剤（エアゾールを含む。）を散布することを目的とした爆薬（区分番号が1.4であって隔離区分がSのものに限る。）を含み、かつ、その他の危険物を含まないものでなければならない。また、当該物件を輸送する場合は、作動部分の取り外し又は少なくとも2つの独立した偶発的な作動を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>当該物件は、製造国の規定に従って承認を得た場合であって、次に掲げる要件を満たすときに限り、国連番号が3559の物件として輸送すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該物件が作動した場合に、次に掲げる要件を満たしていること。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 外部ケースの破裂や断片化がないこと、又は当該物品若しくは分離部品がいずれの方向にも1 mを超えて移動しないこと。 イ) 1 mの距離において135dBを超える可聴音がないこと。 ウ) 当該物件に接触した1 m²当たり70 g以上90 g以下の紙等の物質に引火しないこと。 2) 当該物件に含まれる消火剤は、他の法令又は国際民間航空条約の附属書18として採択された標準を採用する締約国たる外国の法令に定める基準に適合し、居住環境に対する安全性が認められたものであること。 3) 当該物件が作動した場合に、包装物の表面温度が200℃を超えないような方法で包装すること。
A233	<p>水、水酸化テトラメチルアンモニウム及び1%以下のその他の成分を含む水溶液に限り、当該品名で輸送することができる。なお、次の各号に掲げる物件にあつては、それぞれ当該各号に掲げる物件として輸送すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 界面活性剤の濃度が1%を超え、かつ、8.75%以上の水酸化テトラメチルアンモニウムを含む物件 国連番号が2927で等級が1の物件 2) 界面活性剤の濃度が1%を超え、かつ、2.38%を超え8.75%未満の水酸化テトラメチルアンモニウムを含む物件 国連番号が2927で等級が2の物件
A900	<p>国連規格認定シリンダー以外のシリンダーに充てんする場合にあつては、備考6に掲げる最大圧力又は充てん率によること。</p>
A901	<p>包装物、混合包装、コンテナ又はパレットに取り付けられたリチウム電池を内蔵したデータロガー又は貨物追跡装置（備考3に定める「967」又は「970」に従って貨物として輸送されるものを除く。）であつて、次に掲げる要件を満たす場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該データロガー又は貨物追跡装置は、輸送中において、使用中又は使用を意図したものであること。 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。 4) リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。 5) 内蔵されたリチウムイオン電池のワット時定格量の合計が20Wh以下であること。 6) 内蔵されたリチウム金属電池のリチウム含有量の合計が1 g以下であること。 7) 包装物又は混合包装に収納又は装着されるデータロガー又は貨物追跡装置の数は、当該包装物の追跡又はデータ収集に必要とされる数を超えてはならない。 8) 当該データロガー又は貨物追跡装置は、通常の輸送において起こり得る圧力及び衝撃に耐えるものであること。 9) 危険な熱を発生するおそれがないこと。

備考3 容器及び包装等

表中の容器及び包装等の欄に掲げる数字及び記号の意味は、次のとおりとする。なお、この備考の表中に掲げる容器に係る記号は、第5号様式別表第1を参照すること。

(1) 火薬類

「101」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器		
内 装 容 器	中 間 容 器	外 装 容 器
国土交通大臣が行う検査に合格したものであること		

「114」は、次の容器及び包装等を示す。

湿性の固体を輸送する場合

組 合 せ 容 器		
内 装 容 器	中 間 容 器	外 装 容 器
プラスチック袋	プラスチック袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1

織布袋	織布、プラスチックのコーティングが施されているか又は、内張り付きの袋	H2, 1N1, 1N2, 4A, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
樹脂クロス袋		
金属製容器		
プラスチック製容器		
木製容器		

(注) 1) 国連番号が 0077、0234、0235 及び 0236 に該当するものの容器は、鉛が含まれていないものに限る。

2) 国連番号が 0342 に該当するものは、外装容器として 1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1 又は 1H2 が使用されている場合にあっては内装容器を使用せずに輸送することができる。

3) 外装容器として防漏型の天板取り外し式のドラムが使用される場合は、中間容器を使用せずに輸送することができる。

乾性の固体を輸送する場合

組 合 せ 容 器

内 装 容 器	外 装 容 器
クラフト紙袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G
プラスチック袋	
粉末不漏性織布袋	
粉末不漏性樹脂クロス袋	
ファイバ板製容器	
金属製容器	
紙容器	
プラスチック製容器	
木製容器	
粉末不漏性樹脂クロス容器	

(注) 1) 国連番号が 0077、0234、0235 及び 0236 に該当するものの容器は、鉛が含まれていないものに限る。

- 2) 国連番号が 0508 及び 0509 に該当するものは金属製容器を使用してはならない。
 なお、金属性容器以外の容器であって、金属製の密閉装置、金属製の付属品等少量の金属を使用したものについては、使用することができる。
- 3) 国連番号が 0160 及び 0161 に該当するものの外装容器が 1A1、1A2、1B1、1B2、1N1 又は 1N2 である場合にあっては、容器内部又は外部の要因による内圧の増加によって起こる爆発の危険性を防ぐように措置しなければならない。
- 4) 国連番号が 0160 及び 0161 に該当するものの外装容器としてドラムが使用される場合にあっては内装容器を使用せずに輸送することができる。

「130」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
—	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

「131」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
紙袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
プラスチック袋	
金属製容器	
ファイバ板製容器	
プラスチック製容器	
木製容器	
リール	

(注) 工業用雷管については、内装容器として袋及びリールは使用することができない。

「133」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器		
内 装 容 器	中 間 容 器	外 装 容 器
ファイバ板製容器	ファイバ製容器	4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2 , 4N
プラスチック製容器	金属製容器	
木製容器	プラスチック製容器	
金属製容器	木製容器	
ファイバ板トレイ		
プラスチックトレイ		
木製トレイ		

- (注) 1) えい光筒については、内装容器としてトレイは使用することができない。
- 2) 内装容器としてトレイを使用する場合は、中間容器を必要とする。
- 3) トレイは、仕切りの付いたものに限る。

「134」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器

内 装 容 器	外 装 容 器
ファイバ板製容器	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
金属製容器	
プラスチック製容器	
木製容器	
防水性袋	
ファイバ板製シート	
ファイバ板製筒	

「135」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
金属製容器	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
プラスチック製容器	
ファイバ板製容器	

木製容器
プラスチック袋
紙袋
プラスチック製シート
紙シート

「136」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
プラスチック袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1,
織布袋	1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2,
ファイバ板箱	4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
プラスチック箱	
木箱	

(注) 外装容器の仕切りは、内装容器として使用することができる。

「137」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
ファイバ板製筒	4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2 , 4N
金属製筒	
プラスチック製筒	
ファイバ板製箱	
木箱	
プラスチック袋	

(注) 1) 外装容器の仕切りは、内装容器として使用することができる。

2) 国連番号が 0440 又は 0441 の物件にあっては、次のいずれかの要件に従うこと。

ア) 当該物件を単独で収納する場合は、円錐形のくぼみを下向きとすることとし、各包装物には第 4 号様式によるラベルが貼付されていること。

イ) 当該物件 2 個を 1 組として収納する場合は、円錐形のくぼみ同士を相対させること。

「138」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
プラスチック製袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N

(注) 輸送許容物件の両端が密封されている場合は、内装容器は必要としない。

「139」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
プラスチック製袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
ファイバ板製容器	
金属製容器	

プラスチック製容器
木製容器
リール
紙製シート
プラスチック製シート

- (注) 1) 導爆線は火薬が漏れないよう両端を密封し、確実に固定すること。
- 2) 国連番号 0289 に該当する物質であって、形状がコイル状の場合は、内装容器を必要としない。

「140」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
リール	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1,
プラスチック袋	1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2,
クラフト紙製シート	4D, 4F, 4G, 4H2, 4N

プラスチック製シート	
木製容器	

(注) 導火線の両端が密封されている場合は、内装容器は必要としない。

「141」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
ファイバ板製容器	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
プラスチック製容器	
金属製容器	
木製容器	
プラスチックトレイ	
木製トレイ	

(注) 1) 外装容器の仕切りは、内装容器として使用することができる。

2) トレイは、仕切りの付いたものに限ること。

「142」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
ファイバ板製容器	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
金属製容器	
木製容器	
プラスチック製容器	
プラスチックトレイ	
プラスチック袋	
紙袋	
紙シート	

(注) トレイは、仕切りの付いたものに限ること。

「143」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	単一容器又は複合容器

内 装 容 器	外 装 容 器	容 器 の 種 類
クラフト紙袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N	6HH2
プラスチック袋		
織布袋		
ゴム引き織袋		
金属製容器		
プラスチック製容器		
ファイバ板製容器		
プラスチックトレイ		
木製トレイ		
木製容器		

- (注) 1) ロケットモーター用推進薬について金属製容器を使用する場合は、容器内部又は外部の要因による内圧の増加によって起こる爆発の危険性を防ぐ措置をすること。
- 2) トレイは、仕切りの付いたものに限ること。

(2) 高圧ガス

「200」は、次の容器及び包装等を示す。

ガスシリンダー

- (注) 1) アセチレンを充てんする場合は、適当な多孔性物質及び溶剤を詰めること。
- 2) 内容積が1ℓを超えるガスシリンダーであって弁が外側に突きだしているもので、弁保護キャップ又はプロテクターを備えることができない場合は、強固な外装容器に収納すること。
- 3) 内装容器が1ℓ以下のガスシリンダーは、強固な外装容器に収納し、かつ、容器内部での大きな移動を防止する固定をし、又は緩衝材を詰めること。

表1：圧縮ガス

国連番号	品名及び性質	分類又は区分	副次危険	毒性ガスのLC50	シリンダー	試験期間年数	試験圧力	最大圧力	特別包装規定
1002	空気 (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1006	アルゴン (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1046	ヘリウム (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1049	水素 (圧縮されているもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	d
1056	クリプトン	2.2	—	—	X	10	—	—	—

	(圧縮されているもの)								
1065	ネオン (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1066	窒素 (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1071	オイルガス (圧縮されているもの)	2.3	2.1	—	X	5	—	—	—
1072	酸素 (圧縮されているもの)	2.2	5.1	—	X	10	—	—	s
1954	その他の圧縮ガス (引火性かつ非毒性のもの) (シランを除く。)	2.1	—	—	X	10	—	—	z
1956	その他の圧縮ガス (非引火性かつ非毒性のもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	z
1957	重水素 (圧縮されているもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	d
1964	炭化水素ガス類 (圧縮されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	2.1	—	—	X	10	—	—	z
1971	メタン(圧縮されているもの)又は天然ガス (圧縮されているもの) (高濃度のメタンを含有するもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	—
2034	水素とメタンの混合物	2.1	—	—	X	10	—	—	—

	(圧縮されているもの)								
3156	その他の圧縮ガス (酸化性のもの) (非引火性かつ非毒性のもの)	2.2	5.1	—	X	10	—	—	—

表 2 : 液化ガスと溶解ガス

国連 番号	品名及び性質	分類又 は区分	副次 危険	毒性ガス の L C 50	シリン ダー	試験期 間年数	試験 圧力	充て ん率	特別包 装規定
1001	アセチレン	2.1	—	—	X	10	60 52	—	c, p
1009	ブロモトリフルオロメタン (冷媒 用ガス R13B1)	2.2	—	—	X	10	42 120 250	1.13 1.44 1.60	—
1010	ブタジエン (安定剤入りのもの) (1,2-ブタジエン)	2.1	—	—	X	10	10	0.59	—
1010	ブタジエン (安定剤入りのもの) (1,3-ブタジエン)	2.1	—	—	X	10	10	0.55	—
1010	ブタジエンと炭化水素の混合物 (安定剤入りのもの) (ブタジエンの濃度が 20 質量%を 超えるもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	v, z
1011	ブタン	2.1	—	—	X	10	10	0.52	v
1012	ブチレン (ブチレン混合物)	2.1	—	—	X	10	10	0.50	z
1012	ブチレン (1-ブチレン)	2.1	—	—	X	10	10	0.53	—

1012	ブチレン (cis-2-ブチレン)	2.1	—	—	X	10	10	0.55	—
1012	ブチレン (trans-2-ブチレン)	2.1	—	—	X	10	10	0.54	—
1013	炭酸ガス (液化されているもの)	2.2	—	—	X	10	190 250	0.68 0.76	—
1018	クロロジフルオロメタン (冷媒用ガス R22)	2.2	—	—	X	10	27	1.03	—
1020	クロロペンタフルオロエタン (冷媒用ガス R115)	2.2	—	—	X	10	25	1.05	—
1021	1-クロロ-1,2,2,2-テトラフルオロエタン (冷媒用ガス R124)	2.2	—	—	X	10	11	1.20	—
1022	クロロトリフルオロメタン (冷媒用ガス R13)	2.2	—	—	X	10	100 120 190 250	0.83 0.90 1.04 1.11	—
1027	クロプロパン	2.1	—	—	X	10	18	0.55	—
1028	ジクロロジフルオロメタン (冷媒用ガス R12)	2.2	—	—	X	10	16	1.15	—
1029	ジクロロフルオロメタン (冷媒用ガス R21)	2.2	—	—	X	10	10	1.23	—
1030	1,1-ジフルオロエタン (冷媒用ガス R152 a)	2.1	—	—	X	10	16	0.79	—
1032	ジメチルアミン (無水物)	2.1	—	—	X	10	10	0.59	b
1033	ジメチルエーテル	2.1	—	—	X	10	18	0.58	—
1035	エタン	2.1	—	—	X	10	95 120	0.25 0.30	—

							300	0.40	
1036	エチルアミン（無水物）	2.1	—	—	X	10	10	0.61	b
1037	塩化エチル	2.1	—	—	X	10	10	0.80	a, w
1039	エチルメチルエーテル	2.1	—	—	X	10	10	0.64	—
1041	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 （酸化エチレンの含有率が9質量%を超え87質量%以下のもの）	2.1	—	—	X	10	190 250	0.66 0.75	—
1043	液体肥料（遊離アンモニアを含有しているもの）	2.2	—	—	X	5	—	—	b, z
1055	イソブチレン	2.1	—	—	X	10	10	0.52	—
1058	非引火性液化ガス （窒素、炭酸ガス又は空気と共に充てんされているもの）	2.2	—	—	X	10	試験 圧力 = 1.5× 最大 圧力	—	—
1060	メチルアセチレンとプロパジエンの混合物 （安定化されたもの）	2.1	—	—	X	10	—	—	c, z
1060	メチルアセチレンとプロパジエンの混合物 （安定化されたもの） （1%から4%のメチルアセチ	2.1	—	—	X	10	22	0.52	c

	レンンモニアを含有しているプロパジエン)								
1061	メチルアミン（無水物）	2.1	—	—	X	10	13	0.58	b
1063	塩化メチル（冷媒用ガス R40）	2.1	—	—	X	10	17	0.81	a
1070	亜酸化窒素（圧縮されているもの）	2.2	5.1	—	X	10	180 225 250	0.68 0.74 0.75	—
1075	液化石油ガス	2.1	—	—	X	10	—	—	v, z
1077	プロピレン	2.1	—	—	X	10	27	0.43	—
1078	冷媒用ガス類 （他に品名が明示されているものを除く。）	2.2	—	—	X	10	—	—	z
1080	六フッ化硫黄	2.2	—	—	X	10	70 140 160	1.06 1.34 1.38	—
1081	四フッ化エチレン（安定化されたもの）	2.1	—	—	X	10	200	—	m, o
1083	トリメチルアミン（無水物）	2.1	—	—	X	10	10	0.56	b
1085	臭化ビニル（安定化されたもの）	2.1	—	—	X	10	10	1.37	a
1086	塩化ビニル（安定化されたもの）	2.1	—	—	X	10	12	0.81	a
1087	メチルビニルエーテル（安定化されたもの）	2.1	—	—	X	10	10	0.67	—
1858	ヘキサフルオロプロピレン（冷媒用ガス R1216）	2.2	—	—	X	10	22	1.11	—
1860	フッ化ビニル（安定化されたもの）	2.1	—	—	X	10	250	0.64	a

	の)								
1912	塩化メチルと塩化メチレンの混合物	2.1	—	—	X	10	17	0.81	a
1952	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が 9 質量%以下のもの)	2.2	—	—	X	10	190 250	0.66 0.75	—
1958	1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン (冷媒用ガス R114)	2.2	—	—	X	10	10	1.30	—
1959	1,1-ジフルオロエチレン (冷媒用ガス R1132a)	2.1	—	—	X	10	250	0.77	—
1962	エチレン (圧縮されているもの)	2.1	—	—	X	10	225 300	0.34 0.38	—
1965	炭化水素ガス類 (液化されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	2.1	—	—	X	10	—	—	v, z
1968	殺虫ガス類 (シリンダー) (非引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	2.2	—	—	X	10	—	—	z
1969	イソブタン	2.1	—	—	X	10	10	0.49	v
1973	クロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合	2.2	—	—	X	10	31	1.01	—

	物 (クロロジフルオロメタンを約 49 質量%含有し、一定の沸点を 有するもの) (冷媒用ガス R502)								
1974	クロロジフルオロブロモメタン (冷媒用ガス R12B1)	2.2	—	—	X	10	10	1.61	—
1976	オクタフルオロシクロブタン (冷 媒用ガス RC318)	2.2	—	—	X	10	11	1.32	—
1978	プロパン	2.1	—	—	X	10	23	0.43	v
1982	テトラフルオロメタン (冷媒用ガ ス R14)	2.2	—	—	X	10	200 300	0.71 0.90	—
1983	1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエ タン (冷媒用ガス R133a)	2.2	—	—	X	10	10	1.18	—
1984	トリフルオロメタン (冷媒用ガス R23)	2.2	—	—	X	10	190 250	0.88 0.96	—
2035	1,1,1-トリフルオロエタン (冷媒 用ガス R143a)	2.1	—	—	X	10	35	0.73	—
2036	キセノン	2.2	—	—	X	10	130	1.28	—
2044	2,2-ジメチルプロパン	2.1	—	—	X	10	10	0.53	—
2073	アンモニア溶液 (15℃で比重が 0.880 以下でア ンモニアの含有率が 35 質量%を 超え 40 質量%以下の水溶液)	2.2	—	—	X	5	10	0.80	b
2073	アンモニア溶液	2.2	—	—	X	5	12	0.77	b

	(15℃で比重が 0.880 以下でアンモニアの含有率が 40 質量%を超え 50 質量%以下の水溶液)								
2193	ヘキサフルオロエタン (冷媒用ガス R116)	2.2	—	—	X	10	200	1.13	—
2200	プロパジエン (安定化されたもの)	2.1	—	—	X	10	22	0.50	—
2419	ブromotriフルオロエチレン	2.1	—	—	X	10	10	1.19	—
2422	オクタフルオロ-2-ブテン (冷媒用ガス R1318)	2.2	—	—	X	10	12	1.34	—
2424	オクタフルオロプロパン (冷媒用ガス R218)	2.2	—	—	X	10	25	1.04	—
2451	三フッ化窒素	2.2	5.1	—	X	10	200	0.50	—
2452	エチルアセチレン (安定化されたもの)	2.1	—	—	X	10	10	0.57	c
2453	フッ化エチル (冷媒用ガス R161)	2.1	—	—	X	10	30	0.57	—
2454	フッ化メチル (冷媒用ガス R41)	2.1	—	—	X	10	300	0.63	—
2517	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (冷媒用ガス R142b)	2.1	—	—	X	10	10	0.99	—
2599	クロロトリフルオロメタンとトリフルオロメタンの共沸混合物 (クロロトリフルオロメタンの含有率が 60 質量% のもの) (冷媒用ガス R503)	2.2	—	—	X	10	31 42 100	0.12 0.17 0.64	—
2601	シクロブタン	2.1	—	—	X	10	10	0.63	—

2602	ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの 共沸混合物 (ジクロロジフルオロメタンの含有率が約 74 質量%のもの) (冷媒用ガス R500)	2.2	—	—	X	10	22	1.01	—
3070	酸化エチレンとジクロロジフルオロメタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が 12.5 質量%以下のもの)	2.2	—	—	X	10	18	1.09	—
3153	トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル	2.1	—	—	X	10	20	0.75	—
3154	ペンタフルオロエチルトリフルオロビニルエーテル	2.1	—	—	X	10	10	0.98	—
3157	その他の液化ガス (酸化性のもの)	2.2	5.1	—	X	10	—	—	z
3159	1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (冷媒用ガス R134a)	2.2	—	—	X	10	18	1.05	—
3161	その他の液化ガス (引火性のもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	z
3163	その他の液化ガス (非引火性かつ非毒性のもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	z
3220	ペンタフルオロエタン (冷媒用ガス R125)	2.2	—	—	X	10	49 35	0.95 0.87	—
3252	ジフルオロメタン (冷媒用ガス R32)	2.1	—	—	X	10	48	0.78	—

3296	ヘプタフルオロプロパン（冷媒用ガス R227）	2.2	—	—	X	10	13	1.21	—
3297	酸化エチレンとクロロテトラフルオロエタンの混合物 （酸化エチレンの含有率が 8.8 質量%以下のもの）	2.2	—	—	X	10	10	1.16	—
3298	酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混合物 （酸化エチレンの含有率が 7.9 質量%以下のもの）	2.2	—	—	X	10	26	1.02	—
3299	酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混合物 （酸化エチレンの含有率が 5.6 質量%以下のもの）	2.2	—	—	X	10	17	1.03	—
3337	冷媒用ガス R404A	2.2	—	—	X	10	36	0.82	—
3338	冷媒用ガス R407A	2.2	—	—	X	10	32	0.94	—
3339	冷媒用ガス R407B	2.2	—	—	X	10	33	0.93	—
3340	冷媒用ガス R407C	2.2	—	—	X	10	30	0.95	—
3354	殺虫ガス類（引火性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	2.1	—	—	X	10	—	—	z
3374	アセチレン（溶剤を含まないもの）	2.1	—	—	X	5	60 52	—	c, p

（注）この包装基準中、ガスシリンダーに係る要件については、国連規格認定シリンダーに適

用される。

1) 国連番号が 1013 及び 1070 に該当するものの輸送用のシリンダーは圧力緩和装置を装着していなければならない。シリンダーを連結化することは許可されない。

2) シリンダーは、いかなる場合も以下の要求基準での許容限度を超えて充てんしてはならない。

(a) 圧縮ガスの場合は、最大圧力はシリンダーの試験圧力の 2 / 3 を超えてはならない。最大圧力に対する制限は特別包装規定「o」により課されている。いかなる場合にあっても 65℃での内部圧力は試験圧力を超えてはならない。

(b) 高圧液化ガスの場合、充てん率は、65℃における圧力がシリンダーの試験圧力を超えない状態にしなければならない。表中の試験圧力及び充てん率以外のものを使用するのは、特別包装規定「o」が適用される場合を除き、上記の基準に一致している限りにおいて、許可される。

表中に充てん率が示されていない高圧液化ガス及び混合ガスについては、最大充てん率（F R）は次の式により決定されなければならない。

$$F R = 8.5 \times 0.0001 \times d_g \times P_h$$

FR=最大充てん率

dg=ガス密度（15℃、1 bar のとき）（単位 g/l）

Ph=最小試験圧力（単位 bar）

ガス密度が不明な場合には、最大充てん率は次の式により求めるものとする。

$$F R = \frac{Ph \times MM \times 0.001}{R \times 338}$$

MM=分子質量（単位 g/mol）

R=8.31451×0.01bar.l/mol.K(ガス定数)

混合ガスについては、すべての成分の容積濃度を考慮した、平均の分子質量を使うものとする。

(c) 低圧の液化ガスについては、水容量 1 l 当たりの内容物の最大質量は 50℃での液相密度の 0.95 倍に等しくなければならない。さらに、液体の状態では 60℃までの間はシリンダーに充てんしてはならない。シリンダーの試験圧力は、少なくとも 65℃における液体の蒸気圧（絶対圧）から 100kPa（1 bar）を減じた値に等しくなければならない。

表中に充てん率が示されていない低圧液化ガスについては、最大充てん率は次

の式により決定されなければならない。

$$F R = (0.0032 \times BP - 0.24) \times d 1$$

BP=沸点 (単位 Kelvin)

d 1 =沸点における液体の密度 (単位 kg/l)

(d) 国連番号が 1001 及び 3374 に該当するものについては、(4) 特別包装規定「p」を参照。

(e) 圧縮ガスとともに充てんされた液化ガスについては、液化ガス及び圧縮ガスの両成分を考慮し、シリンダーの内部圧力を計算すること。水容量 1 l 当たりの内容物の最大質量は、50℃における液相密度の 0.95 倍以下でなければならない。さらに、液体の状態では 60℃までの間は完全にシリンダーを充てんしてはならない。

(f) シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。なお、シリンダー内の蒸気圧及び全ての物質の容積膨脹を考慮しなければならない。また、実験データが利用できない場合、以下の手順に従うこと。

a : 15℃ (充てん温度) における液化ガスの蒸気圧及び圧縮ガスの分圧を算出する。

- b : 15°C から 65°C までの加熱による液相の容積膨張及びガス相の残留容積を算出する。
- c : 液相の容積膨張を考慮し、65°C における圧縮ガスの分圧を算出する。なお、15°C 及び 65°C における圧縮ガスの圧縮係数を考慮しなければならない。
- d : 65°C における液化ガスの蒸気圧を算出する。
- e : 65°C における液化ガスの蒸気圧と圧縮ガスの分圧を合計し、全圧を算出する。
- f : 65°C における圧縮ガスの溶解度を考慮する。

シリンダーの試験圧力は、算出した全圧から 100kPa (1 バール) を減じた値を下回ってはならない。なお、液化段階における圧縮ガスの溶解度が不明な場合、圧縮ガスの溶解度を考慮せず試験圧力を算出することができる。

(g) シリンダーへの充てんは、資格を有する従業員が、適切な機器及び手順により行うこと。

(h) 「特別包装規定」欄

物質の適合性

- a : アルミニウム合金のシリンダーは、使用してはならない。
- b : 銅製のバルブは、使用してはならない。

- c : 内容物に接するメタルの部分には、65%を超える銅を含んではならない。
- d : 鋼製シリンダー又は鋼製の内張りがある複合シリンダーは、Hの文字が付されたもののみ許可される。

ガスについての特別規定

- 1: 国連番号が 1040 に該当するものについては、密閉シールされたガラスアンプル又は金属製内装容器に入れ十分な緩衝材とともに包装等級 1 の性能をもつファイバ板製、木製又は金属製の箱に包装してもよい。ガラス製の内装容器に許容される最大量は 30g であり、金属製の内装容器の場合は 200g である。充てん後、各内装容器は湯水槽に入れ漏れが無いことを確認すること。また、内部圧力が 55℃における酸化エチレンの蒸気圧と同じになることを確認するまで内装容器を湯水中に置くこと。外装容器における最大正味量は 2.5kg を超えてはならない。シリンダーを使用する場合は、シームレス又は溶接したスチールタイプのもので十分な圧力緩和装置を装着しているものであること。各シリンダーは、再充てんの前に不活性ガスを用いて漏れがないことを確認すること。さらに、耐熱性塗料を 3 重に上塗りし、又はその他の同等の効果をもたらす方法で、断熱しておくこと。各シリンダーの最大正

味量は、25kg を超えないこと。

m：シリンダーは、5 バール以下の最大圧力で充てんすること。

o：いかなる場合にも、表に示した最大圧力又は充てん率を超えないこと。

p：国連番号が 1001 及び 3374 に該当するものを充てんするシリンダーには、均一の一体構造の多孔質のものを満たしておくこと。最大圧力及びアセチレンの量は、当該物件を充てんする国の要件又は ISO3807-1:2000、ISO3807-2:2000 若しくは ISO 3807:2013 のいずれか該当するものに記載されている値を超えないこと。国連番号が 1001 に該当するものについては、指定された量のアセトン又は適当な溶剤を含むこと。圧力緩和装置を装着しているシリンダーは、垂直に輸送する。試験圧力 52 バールは、可溶栓が装着されたシリンダーにのみ適用する。

s：アルミニウム合金製シリンダーは、次による。

①真鍮製又はステンレススチール製のバルブを備えていること。

②ISO11621：1997 に従って浄化されたものであり、油で汚染されていないこと。。

定期検査

u : アルミニウム合金製シリンダーについては、当該シリンダーの合金について IS07866:2012+Cor1:2014 で定められた耐食試験が行われている場合には、定期検査の間隔を 10 年に延長することができる。

v : 鋼製シリンダーについての定期検査の間隔は、国土交通大臣が適当と認める外国の法令に基づく当局の承認を得た場合には、15 年に延長することができる。

w : 国連番号が 1037 に該当するものについては、完全にシールされたガラスアンプルに、5 g 以下の容量で、21℃で 7.5%以上の空隙をとって輸送できる。ガラスアンプルは、カートン当たり 12 個以下をカートンボックスに不燃性の緩衝材を詰めて包装すること。カートンは、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製で、包装等級 2 の性能をもつものとする。1 包装物当たりの許容量は、300 g 以下とする。

その他の記載事項及び混合物への要件

z : シリンダーの構造材及びその付属品は、収納物質と適合するものでなければならず、相互間で有害物質又は危険物質を生成するような反応をしないものでなければならない。試験圧力と充てん率は、包装基準 200 の関連要件に

従って計算されなければならない。輸送中に、危険な反応（重合、分解等）が起こらないよう、必要な手段が講じられなければならない。

(i) 国連番号 1037、1063、1085、1086、1860 及び 1912 のガスを含む混合ガスは、アルミニウム合金のシリンダーを使用してはならない。

3) 本表中の文字 X は、その物質の使用に承認されたシリンダーの型式を示す。

「201」は、次の容器及び包装等を示す

外 装 容 器
4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2

- (注)
- 1) ライターは、液化石油ガスの充てん量が 10g 以下であること。
 - 2) 小型装置（炭化水素ガスで作動するもの）又は、喫煙用ガスライター用詰替ガスは、液化石油ガスの充てん量が 65 g 以下であること。
 - 3) ガスを充てんする容器は、口栓の部分を含めて、55℃における内部ゲージ圧力の 2 倍の圧力に耐えるものに限ること。
 - 4) 点火装置及び弁装置は、輸送中の誤操作及びガスの漏えいが起きないように措置

すること。

- 5) ガスの液化した部分は、15℃において、容器の容量の 85%以下であること。
- 6) 詰め替え燃料を充てんした容器がエアゾール容器の場合、55℃における内部ゲージ圧力が 1,500kPa 以下で充てんされていること。
- 7) 旅客機以外の航空機に限り、詰め替え燃料を充てんした容器（一容器の正味質量が 65 g を超えるもので、高圧容器に充てんされているものに限ること。）を同一外装容器に収納して輸送することができる。ただし、詰め替え燃料を充てんした容器は、ガス筒と多岐管等で接続されておらず、輸送中に装置の作動及びガス漏えいを引き起こさないものでなければならない。
- 8) 容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「202」は、次の容器及び包装等を示す。

開放式極低温容器及び密閉式極低温容器（深冷液化ガス用のもの）

(注) 1) 開放式極低温容器に係る要件は次による。

ア) 通常の使用及び輸送において、材質の劣化も含め、輸送中のあらゆる状況に耐えられるよう設計、製造、検査及び装備がされていること。

- イ) 内容量は金属製容器にあつては 500 以下、ガラス製又は陶製容器にあつては 50 以下であること。
- ウ) 真空断熱の二層構造となっていること。また、容器の外面に霜が付着しないものであること。
- エ) 材質は、使用時の温度において適切な特性を保つこと。
- オ) 輸送許容物件と直接接触する容器は、触媒反応を起こし若しくは輸送許容物件と反応を起こすなどの危険を生じ、輸送許容物件による影響を受け又は容器の強度を損なつてはならない。
- カ) ガラス製の二層構造を有する容器は、通常の輸送において起こり得る圧力及び衝撃に耐えるよう適切な緩衝材又は吸収材を入れて外装容器に収納されなければならない。
- キ) 台座等により、輸送中に倒れることのないよう設計されていること。
- ク) 金属製又はガラス製の真空断熱容器又は魔法瓶であつて、容器内の圧力を増加させないよう大気への通気孔を備えたものであること。また、その通気孔はガスを放出し、輸送中に外れることがないよう器具を装備していること。さらに、液体の飛散を防ぎ、容器内で維持される構造であること。

ケ) 容器の表面に、次に掲げる事項を押印、刻印、焼印等を行うことにより消えないよう表示すること。

a) 製造者の氏名及び住所

b) 型式番号及び名称

c) シリアル番号及びバッチ番号

d) 容器に封入する輸送許容物件の国連番号及び品名

e) リットル単位による容器の許容容量

コ) 使用する冷却液体は窒素、アルゴン、クリプトン、ネオン又はキセノンに限ること。

2) 密閉式極低温容器に係る要件は次による。

ア) 断熱されていること。

イ) 次の耐圧試験圧力により充てんされていること。

a) 真空断熱の容器については、充てん時及び排出時を含めて最大内圧の1.3倍以上に100kPaを加えた値以上

b) 他の容器については、充てん時及び排出時に生じる圧力を考慮し、最大内圧の1.3倍以上

ウ) 非引火性かつ非毒性の深冷液化ガスについては、充てん温度及び 100kPa の圧力での液の量が内容量の 98% 以下であること。

エ) 次の圧力除去装置を備えていること。

a) 容量 550ℓ を超える容器については、サージを含む動的な力に耐えられる圧力除去装置を 2 以上

b) 容量 550ℓ 以下の容器については、サージを含む動的な力に耐えられる圧力除去装置を 1 以上（バネ荷重装置と一緒にフランジブルディスクを使用することができる。）

オ) ジョイント部の漏洩防止及び口蓋の密閉性の維持に使用する材料は内容物と反応しないものであること。

カ) 圧力除去弁定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は 5 年を超えないこと。

「203」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器

内 装 容 器	外 装 容 器
金属製エアゾール容器若しくはプラスチック製エアゾール容器又はガス容器	1 A 2 , 1 B 2 , 1 D , 1 G , 1 H 2 , 1 N 2 , 4 A , 4 B , 4 C 1 , 4 C 2 , 4 D , 4 F , 4 G , 4 H 1 , 4 H 2 , 4 N

- (注) 1) 金属製エアゾール容器又は金属製ガス容器は、内容積が1ℓ以下のものに限ること。
- 2) プラスチック製エアゾール容器又はプラスチック製ガス容器は、内容積が500ml以下のものに限ること。
- 3) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 4) エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。
- 5) 内装容器は、外装容器の中で過度に移動し、意図しない噴出が起こらないよう包装すること。

「Y203」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器

内 装 容 器	外 装 容 器
金属製エアゾール容器若しくはプラスチック製エアゾール容器又はガス容器	ドラム 箱

- (注) 1) 金属製エアゾール容器又は金属製ガス容器は、内容積が1ℓ以下のものに限ること。
- 2) プラスチック製エアゾール容器又はプラスチック製ガス容器は、内容積が500ml以下のものに限ること。
- 3) 1) 及び2) の規定にかかわらず、毒物を収納した容器（再充てんのできないものに限る。）は、内容積が120ml以下のものに限ること。
- 4) エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。
- 5) 内装容器は、外装容器の中で移動しないよう確実に固定すること。
- 6) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 7) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、再生木材、合板、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「206」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器					外装容器
	内装容器	内装容器当たり の許容容量		包装物当たりの 許容容量		
		旅客機	旅客機以外 の航空機	旅客機	旅客機以外 の航空機	
3167	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1ℓ	5ℓ	1A1, 1A2, 1B 1, 1B2, 1G, 1
	金属製容器	1ℓ	2.5ℓ	1ℓ		
3168	ガラス製又は陶製容器	—	1ℓ	—	1ℓ	H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3
	金属製容器		1ℓ			
3169	ガラス製又は陶製容器	—	1ℓ	—	1ℓ	A2, 3B1, 3B2 , 3H1, 3H2, 4 A, 4B, 4C1, 4 C2, 4D, 4G, 4
	金属製容器		1ℓ			

						F, 4H1, 4H2, 4N
--	--	--	--	--	--	--------------------

- (注) 1) ガス圧力が 105kPa (絶対圧力) を超えないものに限ること。
- 2) 内装容器は、密閉すること。
- 3) 容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 4) 内装容器は、外装容器の中で移動しないように包装すること。
- 5) 内装容器の欄の「-」は、当該容器が使用することができないことを示す。(以下本備考において同じ。)

「208」は、次の容器及び包装等を示す。

「物品」は、次に掲げる要件により輸送することができる。

- 1) 機械又は装置に取り付けられている蓄圧器の場合、21℃における内部ゲージ圧力の 5 倍の圧力で破裂しないものであること。この場合、第 14 条によるラベル、第 15 条による品名等の表示及び第 17 条第 1 項に規定する書類を省略することができる。
- 2) 強固な外装容器内で動かないように固定し、収納されている蓄圧器の場合、蓄圧器内の内

容積は 410以下であること。また、蓄圧器は、21℃における内部ゲージ圧力の 3 倍の圧力（ただし、830kPa 以上とする。）で漏えい、変形等がないものであり、かつ、21℃における内部ゲージ圧力が 1,380kPa を超えるものにあつては、当該圧力の 5 倍の圧力で破裂しないものに限ること。

「211」は、次の容器及び包装等を示す。

「冷凍機器類」は、次に掲げる要件により輸送することができる。

- ア) 非引火性で毒性及び副次危険性を有しないガスを充てんする場合の許容質量は、450kg とする。
- イ) 二以上のガスシリンダーを用いる場合の非引火性で毒性及び副次危険性を有しないガスの合計量は 910kg とする。
- ウ) ガスシリンダーの開口部（安全装置の開口部を除く。）には、遮断弁を設けること。

「213」は、次の容器及び包装等を示す。

消火器は、作動することがないよう強固な外装容器に収納すること。ただし、備考 2 A19 の 3) ウ) からオ) までに規定する大型消火器であつて、次に掲げる条件を満たす場合にあつて

はこの限りでない。

- 1) 輸送中の環境下において、安全性が損なわれないような十分に強固なものであり、かつ、漏えいが発生しないよう噴出部が保護されていること。
- 2) 輸送許容物件と直接接触する部分は、触媒反応を起こし若しくは輸送許容物件と反応を起こすなどの危険を生じ、輸送許容物件による影響を受け又は当該部分の強度を損なってはならない。
- 3) 弁は、キャップ等により保護されていること。
- 4) 付属品は、不測の作動を防止する措置が施されていること。

「214」は、次の容器及び包装等を示す。

- 1) シリンダーの水容量は 150ℓを超えないものに限ること。
- 2) シリンダーの最大発生圧力は 25MPa を超えないものに限ること。
- 3) 水素のみ輸送すること。
- 4) 第 5 号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。
- 5) 鋼製シリンダー又は鋼製の内張りがある複合シリンダーは、「H」の文字が表示されたものに限ること。

- 6) I S O 16111 : 2008 又は I S O 16111 : 2018 に適合したものに限りこと。
- 7) 表示された定格充てん圧力を超えない圧力で水素を充てんすること。
- 8) 定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は5年を超えないこと。
- 9) 1ℓ未満の水容量を有する水素吸蔵合金システムは、容量及び用途に応じて適切な材質の強固な外装容器に緩衝材を詰めて収納すること。
- 10) 水素吸蔵合金システムを含む包装物当たりの許容質量は、100kgを超えないこと。

「215」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
包装物当たりの許容質量	外装容器
旅客機 1 kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 3A2, 3B2, 3H2
旅客機以外の航空機 15kg	, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

(注) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y215」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
3478 3479	0.5kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、鋼及びアルミニウム以外の金属（以下この備考において「他の金属」という。）、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。
- 4) 燃料電池用カートリッジの容量は、それぞれ 120ml を超えてはならない。
- 5) 燃料電池カートリッジは、包装の中で衝撃緩和されていること。

「216」は、次の容器及び包装等を示す。

許 容 質 量	外 装 容 器
旅客機 1 kg	ドラム、ジェリカン、箱
旅客機以外の航空機 15kg	

- (注) 1) 短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
- 2) 緩衝材を詰めること。
- 3) 輸送の間、充電をしないこと。
- 4) 国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「217」は、次の容器及び包装等を示す。

許 容 質 量	外 装 容 器
旅客機 1 kg	ドラム、ジェリカン、箱
旅客機以外の航空機 15kg	

- (注) 1) 装置とともに中間容器に包装すること。
- 2) 中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備 2 個までとすること。
- 3) 緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護する

こと。

「218」は、次の容器及び包装等を示す。

- 1) シリンダーの構造材及びその付属品は、収納物質と反応して有害物質又は危険物質を生成するものであってはならない。また、輸送中に、危険な反応（重合、分解等）が起こらないよう、必要な手段が講じられなければならない。
- 2) シリンダーに充てんする際、50℃における非ガス相の容積が水容量の95%を超えてはならず、かつ、60℃において完全に満たされないこと。
- 3) シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。なお、シリンダー内の全ての物質の蒸気圧及び容積膨張を考慮しなければならない。
- 4) ホース等の噴霧装置が接続されている状態で輸送しないこと。
- 5) 最小試験圧力は、20 バール以上であること。
- 6) 再充てんしないシリンダーは、1,000ℓを試験圧力の値（バール）で除した値を超えない水容量で、最大容積は、50ℓを超えないこと。
- 7) 圧縮ガスとともに充てんされた液体については、液相及び圧縮ガスの両成分を考慮し、シリンダーの内部圧力を計算すること。また、実験データが利用できない場合、以下の手

順に従うこと。

ア) 15℃（充てん温度）における液体の蒸気圧及び圧縮ガスの分圧を算出する。

イ) 15℃から 65℃までの加熱による液相の容積膨脹及びガス相の残留容積を算出する。

ウ) 液相の容積膨脹を考慮し、65℃における圧縮ガスの分圧を算出する。なお、15℃及び 65℃における圧縮ガスの圧縮係数を考慮しなければならない。

エ) 65℃における液体部分の蒸気圧を算出する。

オ) 65℃における液体部分の蒸気圧と圧縮ガスの分圧を合計し、全圧を算出する。

カ) 65℃における圧縮ガスの溶解度を考慮する。

シリンダーの試験圧力は、算出した全圧から 100kPa（1 バール）を減じた値を下回ってはならない。なお、液相における圧縮ガスの溶解度が不明な場合、圧縮ガスの溶解度を考慮せず試験圧力を算出することができる。

8) 定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は、5 年を超えないこと。

9) 強固な外装容器（箱、ドラム、ジェリカン）に収納すること。

10) 国連番号が 3500 に該当するものについては、定期検査の間隔は、10 年を超えないこと。

「219」は、次の容器及び包装等を示す。

- 1) シリンダーに充てん後、充てん圧力は 20℃において 101.3kPa 未満、かつ、50℃において 300kPa 未満であること。
- 2) 最小試験圧力は、21bar であること。
- 3) 最小破壊圧力は、94.5bar であること。
- 4) シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。
- 5) 吸着材は、シリンダー及びガスと反応して有害物質又は危険物質を生成するものではないこと。また、ガスと吸着材を組み合わせた場合であっても、触媒反応を起こし若しくはシリンダーと反応を起こすなどの危険を生じ、シリンダーに影響を与え又はシリンダーの強度を損なうことがないこと。
- 6) 圧力や化学的安定性が適切であることを確保するために、シリンダーに充てんするたびに、吸着材の品質を確認すること。
- 7) 吸着材は、輸送禁止物件ではないこと。
- 8) I S O 11513 : 2011 附属書 A 又は I S O 11513 : 2019 附属書 A で規定された充てん手順に従うこと。
- 9) 定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は 5 年を超えないこと。
- 10) シリンダーの構造材及びその付属品は、触媒反応を起こし若しくは輸送許容物件と反

応を起こすなどの危険を生じ、輸送許容物件による影響を受け又は強度を損なうことがないこと。

「220」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量	
	旅客機	旅客機以外の航空機
3529	—	上限なし

- (注) 1) 輸送許容物件は、動かないよう固定すること。
- 2) 液化石油ガスを燃料とする場合は、液化石油ガスを完全に抜き取り、残存するガスが洩れないよう措置すること。
- 3) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
- 4) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「870」に従って包装すること。
- 5) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。

- 6) 内燃機関又は燃料電池機関を単体で輸送する場合は、全ての燃料、冷却液及び油圧システム中の油はできる限り抜き取ること。また、取り外した全ての液体管系統は、保護キャップにより確実に密閉されていること。
- 7) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。
- 8) 特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
- 9) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。
- 10) 危険物が当該機械又は装置内で適切な保護措置がなされていない場合は、容量及び用途

に応じて適切な材質の強固な外装容器に収納すること。

「222」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量		単一容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3538	75kg	150kg	1 A 2 , 1 B 2 , 1 D , 1 G , 1 H 2 , 1 N 2 , 3 A 2 , 3 B 2 , 3 H 2 , 4 A , 4 B , 4 C 1 , 4 C 2 , 4 D , 4 F , 4 G , 4 H 1 , 4 H 2 , 4 N

- (注) 1) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合には、容量及び用途に応じて適切な材質の強固な外装容器に収納して輸送することができる。
- 2) 高圧ガスを収納したガスシリンダー（高圧容器）又は当該容器等は、第10条の要件に適合していること。
- 3) 外装容器の中で移動し、不測の作動が起こらないよう包装すること。

(3) 引火性液体

「Y340」、「Y341」、「Y342」、「Y343」及び「Y344」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y340	2	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			
Y341	2	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ		
		プラスチック製容器	0.5ℓ			

		金属製容器	0.5ℓ			
Y342	3	ガラス製又は 陶製容器	1ℓ	1ℓ		
		プラスチック 製容器	1ℓ			
		金属製容器	1ℓ			
Y343	3	ガラス製又は 陶製容器	1ℓ	2ℓ		
		プラスチック 製容器	1ℓ			
		金属製容器	1ℓ			
Y344	3	ガラス製又は 陶製容器	2.5ℓ	10ℓ		
		プラスチック 製容器	5ℓ			

		金属製容器	5ℓ			
--	--	-------	----	--	--	--

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「350」、「351」、「352」、「353」、「354」及び「355」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
350	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G,	—	—

		プラスチック製容器	—		1H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3A 2, 3B1, 3B2, 3		
		金属製容器	0.5ℓ				
351	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ	H1, 3H2, 4A, 4 B, 4C1, 4C2, 4 D, 4F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N		
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	1ℓ				
352	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ			
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
353	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ			

		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				
354	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ		5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				
355	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	60ℓ		60ℓ	
		プラスチック製容器	10ℓ				
		金属製容器	10ℓ				

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器

に収納すること。

3) 等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

4) 「複合容器」は、6HA1, 6HA2, 6HB1, 6HB2, 6HC, 6HD1, 6HD2, 6HG1, 6HG2, 6HH1, 6HH2を示す。(以下本備考において同じ。)

「360」、「361」、「362」、「363」、「364」、「365」及び「366」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
360	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A	2.5ℓ	1A1, 1B1, 1N1, 3A1, 3B1, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	—				

		金属製容器	2.5ℓ		2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 3N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N		
361	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	30ℓ		30ℓ	
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	5ℓ				
362	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ		5ℓ	1A1, 1B1, 1H1, 1N1, 3A1, 3B1, 3H1, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
363	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ		5ℓ	
		プラスチック製容器	2.5ℓ				

		金属製容器	5ℓ				
364	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	60ℓ		60ℓ	
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	10ℓ				
365	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	10ℓ				
		金属製容器	25ℓ				
366	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	220ℓ		220ℓ	
		プラスチック製容器	10ℓ				

		金属製容器	250				
--	--	-------	-----	--	--	--	--

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 4) 国連番号1308の等級が1又は2の輸送許容物件の場合、組合せ容器に限ること。
また、包装物の総重量は75kg以下とすること。

「370」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器					
	内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	内装容器 当たりの 許容容量	内装容器 当たりの 許容質量	包装物当 たりの許 容質量	外装容器

		(液体の 基礎原料)	(液体の 活性剤)	(固体の 活性剤)		
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチック製 容器 (チューブ を含む。)	-	125mℓ	500g	5 kg	1A1, 1A2, 1B 1, 1B2, 1G, 1 H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3 A2, 3B1, 3B2 , 3H1, 3H2, 4 A, 4B, 4C1, 4 C2, 4D, 4F, 4 G, 4H1, 4H2, 4N
	金属製容器 (チューブを含 む。)	-	125mℓ	500g		
基礎原料 (等級が2 の引火性液 体)	ガラス製又は陶 製容器	1ℓ	-	-		
	プラスチック製 容器	5ℓ	-	-		
	金属製容器	5ℓ	-	-		
活性剤 (有機過酸)	プラスチック製 容器 (チューブ	-	125mℓ	500g	10kg	

化物)	を含む。)					
	金属製容器 (チューブを含む。)	-	125mℓ	500g		
基礎原料 (等級が3 の引火性液 体)	ガラス製又は陶 製容器	2.5ℓ	-	-		
	プラスチック製 容器	10ℓ	-	-		
	金属製容器	10ℓ	-	-		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2) 各包装物の総重量は容量と質量の比を1対1(1ℓは1kg)として換算すること。

「Y370」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器						
	内装容器	内装容器	内装容器	内装容器	包装物当	総重量	外装容器

		当たりの 許容容量 (液体の 基礎原 料)	当たりの 許容容量 (液体の 活性剤)	当たりの 許容質量 (固体の 活性剤)	当たりの許 容質量		
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチ ック製容 器(チュー ブを含 む。)	-	30ml	100g	1 kg	30kg	ドラム ジェリカ ン 箱
	金属製容 器 (チュー ブを含 む。)	-	30ml	100g			

基礎原料 (等級が2 の引火性液 体)	ガラス製 又は陶製 容器	1ℓ	-	-			
	プラスチ ック製容 器	1ℓ	-	-			
	金属製容 器	1ℓ	-	-			
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチ ック製容 器(チュー ブを含 む。)	-	30mℓ	100g	5 kg		
	金属製容 器	-	30mℓ	100g			

	(チューブを含む。)						
基礎原料 (等級が 3 の引火性液 体)	ガラス製 又は陶製 容器	2.5ℓ	-	-			
	プラスチ ック製容 器	5ℓ	-	-			
	金属製容 器	5ℓ	-	-			

- (注)
- 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
 - 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
 - 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
 - 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、フ

アイバ板又はプラスチック製に限ること。

5) 各包装物の総重量は容量と質量の比を1対1(1ℓは1kg)として換算すること。

「371」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				外装容器
	内装容器	内装容器当たりの 許容容量	包装物当たりの許容容量		
			旅客機	旅客機以外 の航空機	
1204	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ	60ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
	プラスチック製容器	1ℓ			
	金属製容器	1ℓ			
3064	金属製容器	1ℓ	—	5ℓ	4C1, 4C2, 4D, 4F

(注) 1) 内装容器と外装容器の間に、十分な量の緩衝材及び吸収材を収納すること。

2) 国連番号が 3064 の物件の場合、水、アルコール及びニトログリセリンが浸透し

ないように適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「372」は、次の容器及び包装等を示す。

航空機に完成した装置として装備するよう設計されたものであって、次の各号に掲げる場合に
応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものに限ること。

1) 頭部を溶接したアルミニウム製継ぎ目なし圧力容器を輸送する場合 次のア) からオ) ま
での要件

ア) 当該容器内の燃料用一次容器は溶接されたアルミニウム製袋を備えたものであり、最大
容積は 46ℓ であること。

イ) 圧力容器の最小ゲージ圧力は 1275kPa、最小破壊ゲージ圧力は 2755kPa であること。

ウ) 製造時及び輸送前に漏えい試験に合格したものであること。

エ) 完成した装置は、密閉された強固な金属製容器に不燃性の緩衝材を詰めて収納すること。

オ) 燃料用一次容器及び包装物あたりに含まれる燃料の許容容量は 42ℓ を超えないこと。

2) アルミニウム製圧力容器を輸送する場合 次のア) からオ) までの要件

- ア) 当該容器内の燃料用一次容器はゴム製袋を備えた、かつ、密閉溶接されたものであり、最大容積が 46ℓ であること。
- イ) 圧力容器の最小ゲージ圧力は 2860kPa、最小破壊ゲージ圧力は 5170kPa であること。
- ウ) 製造時及び輸送前に漏えい試験に合格したものであること。
- エ) 完成した装置は、密閉された強固な金属製容器に不燃性の緩衝材を詰めて収納すること。
- オ) 燃料用一次容器及び包装物あたりに含まれる燃料の許容容量は 42ℓ を超えないこと。

「373」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等級	組合せ容器				単一容器又は 複合容器		
		内装容器	内装容器当たり の許容容量		包装物当たりの 許容容量		旅客機以外の 航空機	
			旅客機	旅客機 以外の 航空機	旅客機	旅客機 以外の 航空機	包装物 当たり の許容	容器の 種類

								容量	
1228	2	ガラス製又は陶製容器	—	5ℓ	—	60ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H	60ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1H
		プラスチック製容器		5ℓ			1, 1H2, 1N1, 1N2,		1, 1H2, 1N1, 1N
		金属製容器		5ℓ					
	3	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ	5ℓ	220ℓ	3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	220ℓ	2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	1ℓ	5ℓ					
		金属製容器	1ℓ	5ℓ					

(注) ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに

詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「Y373」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの 許容容量	包装物当たりの 許容容量	総質量	外装容器
1228	3	ガラス製又 は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチッ ク製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

- (注) 1) ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「374」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		
包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	5 kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B,
旅客機以外の航空機	50kg	4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 1N2, 4N

(注) 1) 包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。

2) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y374」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		
包装物当たりの許容質量		外装容器
2.5kg		ドラム

	ジェリカン 箱
--	------------

- (注) 1) 包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
- 2) 1カートリッジ当たりに含まれる引火性液体の許容容量は0.50を超えないこと。
- 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「375」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		
包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	5kg	ドラム
旅客機以外の航空機	50kg	ジェリカン

	箱
--	---

- (注) 1) 短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
- 2) 緩衝材を詰めること。
- 3) 輸送の間、充電をしないこと。
- 4) 国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「376」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		
包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	5kg	ドラム
旅客機以外の航空機	50kg	ジェリカン 箱

- (注) 1) 装置とともに中間容器に包装すること。
- 2) 中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備 2 個までとすること。
- 3) 緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護する

こと。

4) 国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「377」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器又は 複合容器	
	内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物当 当たりの許 容容量	外装容器	包装物当 当たりの許 容容量	容器の種 類
1162, 1196, 1250, 1298,	ガラス製又は 陶製容器	1 ℓ	5 ℓ	1A1, 1A2, 1 D, 1G, 1H1,	5 ℓ	1A1, 3A1, 6 HA1, 鋼製

1305, 2985	金属製容器	5 l		1H2, 4A, 4C 1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1 , 4H2	シリンダー
------------	-------	-----	--	--	-------

(注) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

「378」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
3528	上限なし

(注) 1) 輸送許容物件のバルブ及び開口部を密閉し、輸送許容物件が動かないよう固定すること。

2) 燃料油を抜き取ること（直立状態以外の状態を取り扱うことが困難な場合にあっては、燃料油の量が燃料タンクの容量の25%以下の量となるようにすること。）。また、燃料タンクの蓋を確実に締めること。

3) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのな

いよう措置すること。

- 4) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「870」に従って包装すること。
- 5) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
- 6) 内燃機関又は燃料電池機関を単体で輸送する場合は、全ての燃料、冷却液及び油圧システム中の油はできる限り抜き取ること。また、取り外した全ての液体管系統は、保護キャップにより確実に密閉されていること。
- 7) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。
- 8) 特別規定 A 154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、

輸送が禁止される。

- 9) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定 A 94 の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。
- 10) 危険物が機械又は装置内で適切な保護措置がなされていない場合は、容量及び用途に応じて適切な材質の強固な外装容器に収納すること。

(4) 可燃性物質類

「Y 440」、「Y 441」、「Y 442」及び「Y 443」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	総質量	外装容器
Y440	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン
		プラスチック製容器	0.5kg			

		金属製容器	0.5kg			箱
		プラスチック袋	0.5kg			
Y441	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5 kg		
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y442	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5 kg		
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			
Y443	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	10kg		
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「445」及び「446」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
445	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		
		プラスチック袋	1 kg		
446	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	25kg	2, 3B1, 3B2, 3

		プラスチック製容器	10kg		H1, 3H2, 4A, 4
		金属製容器	10kg		B, 4C1, 4C2, 4
		プラスチック袋	5 kg		D, 4F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「448」及び「449」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物当 たりの許 容容量	容器の種類
448	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg	1A1, 1A2, 1B 1, 1B2, 1D, 1	50kg	1A1, 1A2, 1B 1, 1B2, 1D, 1

		プラスチック製容器	5 kg		G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A		G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A
		金属製容器	5 kg		1, 3A2, 3B1,		1, 3A2, 3B1,
		プラスチック袋	2.5kg		3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C		3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C
449	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	100kg	1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	100kg	2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N, 複合容器、シリンダー
		プラスチック製容器	10kg				
		金属製容器	10kg				
		プラスチック袋	5 kg				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件であって天然木材、合板、再生木材、ファイバ及びファ

イバ板製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「450」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器					
	内装容器	内装容器 当たりの 許容質量 (固体の 基礎原料)	内装容器 当たりの 許容容量 (液体の 活性剤)	内装容器 当たりの 許容質量 (固体の 活性剤)	包装物当 たりの許 容質量	外装容器
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチック製 容器(チューブ を含む。)	-	125mℓ	500g	5 kg	1 A 1, 1 A 2, 1 B 1, 1 B 2 , 1 D, 1 G, 1 H 1 , 1 H 2,
	金属製容器 (チューブを含 む。)	-	125mℓ	500g		

基礎原料 (等級が2 の可燃性物 質)	ガラス製又は陶 製容器	1 kg	-	-		1 N 1, 1 N 2, 3 A
	プラスチック製 容器	5 kg	-	-		1, 3 A 2 , 3 B 1,
	金属製容器	5 kg	-	-		3 B 2, 3
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチック製 容器(チューブ を含む。)	-	125mℓ	500g	10kg	H 1, 3 H 2, 4 A,
	金属製容器 (チューブを含 む。)	-	125mℓ	500g		4 B, 4 C 1, 4 C 2 , 4 D, 4 F, 4 G,
基礎原料 (等級が3 の可燃性物 質)	ガラス製又は陶 製容器	2.5kg	-	-		4 H 1, 4 H 2, 4 N
	プラスチック製 容器	10kg	-	-		

	金属製容器	10kg	-	-		
--	-------	------	---	---	--	--

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 各包装物の総重量は容量と質量の比を1対1(1ℓは1kg)として換算すること。

「Y450」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器						
	内装容器	内装容器 当たりの 許容質量 (固体の 基礎原料)	内装容器 当たりの 許容容量 (液体の 活性剤)	内装容器 当たりの 許容質量 (固体の 活性剤)	包装物当 当たりの許 容質量	総質量	外装容器
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチ ック製容 器(チュー	-	30mℓ	100g	1 kg	30kg	ドラム ジェリカ ン

	ブを含む。)							箱
	金属製容器 (チューブを含む。)	-	30ml	100g				
基礎原料 (等級が2 の可燃性物 質)	ガラス製 又は陶製 容器	1 kg	-	-				
	プラスチ ック製容 器	1 kg	-	-				
	金属製容 器	1 kg	-	-				

活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチ ック製容 器(チュー ブを含む。)	-	30ml	100g	5 kg		
	金属製容 器 (チュー ブを含む。)	-	30ml	100g			
基礎原料 (等級が3 の可燃性物 質)	ガラス製 又は陶製 容器	2.5kg	-	-			
	プラスチ ック製容	5 kg	-	-			

	器						
	金属製容器	5 kg	-	-			

(註) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板、又はプラスチック製に限ること。

5) 各包装物の総重量は容量と質量の比を1対1（1ℓは1kg）として換算すること。

「451」は、次の容器及び包装等を示す。

	組合せ容器			
国連番号	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器

			旅客機	旅客機以外の航空機	
1354, 1355, 1356, 3364,	ガラス製又は陶 製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1 H1, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H1, 3H2, 3N2 , 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H 2, 4N
3365, 3366, 3367, 3368,	プラスチック製 容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
3369, 3370	金属製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
	プラスチック袋	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
1336, 1337, 1357	ガラス製又は陶 製容器	0.5kg	1 kg	15kg	
	プラスチック製 容器	0.5kg	1 kg	15kg	
	金属製容器	0.5kg	1 kg	15kg	
	プラスチック袋	0.5kg	1 kg	15kg	
1310	ガラス製又は陶	0.5kg	0.5kg	0.5kg	

	製容器				
	プラスチック製 容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
	金属製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
	プラスチック袋	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
1349	ガラス製又は陶 製容器	0.5kg	—	15kg	
	プラスチック製 容器	0.5kg	—	15kg	
	金属製容器	0.5kg	—	15kg	
	プラスチック袋	0.5kg	—	15kg	
1320, 1321, 1322, 1344, 1348, 1517, 3317	ガラス製又は陶 製容器	0.5kg	1 kg	15kg	
	プラスチック製 容器	0.5kg	1 kg	15kg	

	金属製容器	0.5kg	1 kg	15kg
	プラスチック袋	0.5kg	1 kg	15kg
1571, 2852	ガラス製又は陶製容器	0.25kg	—	0.5kg
	プラスチック製容器	0.25kg	—	0.5kg
3474	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg
	プラスチック製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg

- (注) 1) 国連番号が 1310、1320、1321、1322、1344、1348、1349、1517 及び 3317 に該当するものの容器及び包装の材質は、鉛を含まないものに限ること。
- 2) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 3) ガラス製又は陶製容器、プラスチック製容器は、不活性の吸収材を詰め、金属製容器又は硬質のプラスチック製容器に収納した後、外装容器に収納すること。
- 4) 水、アルコール又は粘液性物質の減少を防ぐように設計及び製造されていること。

5) 容器は爆発的な過剰な圧力を超える圧力及び 300kPa (3 bar) を超える圧力を開放するよう組み立てられ、かつ、閉じられていること。

6) 国連番号が 3474 に該当するものは金属製容器を使用してはならない。なお、金属製容器以外の容器であって、金属製の密閉装置、金属製の付属品等少量の金属を使用したものについては、使用することができる。

「452」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器			
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
2555	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H1, 3H2, 3N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
	プラスチック製容器	1 kg		
	金属製容器	1 kg		
	プラスチック袋	1 kg		

2556	ガラス製又は陶製容器	1 kg	1 kg	
	プラスチック製容器	1 kg		
	金属製容器	1 kg		
	プラスチック袋	1 kg		
2557	ガラス製又は陶製容器	1 kg	1 kg	
	プラスチック製容器	1 kg		
	金属製容器	1 kg		
	プラスチック袋	1 kg		

- (注) 1) 水、アルコール又は粘液性物質の減少を防ぐように設計及び製造されていること。
- 2) 容器は爆発的な過剰な圧力を超える圧力及び 300kPa (3 bar) を超える圧力を開放するよう組み立てられ、かつ、閉じられていること。

「453」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
	内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物 当たりの 許容質量	容器の種類
2555	ガラス製又は陶製容器	1 kg	50kg	1B2, 1D, 1G , 1H1, 1H2, 1N2, 3A2, 3 B2, 3H1, 3H	50kg	1A1, 1A2, 1B 1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2 , 1N1, 1N2,
	プラスチック製容器	1kg				
	金属製容器	1kg				
	プラスチック袋	1kg				
2556	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	2, 3N2, 4A, 4B, 4C1, 4C 2, 4D, 4F, 4 G, 4H1, 4H2 , 4N	15kg	3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4 H2, 複合容 器, シリン
	プラスチック製容器	1kg				
	金属製容器	1kg				
	プラスチック袋	1kg				
2557	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg		15kg	
	プラスチック製容器	1kg				
	金属製容器	1kg				

	プラスチック袋	1kg				ダー
--	---------	-----	--	--	--	----

- (注) 1) 水、アルコール又は粘性物質の減少を防ぐように設計及び製造されていること。
- 2) 容器は爆発的な過剰な圧力を超える圧力及び 300kPa (3 bar) を超える圧力を開放するよう組み立てられ、かつ、閉じられていること。
- 3) 天然木材、合板、再生木材、ファイバ及びファイバ板製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「454」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
1324	25kg	100kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) 「1G, 1H1, 1H2, 3H1, 3H2, 4G, 4H1, 4H2」を使用する場合、収納するフィルムの長さは 600m 以下とすること。

- 2) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 3) 輸送許容物件の各リールは、密閉された金属缶又は強固な厚紙若しくはファイバ板製の内装容器に収納され、当該容器の蓋は、接着テープ又は接着紙により固定されたものに限ること。

「Y454」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器			
	内装容器当たりの フィルムの 許容質量	包装物当たりの許 容質量	総質量	外装容器
1324	1 kg	10kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 輸送許容物件の各リールは、密閉された金属缶又は強固な厚紙若しくはファイバ板製の内装に収納され、当該容器の蓋は、接着テープ又は接着紙により固定されたものに限ること。

- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。ただし、ファイバ又はプラスチック製を使用する場合、収納するフィルムの長さは 600m 以下又は質量は 1 kg 以下とすること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。ただし、プラスチック製を使用する場合、収納するフィルムの長さは 600m 以下又は重量は 1kg 以下とすること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。ただし、ファイバ板又はプラスチック製を使用する場合、収納するフィルムの長さは 600m 以下又は質量は 1kg 以下とすること。

「455」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	
	旅客機	旅客機以外の航空機
	外装容器	

1944			1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2,
1945	25kg	100kg	3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) マッチは、容器の中で移動し、又は他のマッチの箱、本又はカードとの摩擦によつて発火しないよう確実に収納すること。
- 2) マッチは、ホイル若しくは紙により確実に包まれ、又は密閉された内装容器に収納されること。
- 3) 本と組み合わせ、又は一体となつたマッチの内装容器当たりの個数は 50 個以下とすること。
- 4) 容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y 455」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
1944	10kg	30kg	ドラム

1945			ジェリカン 箱
------	--	--	------------

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板及びプラスチック製に限ること。
- 4) マッチは、容器の中で移動し、又は他のマッチの箱、本又はカードとの摩擦によつて発火しないよう確実に収納すること。
- 5) マッチは、ホイル若しくは紙により確実に包まれ、又は密閉された内装容器に収納されること。
- 6) 本と組み合わせ、又は一体となつたマッチの内装容器当たりの個数は 50 個以下とすること。

「456」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	
	旅客機	旅客機以外の航空機
2000	25kg	100kg

「457」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器又は 複合容器			
	内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物当たりの 許容質量		外装容器	包装物当たりの 許容質量		容器の種 類
			旅客機	旅客機 以外の 航空機		旅客機	旅客機 以外の 航空機	
3241	ガラス製又 は陶製容器	0.5kg	25kg	50kg	1D, 1G, 1H1, 1 H2, 3H1, 3H2,	25kg	50kg	1H1, 1H2, 3 H1, 3H2, 6H

	プラスチック製容器	1 kg			4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4			C, 6HD1, 6H D2, 6HG1, 6
	プラスチック袋	1 kg			H2			HG2, 6HH1, 6HH2

(注) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y457」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3241	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5 kg	30kg	ドラム
	プラスチック製容器	0.5kg			ジェリカン
	プラスチック袋	0.5kg			箱

(注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「458」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3270	1 kg	15kg	1B2, 1G, 1N2, 1H2, 1A2, 3B2, 3H2, 3A2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

(注) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y 458」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3270	1 kg	30kg	ドラム

			ジェリカン 箱
--	--	--	------------

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「459」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器					外装容器
	内装容器	内装容器当たりの許容容量又は許容質量		包装物当たりの許容量又は許容質量		
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機	
液体						1 D, 1 G, 1

3223	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	H 1, 1 H 2, 3 H 1, 3 H 2 , 4 C 1, 4 C 2, 4 D, 4 F , 4 G, 4 H 1 , 4 H 2
3225	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3227	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3229	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3532	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
固体						
3224	プラスチック製容器	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
	プラスチック袋	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
3226	プラスチック製容器	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
	プラスチック製容器	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
	プラスチック袋	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
3228	プラスチック製容器	1kg	2.5kg	10kg	25kg	
	プラスチック袋	1kg	2.5kg	10kg	25kg	
3230	プラスチック製容器	1kg	2.5kg	10kg	25kg	
	プラスチック袋	1kg	2.5kg	10kg	25kg	

3531	プラスチック製容器	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	
	プラスチック袋	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	

- (注) 1) 可燃性を有しない緩衝材を詰めること。
- 2) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 3) 国連試験基準マニュアルに従った試験によりエネルギー物質と分類された試料については国連番号3223又は3224を割り当てることができる。なお、包装等は以下のとおりとすること。
- ア) 個々のウェル(くぼみ)に収納する量は、固体の場合にあっては0.01g、液体の場合にあっては0.01mlを超えないこと。外装容器当たりの最大正味量は固体の場合にあっては20g、液体の場合にあっては20mlを超えないこと。また、液体と固体が混在する場合にあってはgとmlの値の合計が20を超えないこと。
- 内装容器として、プラスチック製、ガラス製、磁器製又は炔器製のマイクロタイタープレート又はマルチタイタープレートを使用し、外装容器の箱は4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2又は4Nとすること。
- イ) 各内装容器の最大容量は、固形の場合にあっては1g、液体の場合にあっては

1 mlを超えないこと。外装容器当たりの最大正味量は固形の場合にあっては56g、液体の場合にあっては56mlを超えないこと。また、液体と固体が混在する場合にあってはgとmlの値の合計が56を超えないこと。

最大容量 30mlのガラス製又はプラスチック製の内装容器に収納された個々の物件は、密度 18 ± 1 g/lの最小厚 130mm の発泡性のポリエチレンフォーム基材中に配置されること。内装容器同士は最小間隔 40mm で隔離され、外装容器の壁からは最小間隔 70mm で隔離される。包装物には、それぞれが 28 個までの内装容器を保持するフォームマトリックスを二層まで含むことができる。

外装容器は、最小寸法60cm（長さ）×40.5cm（幅）×30cm（高さ）で最小厚1.3cmのファイバーボードの箱（4G）からなる。

ウ）外装容器内に氷又はドライアイスを入れる場合は、氷等が溶け出した後、その原位置に内装容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、ドライアイスを使用する場合にあっては、包装基準954の要件に従うこと。

「462」及び「463」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
462	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H	—	—
		プラスチック製容器	1ℓ		1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B		
		金属製容器	1ℓ		1, 3B2, 3H1, 3H		
463	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G	5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, , 1B2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, , 複合容器,
		プラスチック製容器	2.5ℓ		, 4H1, 4H2, 4N		
		金属製容器	5ℓ				

							シリンダー
--	--	--	--	--	--	--	-------

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「464」及び「465」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの許 容質量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
464	2	ガラス製又は陶製容器	2.50	50	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D	—	—
		プラスチック製容器	2.50		, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N		
		金属製容器	50		2, 3A1, 3A2		

465	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ	, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4 A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F , 4G, 4H1, 4 H2, 4N	60ℓ	1A1, 1B1, 1H 1, 1N1, 3A1, 3B1, 3H1, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	10ℓ				

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「466」、「467」、「468」及び「469」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
466	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1,

		プラスチック製容器	1 kg		1B2, 1D, 1G, 1H
		金属製容器	1 kg		1, 1H2, 1N1, 1N
467	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	2, 3A1, 3A2, 3B
		プラスチック製容器	2.5kg		1, 3B2, 3H1, 3H
		金属製容器	2.5kg		2, 4A, 4B, 4C1,
		プラスチック袋	1 kg		4C2, 4D, 4F, 4G
468	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	, 4H1, 4H2, 4N
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	5 kg		
469	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	25kg	
		プラスチック製容器	10kg		
		金属製容器	10kg		
		プラスチック袋	5 kg		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸

送する場合の要件に適合すること。

「470」及び「471」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物 当たりの 許容質量	容器の種類
470	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg	1A1, 1A2,	50kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3A
		プラスチック製容器	5 kg		1B1, 1B2,		
		金属製容器	5 kg		1D, 1G, 1H		
		プラスチック袋	2.5kg		1, 1H2, 1N		
471	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	100kg	1, 1N2, 3A	100kg	2, 3B1, 3B2, 3 H1, 3H2, 4A, 4 B, 4C2, 4D, 4F , 4G, 4H2, 4N,
		プラスチック製容器	10kg		1, 3A2, 3B		
		金属製容器	10kg		1, 3B2, 3H		
		プラスチック袋	5 kg		1, 3H2, 4A		

					, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4 F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N	複合容器, シ リンダー
--	--	--	--	--	---	-----------------

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合であって、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ製又はファイバ板製の単一容器の場合は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「472」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器			
	内装容器	内装容器当たり の許容質量	包装物当たり の許容質量	外装容器

1362	プラスチック製容器	0.1kg	0.5kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 4A, 4B
------	-----------	-------	-------	---

「473」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等級	組合せ容器					単一容器及び 複合容器		
		内装容器	内装容器当たり の許容質量		包装物当たりの 許容質量		外装容器	旅客機以外の 航空機	
			旅客機	旅客機 以外の 航空機	旅客機	旅客機 以外の 航空機		包装物当 たりの許 容質量	容器の 種類
1378	2	ガラス製又は陶製容器	—	1 kg	—	50kg	1A1, 1A2, 1 B1, 1B2, 1G	—	—
		金属製容器	—	1 kg	—	50kg	, 1H1, 1H2,	—	—

2881	2	ガラス製又は陶製容器	—	1 kg	—	50kg	1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B	—	—
		金属製容器	—	1 kg	—	50kg	1, 3B2, 3H1	—	—
	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	2.5kg	25kg	100kg	, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2	100kg	1A1, 1A2, 3A1,
		金属製容器	1 kg	5 kg	25kg	100kg	, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N		3A2, シリンダー

(注) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y474」、「Y475」、「Y476」及び「Y477」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器

Y474	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y475	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y476	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			
Y477	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	10kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			

		プラスチック袋	1 kg			
--	--	---------	------	--	--	--

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が2又は3であって、湿性を有する輸送許容物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
- 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、ファイバ、他の金属又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「478」及び「479」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの	包装物当 当たりの許	外装容器	包装物当 当たりの許	容器の種類

			許容容量	容容量		容容量	
478	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D	—	—
		プラスチック製容器	1ℓ	1ℓ	, 1G, 1H1, 1	—	—
		金属製容器	1ℓ	1ℓ	H2, 1N1, 1N	—	—
479	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	2, 1H2, 3A1, 3A2, 3B1,	5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	2.5ℓ	5ℓ	3B2, 3H1, 3		
		金属製容器	5ℓ	5ℓ	H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が2の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ山の付いた密閉機構を有し、充分な量の不活性の緩衝材及び吸収材とともに詰められ、内張り、プラスチック袋又はこれらと同等に有効な中間容器によつて密封されること。

3) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「480」、「481」及び「482」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
480	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C	—	—
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	1ℓ				
481	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ			

		プラスチック製 容器	2.5ℓ		1, 4C2, 4D, 4 F, 4G, 4H1, 4 H2, 4N		
		金属製容器	5ℓ				
482	3	ガラス製又は陶 製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1H1, 1H 2, 1N1, 1N2, 3 A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2 , 複合容器, シリンダー
		プラスチック製 容器	5ℓ				
		金属製容器	10ℓ				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ山の付いた密閉機構を有し、充分な量の不活性の緩衝材及び吸収材とともに詰められ、内張り、プラスチック袋又はこれらと同等に有効な中間容器によつて密封されること。
- 3) 等級が2の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ山の付いた密閉機構を有し、充分な量の不活性の緩衝材及び吸収材とともに詰められること。

4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

5) シリンダーは鋼製であって、0.6MPa(6bar)以上の試験圧力による初回の試験及び10年ごとの試験を受けたものに限ること。また、当該シリンダーにより輸送する場合、内部ゲージ圧力が20kPa(0.2bar)以上に保たれ、かつ、輸送許容物件が不活性の気体の状態であること。

「483」、「484」、「485」及び「486」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
483	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1,
		プラスチック製容器	1 kg		
		金属製容器	1 kg		
484	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	

		プラスチック製容器	2.5kg		4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
		金属製容器	2.5kg		
		プラスチック袋製容器	1 kg		
485	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	5 kg		
486	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	25kg	
		プラスチック製容器	10kg		
		金属製容器	10kg		
		プラスチック袋	5 kg		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。

「487」、「488」、「489」、「490」及び「491」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物当 当たりの許 容質量	外装容器	包装物当 当たりの許 容質量	容器の種類
487	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H	15kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1H1, 1H 2, 1N1, 1N2, 3
		プラスチック製容器	1 kg				
		金属製容器	1 kg				
488	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1, 1H2, 1N 1, 1N2, 3A 1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H	15kg	A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2 , 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
489	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg	1, 3H2, 4A , 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4	50kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	5 kg				

490	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg	F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N	50kg	, 1N2, 3A1, 3A 2, 3B1, 3B2, 3 H1, 3H2, 4A, 4 B, 4C2, 4D, 4F
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
491	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	100kg		100kg	, 4G, 4H2, 4N, 複合容器、シ リンダー
		プラスチック製容器	10kg				
		金属製容器	10kg				
		プラスチック袋	5 kg				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器はテープ等により密閉されること。
- 3) 等級が1又は2の輸送許容物件の場合、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
- 4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有

効な措置を講じること。

- 5) 天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ製及びファイバ板製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「492」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量		単一容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3292 (組電池に限る。)	—	上限なし	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
3292 (単電池に限る。)	25kg	400kg	

- (注) 1) 組電池は、内装容器を使用せずに輸送することができる。
- 2) 単電池は、輸送中に相互に又は外装容器の内面と接触しないよう、かつ、外装容器内で大きな移動がないよう外装容器に十分な量の緩衝材を詰めて収納すること。
- 3) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 4) 単電池の容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合

すること。

- 5) 単電池及び組電池は短絡に対して保護し、かつ、他の組電池と絶縁されていること。

「493」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等 級	組合せ容器			
		内装容器	旅客機		外装容器
			内装容器当た りの許容容量	包装物当たり の許容容量	
3399	2	ガラス製又は陶製容器	1 ℓ	1 ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G
		シリンダー等の圧力容器	1 ℓ	1 ℓ	, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3
	3	ガラス製又は陶製容器	5 ℓ	5 ℓ	A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1
		シリンダー等の圧力容器	5 ℓ	5 ℓ	, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2 , 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

(注) 1) ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材と

ともに詰め、硬質の漏洩しない容器に収納した後、外装容器に収納すること。

2) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「494」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等 級	組合せ容器			単一容器及び複合容 器		
		内装容器	旅客機以外の航空機		外装容器	包装物当 たりの許 容容量	容器の種 類
			内装容器 当たりの 許容容量	包装物当 たりの許 容容量			
3399	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A1, 1A2, 1 B1, 1B2, 1G	—	—
		シリンダー等の圧力容器	1ℓ	1ℓ	, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3		

2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1 , 3H2, 4A, 4 B, 4C1, 4C2 , 4D, 4F, 4G , 4H1, 4H2, 4N		
	シリンダー等の圧力容器	2.5ℓ	5ℓ			
3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	シリンダ ー等の圧 力容器
	シリンダー等の圧力容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ付き密閉装置を有し、十分な量の不活性の緩衝材及び吸収材を詰め、内張り、プラスチック袋又はこれらと同等に有効な中間容器によつて密封されること。
- 3) 等級が2の輸送許容物件の場合、ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
- 4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸

送する場合の要件に適合すること。

「495」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3476 (水反応性のものに限る。)	5 kg	50kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N

- (注)
- 1) 包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
 - 2) 1カートリッジ当たりの質量が1 kgを超えないこと。
 - 3) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y 495」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器
------	-------

	包装物当たりの許容質量	外装容器
3476 (水反応性のものに限る。)	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
- 2) 固体の水反応性の燃料電池用カートリッジは、1カートリッジ当たりの質量が0.2kgを超えないこと。
- 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「496」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器

	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3476 (装置に組み込まれたものに限る。)	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注)
- 1) 短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
 - 2) 緩衝材を詰めること。
 - 3) 輸送の間、充電しないこと。
 - 4) 1カートリッジ当たりの質量が1kgを超えないこと。
 - 5) 国際電気標準会議の安全基準に適合していること
 - 6) 外装容器は、強固なものに限ること。

「497」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器

	旅客機	旅客機以外の航空機	
3476 (装置とともに包装されたものに限る。)	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注)
- 1) 装置とともに中間容器に包装すること。
 - 2) 中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備 2 個までとすること。
 - 3) 緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護すること。
 - 4) 1 カートリッジ当たりの質量が 1kg を超えないこと。
 - 5) 外装容器は、強固なものに限ること。

(5) 酸化性物質

「Y540」及び「Y541」は、次の容器及び包装等を示す。

包装	等級	組合せ容器

基準		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y540	2	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	0.5ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.1ℓ			
		金属製容器	0.1ℓ			
Y541	3	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ		
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又プラスチック製に限ること。

「Y543」、「Y544」、「Y545」及び「Y546」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当た りの許容質量	包装物当たり の許容質量	総質量	外装容器
Y543	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		紙袋	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
		ファイバ製容器	0.5kg			
Y544	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	2.5kg	30kg	
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		紙袋	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
		ファイバ製容器	0.5kg			

Y545	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5 kg	30kg	
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		紙袋	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			
		ファイバ製容器	1 kg			
Y546	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	10kg	30kg	
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		紙袋	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			
		ファイバ製容器	1 kg			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「550」及び「551」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器
550	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4D, 4F, 4C1, 4C2, 4G, 4H1, 4H2, 4N
		プラスチック製容器	1ℓ		
		金属製容器	1ℓ		
551	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	2.5ℓ	2, 4N
		プラスチック製容器	2.5ℓ		
		金属製容器	2.5ℓ		

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸

送する場合の要件に適合すること。

「553」、「554」及び「555」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの許 容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種 類
553	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2,	—	—
		プラスチック製容器	1ℓ		1G, 1H1, 1 H2, 1N1, 1		
		金属製容器	1ℓ		N2, 4A, 4B		
554	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	, 4C1, 4C2 , 4D, 4F, 4	—	—
		プラスチック	2.5ℓ		G, 4H1, 4H		

		ク製容器			2, 4N		
		金属製容器	2.5ℓ				
555	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	30ℓ		30ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 国連番号が 1873 の等級が 1 の輸送許容物件の場合、内装容器の過塩素酸に直接接触する部分はガラス製又はプラスチック製に限ること。
- 3) 等級が 1 の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に収納した後、外装容器に収納すること。

4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「557」、「558」及び「559」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
557	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	1 kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
		プラスチック製容器	1 kg		
		金属製容器	1 kg		
558	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5 kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4
		プラスチック製容器	1 kg		
		金属製容器	1 kg		
		紙袋	1 kg		

		プラスチック袋	1 kg		G, 4H1, 4H2, 4N
		ファイバ製容器	1 kg		
559	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		
		紙袋	2.5kg		
		プラスチック袋	2.5kg		
		ファイバ製容器	2.5kg		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が1及び2の輸送許容物件の場合であって、湿性を有する輸送許容物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。

「561」、「562」及び「563」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物 当たりの 許容質量	容器の種類
561	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1N1, 1N2
		プラスチック製容器	1 kg				
		金属製容器	1 kg				
562	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3	25kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1
		プラスチック製容器	2.5kg				

		ク製容器			A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N		, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N, 複合容器、シリンダー
		金属製容器	5 kg				
		紙袋	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
		ファイバ製容器	2.5kg				
563	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	100kg		100kg	
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				
		紙袋	5 kg				
		プラスチック袋	5 kg				

		ファイバ製 容器	5 kg				
--	--	-------------	------	--	--	--	--

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が1及び2の輸送許容物件の場合であって、湿性を有する輸送許容物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
- 4) 等級が3の輸送許容物件であって天然木材、合板、再生木材、ファイバ又はファイバ板製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「565」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器
------	-------

	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3356	—	25kg	1A2, 1B2, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2

- (注) 1) 化学酸素発生装置は、包装を除いた状態で高さ 1.8m での落下試験を行ない、その結果内容物の流出や作動を生じないこと。
- 2) 次に掲げる不測の作動を防止する装置が 2 つ以上備わっていること。
- ア) 機械的に作動する装置（次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。）
- a) 作動を防止するための機能を有する互いに独立した 2 つのピンによるもの
- b) 作動を防止するための機能を有する互いに独立した一のピン及び一の止め輪によるもの
- c) 作動雷管にカバーが取り付けられており、かつ、作動を防止するための一のピンによるもの
- イ) 電氣的に作動する装置
- 導線は機械的に短絡接続されており、金属ホイルで保護されていること。

- ウ) PBE (携帯式呼吸装置) (次に掲げる全ての要件を満たすこと。)
 - a) ピンを備えていること
 - b) 真空密閉式バッグのような保護容器に収納されていること。
- 3) 包装物内で1個の当該装置が作動した場合であっても、次の条件を満たす包装とすること。
 - ア) 他の装置が作動しないこと。
 - イ) 容器の材質は着火しないこと。
 - ウ) 包装物の表面温度が 100℃を超えないこと。
- 4) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「570」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器					
	内装容器	内装容器当たりの 許容容量		包装物当たりの 許容容量		外装容器
		旅客機	旅客機以外	旅客機	旅客機以外	

			の航空機		の航空機	
液体						1D, 1G, 1H1, 1H2 , 3H1, 3H2, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2
3103	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3105	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3107	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3109	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
固体						
3104	プラスチック製容器 プラスチック袋	0.5kg	1 kg	5 kg	10kg	
3106	プラスチック製容器 プラスチック袋	0.5kg	1 kg	5 kg	10kg	
3108	プラスチック製容器 プラスチック袋	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	
3110	プラスチック製容器 プラスチック袋	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	

(注) 1) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送

する場合の要件に適合すること。

- 2) 国連番号 3107 又は 3109 に分類される安定化された過酢酸を収納した殺菌装置であつて、次に掲げる要件を満たす場合は、当該装置の内装容器に疎水性膜で構成される通気孔を備えることができ、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず輸送することができる。
- ア) 一内装容器あたりに含まれる当該物件の正味量は、70ml 以下であること。
 - イ) 通気孔は、いかなる向きで置かれた場合であっても液体に浸されないこと。
 - ウ) 各内装容器は、排気孔を備えたプラスチック製の強固な中間容器に、漏えい時のための中和剤とともに収納すること。
 - エ) 中間容器は、ファイバ製の箱 (4G) の外装容器に収納すること。
 - オ) 一外装容器あたりに含まれる当該物件の正味量は、1.4l 以下であること。
 - カ) 外装容器からの酸素放出率は、1 時間当たり 15ml 以下であること。
 - キ) 旅客機以外の航空機で輸送すること。

(6) 毒物類

「620」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器
	外装容器
2814	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
2900	

1) 一般規定

- ア) 第一次及び第二次容器は、適切な方法で密封し、防漏性で、かつ、95hPa 以上の内部ゲージ圧力差及び -40°C から 55°C までの温度変化に漏えいなく耐えるものに限ること。
- イ) 液状の物質を入れる場合に使用する吸収材又は緩衝材は、当該液状物質を全量吸収することができる量とすること。2個以上の第一次容器が1個の第二次容器に収納収納される場合、第一次容器間の接触がないように個々に包装するか、又は分離して包装すること。
- ウ) 外装容器は、硬質のもので、少なくとも直方体の一面は各辺10cm 以上とすること。
- エ) 病気を移しやすい物質と他の物件（当該病気を移しやすい物質を輸送するために必要なものを除く。）を同一の外装容器に収納してはならない。
- オ) 30ml以下の引火性液体、腐食性物質及びその他の有害物質であって、第24条に該当する

場合は、病 毒を移しやすい物質を収納した第一次容器に収納すること。この場合にあつては、引火性液体、腐食性物質及びその他の有害物質に係る他の要件は適用しなくともよい。

2) 環境温度又はそれ以上の温度による輸送の場合

第一次容器は、ガラス、金属又はプラスチック製であること。

3) 冷蔵又は冷凍による輸送の場合

外装容器内に氷又はドライアイスを入れる場合は、氷等が溶け出した後、その原位置に第二次容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、氷を入れる場合にあつては、漏水防止性のもの、ドライアイスを使用する場合にあつては、気化するガスの放散のための適当な手段を講じた外装容器とすること。

4) 液体窒素中で輸送される場合

第一次容器はプラスチック製で、第一次及び第二次容器ともに液体窒素の温度に耐えるものであること。

5) 凍結乾燥物質の場合

第一次容器は、火炎で封印されたガラスアンプル又はゴム栓を施した金属製シール付きガラス製小瓶とすることができる。

6) 外装容器内に内容物の項目リストを封入すること。

「621」は、次の容器及び包装等を示す。

単 一 容 器
1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) 一容器あたりに含まれる液体は 20ml 未満で、かつ容器の容量の 10% 未満であること。
- 2) 容器は漏水防止性のものに限ること。
- 3) 容器及び包装は等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y 640」、「Y 641」及び「Y 642」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組 合 せ 容 器			
		内 装 容 器	内 装 容 器 当 た り の 許 容 容 量	包 装 物 当 た り の 許 容 容 量	総 質 量

Y640	2	ガラス製又は陶製容器	0.10	0.50	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.10			
		金属製容器	0.10			
Y641	2	ガラス製又は陶製容器	0.10	1.00	30kg	
		プラスチック製容器	0.10			
		金属製容器	0.10			
Y642	3	ガラス製又は陶製容器	0.50	2.00		
		プラスチック製容器	0.50			
		金属製容器	0.50			

- (注)
- 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
 - 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
 - 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
 - 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「Y644」及び「Y645」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当 たりの許容質量	包装物当 たりの許容質量	総質量	外装容器
Y644	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		紙袋	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
		ファイバ製容器	0.5kg			
Y645	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	10kg		
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		紙袋	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			

		ファイバ製容器	1 kg			
--	--	---------	------	--	--	--

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

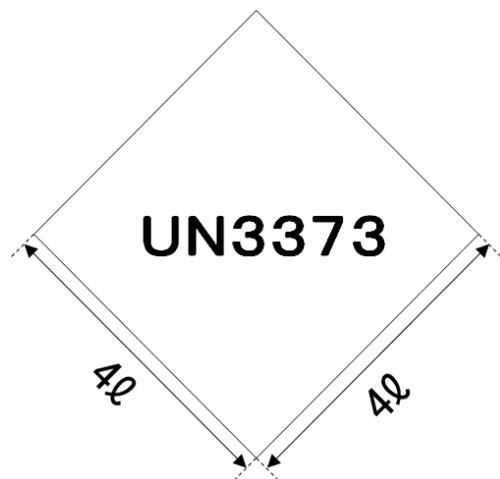
「650」は、次の容器及び包装等を示す。

次に掲げる技術上の基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

1) 一般規定

- ア) 第一次容器は、通常の輸送条件下で収納物が破損、破裂しないような方法で、かつ、第二次容器中に漏えいしないような方法で収納すること。
- イ) 第二次容器は、適切な緩衝材と共に外装容器に確実に収納すること。
- ウ) 外装容器は、硬質のもので、少なくとも直方体の一面は各辺 10cm 以上とすること。
- エ) 包装物の表面には次の図を見やすいように表示するとともに、生物由来物質（カテゴリ

一B) であることを記載すること。



部 分	色 彩
地	白又は適切な色
線	黒

注1 線の幅は2ミリメートル以上、 ϕ は1.25センチメートル以上とする。

2 文字及び数字の高さは6ミリメートル以上とする。

オ) 各包装物を1.2mの高さからどのように落下させても、第一次容器は漏れがなく、吸収材に保護された状態で第二次容器に残っていないなければならない。

2) 液体について

ア) 第一次容器は、防漏型で、1 ϕ 以上収納しないこと。

イ) 第一次容器及び第二次容器に使用する吸収材は、当該液状物質を全量吸収することがで

きる量とすること。また、2個以上の第一次容器が1個の第二次容器に収納される場合には、第一次容器間の接触がないよう、個々に包装するか又は分離して包装すること。

ウ) 第二次容器は、防漏型であること。

エ) 第一次容器及び第二次容器は、95kPa以上の内部ゲージ圧差に漏えいなく耐えるものであること。

オ) 外装容器には、冷却用の物質を除き、4ℓ以上収納しないこと。

3) 固体について

ア) 第一次容器は、粉末防漏型で、外装容器の許容質量以上収納しないこと。

イ) 2個以上の第一次容器が1個の第二次容器に収納される場合、第一次容器間の接触がないよう、個々に包装するか又は分離して防漏型第二次容器に収納すること。

ウ) 外装容器には、冷却用の物質を除き、4kg以上収納しないこと。

4) 外装容器内に氷又はドライアイスを入れる場合は、氷等が溶け出した後、その原位置に第二次容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、ドライアイスを使用する場合にあっては、気化するガスの放散のための適当な手段を講じた外装容器とすること。

5) 病毒を移しやすい物質を保持するために必要な物件を除き、同じ容器に他の輸送許容物件を包装してはならない。ただし、第一次容器には、30ml以下の量の引火性液体、腐食性物質

又はその他の有害物件を収納することができる。

- 6) 各包装物の表面に荷送人及び荷受人の氏名及び住所が英語若しくは日本語又はバーコードその他の情報通信技術を利用するための符号で表示されていること。

「651」、「652」、「653」、「654」及び「655」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
651	1	ガラス製又は 陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H	—	—
		プラスチック 製容器	0.5ℓ		1, 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3B		
		金属製容器	0.5ℓ		1, 3B2, 3H1, 3H		
652	1	ガラス製又は	0.5ℓ	1ℓ	2, 4A, 4B, 4C1,		

		陶製容器			4C2, 4D, 4F, 4G , 4H1, 4H2, 4N		
		プラスチック製容器	0.5ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
653	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ			
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
654	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ			
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	2.5ℓ				
655	3	ガラス製又は	2.5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1

		陶製容器					B2, 1H1, 1H2, 1N 1, 1N2, 3A1, 3A2 , 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「657」、「658」、「659」、「660」、「661」、「662」及び「663」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類

657	1	ガラス製又は陶製容器	1 0	2.50	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H	2.50	1A1, 1B1, 1H1 , 1N1, 3A1, 3B 1, 3H1, 複合 容器, シリン ダー
		プラスチック製容器	1 0				
		金属製容器	2.50				
658	1	ガラス製又は陶製容器	1 0	300	1, 1H2, 1N 1, 1N2, 3A 1, 3A2, 3B	300	
		プラスチック製容器	1 0				
		金属製容器	2.50				
659	2	ガラス製又は陶製容器	1 0	5 0	1, 3B2, 3H 1, 3H2, 4A , 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4 F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N	5 0	
		プラスチック製容器	1 0				
		金属製容器	2.50				
660	2	ガラス製又は陶製容器	1 0	300		300	
		プラスチック製容器	1 0				
		金属製容器	2.50				
661	2	ガラス製又は陶製容器	1 0	600		600	
		プラスチック製容器	1 0				
		金属製容器	2.50				

662	2	ガラス製又は陶製容器	2.50	600		600	
		プラスチック製容器	2.50				
		金属製容器	50				
663	3	ガラス製又は陶製容器	50	2200		2200	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1H1, 1H 2, 1N1, 1N2, 3 A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2 , 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	50				
		金属製容器	100				

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「665」、「666」、「667」、「668」、「669」及び「670」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物 当たりの 許容質量	容器の種類
665	1	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	1A1, 1A2, 1	—	—
		プラスチック製容器	1 kg		B1, 1B2, 1D		
		金属製容器	1 kg		, 1G, 1H1, 1		
666	1	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5 kg	H2, 1N1, 1N		
		プラスチック製容器	1 kg		2, 3A1, 3A2		
		金属製容器	1 kg		, 3B1, 3B2,		
667	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5 kg	3H1, 3H2, 4		
		プラスチック製容器	2.5kg		A, 4B, 4C1,		
		金属製容器	2.5kg		4C2, 4D, 4F		
		紙袋	1 kg		, 4G, 4H1, 4		
		プラスチック袋	1 kg		H2, 4N		

		ファイバ製容器	1 kg				
668	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg			
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		紙袋	1 kg				
		プラスチック袋	1 kg				
		ファイバ製容器	1 kg				
669	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	25kg			
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		紙袋	1 kg				
		プラスチック袋	1 kg				
		ファイバ製容器	1 kg				
670	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	100kg		100kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G,
		プラスチック製容器	10kg				

		金属製容器	10kg				1H1, 1H2, 1N1,
		紙袋	5 kg				1N2, 3A1, 3A2,
		プラスチック袋	5 kg				3B1, 3B2, 3H1,
		ファイバ製容器	5 kg				3H2, 4A, 4B, 4C 2, 4D, 4F, 4G, 4 H2, 4N, 5H3, 5H 4, 5L3, 5M2, 複 合容器, シリ ンダー

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 天然木材、合板、再生木材、ファイバ又はファイバ板製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「672」、「673」、「674」、「675」、「676」及び「677」は、次の容器及び包装等を示す。

包装	等	組合せ容器	単一容器及び複合容器
----	---	-------	------------

基準	級	内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物 当たりの 許容質量	容器の種類
672	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1 H2, 1N1, 1 N2, 3A1, 3 A2, 3B1, 3	15kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3A 2, 3B1, 3B2, 3 H1, 3H2, 複合 容器, シリン ダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		紙袋	1 kg				
		プラスチック袋	1 kg				
		ファイバ製容器	1 kg				
673	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	50kg	B2, 3H1, 3 H2, 4A, 4B , 4C1, 4C2 , 4D, 4F, 4 G, 4H1, 4H 2, 4N	50kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3A 2, 3B1, 3B2, 3 H1, 3H2, 複合 容器, シリン ダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		紙袋	1 kg				
		プラスチック袋	1 kg				
		ファイバ製容器	1 kg				

674	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg		25kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				
		紙袋	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
		ファイバ製容器	2.5kg				
675	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg		50kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				
		紙袋	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
		ファイバ製容器	2.5kg				
676	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	100kg		100kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				

		紙袋	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
		ファイバ製容器	2.5kg				
677	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	200kg		200kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N, 5H3, 5H4, 5L3, 5M2, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	10kg				
		金属製容器	10kg				
		紙袋	5 kg				
		プラスチック袋	5 kg				
		ファイバ製容器	5 kg				

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

- 2) 天然木材、合板、再生木材、ファイバ又はファイバ板製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「679」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
1700	50kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
2016	75kg	
2017	50kg	

- (注) 1) 容器及び包装が、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 2) 作動部分は、輸送中に作動し相互に又は外装容器の内面と接触しないよう緩衝材を詰めること。
 3) 外装容器への収納個数は、24個以下とすること。

「680」は、次の容器及び包装等を示す。

国連	組合せ容器	単一容器及び複合容器
----	-------	------------

番号	内装容器	内装容器当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量		外装容器	旅客機以外の航空機	
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機		包装物当たりの許容容量	容器の種類
1888	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	60ℓ	220ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2,	220ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 3A1, 3A2, 複合容器, シリンダー
	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ					
	金属製容器	2.5ℓ	5ℓ					

						4N		
--	--	--	--	--	--	----	--	--

(注) 内装容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「Y680」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
1888	3	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	2ℓ	30kg	ドラム
		プラスチック製容器	0.1ℓ			ジェリカン
		金属製容器	0.1ℓ			箱

(注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、フ

アイバ板又はプラスチック製に限ること。

「681」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器及び 複合容器	
	内装容器	内装容器当たり の許容容量	包装物当たりの 許容容量	外装容器	包装物当 たりの許 容容量	容器の種類
3361	ガラス製	1ℓ	30ℓ	1A1, 1A2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 4A, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H 1, 4H2	30ℓ	1A1, 3A1, 6HA 1, 鋼製シリ ンダー
3362	又は陶製 容器					
	鋼製容器	5ℓ				

(注) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

(7) 腐食性物質

「Y840」及び「Y841」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y840	2	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	0.5ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.1ℓ			
		金属製容器	0.1ℓ			
Y841	3	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

- (注)
- 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
 - 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
 - 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
 - 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

- 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。
- 6) 等級が2の輸送許容物件であって、ガラス製の内装容器を使用する場合は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、当該輸送許容物件と相互に反応しない硬質な中間容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「Y843」、「Y844」及び「Y845」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y843	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y844	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5 kg		

		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y845	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5 kg		
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「850」、「851」及び「852」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器
850	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
		プラスチック製容器	0.5ℓ		
		金属製容器	0.5ℓ		
851	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	
		プラスチック製容器	1ℓ		
		金属製容器	1ℓ		
852	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	
		プラスチック製容器	2.5ℓ		
		金属製容器	5ℓ		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。

- 3) 等級が 1 の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
- 4) 等級が 3 の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「854」、「855」及び「856」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの許 容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
854	1	ガラス製又は 陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1G, 1H1 , 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3	—	—
		プラスチック 製容器	1ℓ				

		金属製容器	10		B1, 3B2, 3H1,		
855	2	ガラス製又は 陶製容器	2.50	300	3H2, 4A, 4B, 4 C1, 4C2, 4D, 4 F, 4G, 4H1, 4H 2, 4N	300	1A1, 1B1, 1H1, 1N 1, 3A1, 3B1, 3H1, 複合容器, シリ ンダー
		プラスチック 製容器	2.50				
		金属製容器	2.50				
856	3	ガラス製又は 陶製容器	50	600		600	1A1, 1A2, 1B1, 1B 2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器, シリ ンダー
		プラスチック 製容器	50				
		金属製容器	100				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収で

きる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「858」、「859」及び「860」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
858	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G
		プラスチック製容器	0.5kg		
		金属製容器	0.5kg		
859	2	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		

		プラスチック袋	1 kg		, 4H1, 4H2, 4N
860	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	5 kg		
		プラスチック袋	2.5kg		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「862」、「863」及び「864」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの	包装物 当たりの	外装容器	包装物 当たりの	容器の種類

			許容質量	許容質量		許容質量	
862	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	25kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	25kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
863	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg		50kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C2, 4D
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				
		プラスチック袋	2.5kg				

864	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	100kg		100kg	, 4F, 4G, 4H2, 4N 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	10kg				
		プラスチック袋	5 kg				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 4) 天然木材、合板、再生木材又はファイバ製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「866」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物あたりの許容容量	外装容器
	旅客機以外の航空機	
2028	50kg	1A2, 1B2, 1G, 1H2, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 輸送許容物件は個別に包装され、仕切り、内装容器又は緩衝材を使用することで互いに分離されること。
- 3) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「867」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			
	内装容器	内装容器あたりの許容質量	包装物あたりの許容質量	外装容器
2803	プラスチック	3.5kg	20kg	1A1, 1A2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2,

	製容器			4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
--	-----	--	--	---

- (注)
- 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
 - 2) 容器及び包装は、等級が1の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 - 3) 内装容器は、輸送許容物件に耐性のある材料の内張り、若しくは袋を備えた強固なものであり、十分に緩衝材を詰めること。
 - 4) 保冷材と輸送許容物件を輸送する場合、外装容器は強固で、かつ、耐水性のあるものであり、また、容器及び包装に用いられる材質は、低温に耐えられるものに限ること。
 - 5) ドライアイスを使用する場合、気化した炭酸ガスが外部に放出されるように設計されたものに限ること。

「868」は、次の容器及び包装等を示す。

国連	組合せ容器	単一容器
----	-------	------

番号	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器	
2809	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	35kg	1A1, 1A2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	湾曲型底付き鋼製溶接瓶（円錐型線条付きボルトで密閉し、開口部が20mm以下のもの）
	プラスチック製容器	2.5kg			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 容器及び包装は、等級が1の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 3) プラスチック製の内装容器は、輸送許容物件に耐性のある材料の内張り、若しくは袋を備えた強固なものであり、十分に緩衝材を詰めること。

「869」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器

3506		ドラム
3554	上限なし	ジェリカン 箱

- (注)
- 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
 - 2) 完全に密閉されたものであること。
 - 3) 圧力計、ポンプ、温度計又はスイッチ等の水銀又はガリウムを含む物件は、強固な外装容器に収納されること。また、当該物件は、破裂を防止する材質であって、かつ、漏えいを防ぐ、密封された内張り又は袋に収納されること。ただし、金属製又はプラスチック製の防漏型の容器で密封されたスイッチ又はリレーにあつては、この限りでない。
 - 4) 水銀の量が総計で 450g 未満の電子管及び水銀蒸気管にあつては、圧力に耐えうる自己接着テープで全ての継ぎ目及び接合部分が密閉された強固な外装容器に収納されること。なお、450g 以上の水銀を含む物件にあつては、3) を適用する。
 - 5) 金属製の内張りにより密封されている管であつて製造者により梱包されたものは、3) 及び 4) を適用しないことができる。
 - 6) 第 17 条第 1 項に規定する書類には、包装物に収納される製品の質量を輸送許容物

件の質量として記載すること。

「870」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		単一容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
2794 2795	30kg	400kg	1A2, 1B2, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2

- (注)
- 1) 蓄電池は、短絡を防止する措置を講じ容器内に適切な材質で内張りをし、電解液が漏えいしないよう密閉して包装すること。
 - 2) 蓄電池は直立の状態包装し、包装物の直立姿勢は第4号様式のラベルを貼付することで表わすこと。
 - 3) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 - 4) 電解液と一緒に同一の外装容器に包装する蓄電池については、国連番号が2796及び2797の輸送許容物件を輸送する場合の要件を参照すること。

「871」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量		単一容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3028（乾燥状態の水酸化カリウムを内蔵するものに限る。）	25kg	230kg	4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2

- (注) 1) 包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
3) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「872」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容容量	単一容器
2800（漏れ防止型のものに限る。）	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 緩衝材を詰め、短絡を防止する措置を講じること。
 2) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

「873」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3477 (腐食性のものに限る。)	5 kg	50kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N

- (注) 1) 燃料電池用カートリッジは、包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
 2) 各燃料電池用カートリッジの質量は、1 kg を超えないこと。
 3) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y873」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器

	包装物当たりの許容質量	外装容器
3477（腐食性のものに限る。）	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

- （注） 1）燃料電池用カートリッジは、包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
- 2）各燃料電池用カートリッジの容量又は質量は、液体については 0.2ℓ、固体については 0.2kg を超えないこと。
- 3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限る。
- 4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限る。
- 5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限る。

「874」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器

	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3477（装置に組み込まれたものであって腐食性のものに限る。）	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注)
- 1) 短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
 - 2) 緩衝材を詰めること。
 - 3) 輸送の間、充電しないこと。
 - 4) 各燃料電池用カートリッジの質量は、1kgを超えないこと。
 - 5) 国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「875」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		外装容器
	包装物当たりの許容質量		
	旅客機	旅客機以外の航空機	

3477(装置とともに包装されたものであって腐食性のものに限る。)	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱
-----------------------------------	-----	------	-------------------

- (注) 1) 装置とともに中間容器に包装すること。
- 2) 中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備 2 個までとすること。
- 3) 緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護すること。
- 4) 各燃料電池用カートリッジの質量は、1kg を超えないこと。

「876」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			単一容器及び複合容器
	内装容器	旅客機以外の航空機	外装容器	旅客機以外の航空機

		内装容器 当たりの 許容容量	包装物 当たりの 許容容量		包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
1724, 1728, 1747, 1753, 1762, 1763, 1766, 1767, 1769, 1771, 1781, 1784, 1799, 1800, 1801, 1804, 1816, 1818, 2434, 2435, 2437, 2986, 2987	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	30ℓ	1A1, 1A2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 4A, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2	30ℓ	1A1, 3A1, 6HA1, 鋼製シリンダー
	プラスチック製容器	—				
	金属製容器	5ℓ				

(注) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

(8) その他の有害物件

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量

3166	上限なし
------	------

- (注) 1) ディーゼル機関を除き燃料油を抜き取ること。また、燃料タンクの蓋を確実に締めること。
- 2) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
- 3) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「870」に従って包装すること。
- 4) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
- 5) 車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
- 6) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあつ

ては、当該試験結果が提供可能であること。

7) 特別規定 A 154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

8) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定 A 94 の要件を満たさなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「951」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量	
	旅客機	旅客機以外の航空機
3166	—	上限なし

(注) 1) 液化石油ガスを燃料とする場合は、液化石油ガスを完全に抜き取り、残存するガスが洩れないよう措置すること。

2) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

3) 引火性液体及び引火性ガスを燃料とする内燃機関を動力源とする場合、包装基準

950 で規定されている引火性液体燃料タンクの要件も満たしていること。

- 4) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「870」に従って包装すること。
- 5) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
- 6) 車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
- 7) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。
- 8) 特別規定 A 154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
- 9) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別

規定 A 94 の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「952」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
3171, 3556, 3557, 3558	上限なし

- (注) 1) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
- 2) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
- 3) 車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
- 4) リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単

電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

- 5) 特別規定 A 154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
- 6) リチウム電池又はナトリウムイオン電池を車両から取り外し、同じ外装容器に車両とは別に梱包されている場合は、国連番号が 3481 のリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）、国連番号が 3552 のナトリウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）又は国連番号が 3091 のリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）の物件とし、包装基準 966、969 又は 977 に従って包装すること。
- 7) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定 A 94 の要件を満たさなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。
- 8) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で車両や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「870」に従って包装すること。

9) 国連番号が 3556 から 3558 までの物件であって、ワット時定格量が 100Wh を超える電池を動力源とするもの（令和 8 年 1 月 1 日以降に輸送されるものに限る。）は、設計定格容量に対する充電比率（以下「充電率」という。）が 30%を超えないこと、又は運転者席に表示される充電率が 25%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

「953」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
2807	上限なし

- (注) 1) 航空機のコンパスに影響を与えるおそれのない場所に積載すること。
- 2) 次の事項を満たす磁性物質であって包装物の任意の点から 2.1m の点において、磁気コンパスに 2 度を超える偏差を生じさせ、かつ、4.6m の点において磁気コンパスに 2 度を超える偏差を生じさせないものは、本告示における他の要件を適用しないことができる。
- ア) 当該物件を輸送する者は、当該物件が磁性物質であることを輸送書類に示すこと。

- イ) 包装物に第 2 号様式のラベル R のラベルが付されているもの。
- ウ) 航空機のコンパスに影響を与えるおそれのない場所に積載すること。

「954」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
1845	200kg

- (注)
- 1) 容器及び包装は、気化した炭酸ガスが外部に放出されるように設計されたものに限る。
 - 2) 生鮮食料品等を冷却するために使用する場合は第 17 条に定める書類に代わって、下記情報を品名に記載した書類を用意すること。
 - ア) 国連番号 (UN1845)
 - イ) 品名 (ドライアイス又は固形二酸化炭素)
 - ウ) 包装物の数及び各包装物内のドライアイスの正味量
 - 3) ドライアイスの正味量を包装物の表面に表示すること。

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
2990, 3072	上限なし

(注) 1) 救命用具は、下記の措置を取ること。

ア) 偶発的に作動しないように強固な外装容器に収納すること。

イ) 区分 2.2 のガスシリンダーは、第 10 条の要件に従うこと。また、当該シリンダーが火薬類により作動するものは、一の救命用具当たりの作動薬包（区分番号が 1.4 であって、隔離区分が C 又は S のものに限る。）の総量が 3.2g 以下のものに限ること。

ウ) 発煙信号及び照明筒は、プラスチック製又はファイバ板製の内装容器に収納すること。

エ) 少量の輸送許容物件を収納した修理用キット及び 30 本以下の万能マッチは、金属製等の強固な内装容器に収納し、移動しないように緩衝材をあてがうこと。

オ) 蓄電池は、装置と電氣的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

カ) リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、装置

内に確実に固定し、装置と電氣的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

キ) 特別規定 A 154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

2) 救命胴衣以外の救命用具は、内装容器に収納した後外装容器に収納すること。

「956」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器及び複合容器			
	内装容器	内装容 器当た りの許	包装物当たりの 許容質量		外装 容器	包装物当たりの 許容質量		容器の 種類
			旅客機	旅客機		旅客機	旅客機	

		容質量		以外の 航空機			以外の 航空機	
1841	ガラス製又は陶製容器	10kg	200kg	200kg	1A1, 1	200kg	200kg	1A1, 1A
	ファイバ製容器	50kg			A2, 1B			2, 1B1,
	金属製容器	50kg			1, 1B2			1B2, 1D
	紙袋	50kg			, 1G, 1			, 1G, 1H
	プラスチック製容器	50kg			H1, 1H			1, 1H2,
	プラスチック袋	50kg			2, 1N1			1N1, 1N
1931	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg	, 1N2,	100kg	200kg	2, 3A1,
	ファイバ製容器	50kg			3A1, 3			3A2, 3B
	金属製容器	50kg			A2, 3B			1, 3B2,
	紙袋	50kg			1, 3B2			3H1, 3H
	プラスチック製容器	50kg			, 3H1,			2, 4A, 4
	プラスチック袋	50kg			3H2, 4			B, 4C2,
2216	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg	A, 4B,	100kg	200kg	4D, 4F,

	ファイバ製容器	50kg			4C1, 4			4G, 4H2
	金属製容器	50kg			C2, 4D			, 4N, 5H
	紙袋	50kg			, 4F, 4			3, 5H4,
	プラスチック製容器	50kg			G, 4H1			5L3, 5M
	プラスチック袋	50kg			, 4H2,			2, 複合
2969	ガラス製又は陶製容器	10kg	上限なし	上限なし	4N	上限なし	上限なし	容器, シリンダー
	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						
	紙袋	50kg						
	プラスチック製容器	50kg						
	プラスチック袋	50kg						
3077	ガラス製又は陶製容器	10kg	400kg	400kg		400kg	400kg	
	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						
	紙袋	50kg						

	プラスチック製容器	50kg					
	プラスチック袋	50kg					
3152	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg		100kg	200kg
	ファイバ製容器	50kg					
	金属製容器	50kg					
	紙袋	50kg					
	プラスチック製容器	50kg					
	プラスチック袋	50kg					
3335	ガラス製又は陶製容器	10kg	400kg	400kg		400kg	400kg
	ファイバ製容器	50kg					
	金属製容器	50kg					
	紙袋	50kg					
	プラスチック製容器	50kg					
	プラスチック袋	50kg					
3432	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg		100kg	200kg

	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						
	紙袋	50kg						
	プラスチック製容器	50kg						
	プラスチック袋	50kg						

(注) 1) 天然木材、合板、再生木材又はファイバ又はファイバ板製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

2) 国連番号が 3077 の物件の場合、用いられる IBC 容器の材質は次のとおりとし、容量は 1,000kg を超えないものに限ること。また、平成 23 年 1 月 1 日以降に製造、修理又は再製造されたものについては、第 9 号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

なお、以下の表中の右欄に掲げる記号は、第 5 号様式別表第 3 に掲げる記号を参照すること。

金属	11A, 21A, 11B, 21B, 11N, 21N
硬質プラスチック	11H1, 11H2, 21H1, 21H2,

プラスチック製内容器付き複合容器	11HZ1, 11HZ2, 21HZ1, 21HZ2,
ファイバ板	11G
木材	11C, 11D, 11F
柔軟性のあるもの	13H2, 13H3, 13H4, 13H5, 13L2, 13L3, 13L4, 13M1, 13M2

3) 柔軟性のある IBC 容器は、粉末が漏えいしない耐水性のあるもの、又は内張りのあるものに限ること。

「Y 956」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	総質量	外装容器
3077	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	5 kg		
		金属製容器	5 kg		
		紙袋	5 kg		

		プラスチック袋製容器	5 kg		
		ファイバ製容器	5 kg		

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「957」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器及び複合容器			
	内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物当たりの 許容質量		外装容器	包装物当たりの 許容質量		容器の種 類
			旅客機	旅客機 以外の 航空機		旅客機	旅客機 以外の 航空機	

2211 3314	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H 1, 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H 2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G , 4H1, 4H2, 4N	100kg	200kg	1A1, 1A2, 1 B1, 1B2, 1D , 1G, 1H1, 1 H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2 , 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4 A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F , 4G, 4H2, 4 N
	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						
	紙袋	50kg						
	プラスチック製容器	50kg						
	プラスチック袋	50kg						

(注) 金属製容器以外の容器については、密封されたプラスチック製の内張りがされているものに限ること。

「958」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器			単一容器及び複合容器		
	内装容器	内装容器 当たりの許 容質量	包装物 当たりの許 容質量	外装容器	包装物当 たりの許 容質量	容器の種類
2071 2590	ガラス製 容器	10kg	200kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D , 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4 H2, 4N	200kg	1A1, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A 1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N, 5H 3, 5H4, 5L3, 5M2
	ファイバ 板容器	50kg				
	金属製容 器	50kg				
	紙袋	50kg				
	プラスチ ック製容 器	50kg				

	プラスチック袋	50kg				
--	---------	------	--	--	--	--

- (注) 1) プラスチック製、紙製又はファイバ製の内装容器は、粉末が漏えいしないものに限ること。
- 2) 天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ製又はファイバ板製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。
- 3) 国連番号が 2590 の物件の場合、密閉した硬質のオーバーパックの中に袋を設置すること。

「Y 958」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	総質量	外装容器
2071	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	30kg	ドラム

		プラスチック製容器	5 kg		ジェリカン 箱
		金属製容器	5 kg		
		紙袋	5 kg		
		プラスチック袋	5 kg		
		ファイバ製容器	5 kg		

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「959」は、次の容器及び包装等を示す。

1) 内装の容器及び包装の構成は次の通り。

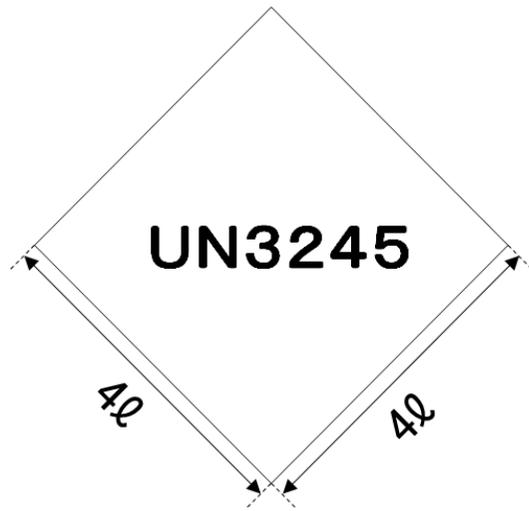
ア) 第一次容器及び第二次容器（輸送許容物件が漏えいしないものに限る。）

イ) 吸収材（液状の輸送許容物件の場合であって、第一次容器及び第二次容器の間に詰め、当該液状の輸送許容物件を十分吸収できる量のものに限る。）

ウ) 2個以上の第一次容器が1個の第二次容器に収納される場合、第一次容器間の接触がないように個々に包装するか、又は分離して包装すること。

2) 外装容器は、硬質のもので、少なくとも直方体の一面は各辺10cm以上とすること。

3) 包装物の表面に次の図を見やすいように表示しなければならない。



部 分	色 彩
地	白又は適切な色
線	黒

注1 線の幅は2ミリメートル以上、 ℓ は1.25センチメートル以上とする。

2 文字及び数字の高さは6ミリメートル以上とする。

4) 次の事項を満たす物件であって、本包装基準に従って包装されたものは、本告示の他の要件を適用しないことができる。

ア) 各包装物の表面に荷送人及び荷受人の氏名及び住所が表示されていること。

- イ) 当該物件を輸送する者が、包装物の損傷及び当該物件の漏えいを点検すること。
- 5) 氷又はドライアイスが使用される場合は、第二次容器内に入れないこと。また、氷等が溶け出した後、その原位置に第二次容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、氷を入れる場合にあっては、外装容器又は混合包装物の外装は漏水防止性のものに限ること。
- 6) 第一次容器及び第二次容器は、保冷剤の温度及び保冷剤が消失した後の温度並びに圧力に耐えるものに限ること。

「960」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			
	内装容器当たりの許容容量又は許容質量	キット当たりの許容容量又は許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
3316 (液体のものに限る。)	250ml	1 l	10kg	4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
3316 (固体のものに限る。)	250g	1 kg		

(注) 1) キットには別表第 14 に掲げる許容物件相互に隔離を要する物件を収納すること

ができる。

2) キット当たりの輸送許容物件の内の最も厳しい等級をそのキットの等級として割り当てること。ただし、適用する等級が無い場合、等級が2の輸送許容物件として輸送すること。

3) キットは、ドライアイス以外の輸送許容物件と同一の外装容器に収納しないこと。

「Y960」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				
	内装容器当たりの許容容量又は許容質量	キット当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3316 (液体のものに限る。)	30ml	1 kg	1 kg	30kg	箱
3316 (固体のものに限る。)	100g				

(注) 1) 外装容器の箱は、天然木材、合板、他の金属、再生木材、ファイバ板又はプラス

チック製に限る。

2) キットは、ドライアイス以外の輸送許容物件と同一の外装容器に収納しないこと。

「961」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3268 3559	25kg	100kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) 容器及び包装は、等級が3の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
2) 圧力容器は、圧力容器に収納される物質に係る国の要件を満たすこと。
3) かじ取り装置にあっては、上記によらず総質量が1,000kgを超えないこと。

「962」は、次の容器及び包装等を示す。

1) 燃料系統構成物以外の機械、装置若しくは物品に含まれた少量輸送許容物件、包装基準953の要件を満たす磁性物質又は深冷液化ガス以外の副次危険性を有しない区分2.2のガスは、

その少量輸送許容物件を金属製等の強固な防漏内張り付きの内装容器に収納した後、次の要件で輸送することができる。

ア) 少量輸送許容物件が当該機械、装置又は物品内で適切な保護措置がなされていない場合は、移動防止用緩衝材を詰め強固な外装容器に収納すること。

イ) 高圧ガスを収納したガスシリンダー（高圧容器）又は当該容器等にガスが充てんされる国の要件を満たすこと。

ウ) 一包装物又は磁性物質内あたりに含まれる少量輸送許容物件の総質量又は総容量が次の値を超えないこと。

固体 1kg

液体 0.5ℓ

ガス 0.5kg

2) 機械、装置又は物品に複数の危険物を含む場合は、個々の危険物が輸送中に互いに危険な反応を起こさないように収納されていること。

3) 燃料系統構成物は、できる限り燃料を抜き取り、すべての開口部を確実に密閉した後、次の要件で輸送することができる。

ア) 残存する可能性のある燃料をすべて吸収するに足る有効な吸収材を使用すること。

イ) 外装容器が防漏型でない場合は、プラスチック袋又はその他の同等の有効な収納方法を講じること。

ウ) 強固な外装容器に収納すること。

(注) 1) 機械、装置又は物品が包装基準953の要件を満たす磁性物質のみを含む場合には、国連番号を2807 とすること。

2) 包装基準953の要件を満たす磁性物質を含む機械、装置又は物品には、ラベルRも付すこと。

「Y963」は、次の容器及び包装等を示す。

1) 内装容器は、日用品の業務用若しくは家庭消費用の販売の為に製造された容器（エアゾール製品用を含む。）とする。

2) 内装容器は、適切な外装容器に収納し、必要に応じ緩衝吸収材等を詰めること。

3) 容器及び包装は、輸送中の高度及び温度変化により漏えいが生じないように設計され、かつ、告示第7条、第8条、第9条及び第11条で規定する容器及び包装等に従うこと。

4) 内装容器に液状の物件が入っている場合は、第14条第3項第1号の条件に該当する物件及び破損、破裂によって開くチューブ、袋又はバイアル等内装容器内に気密状態で収納されてい

る物件を除き、第4号様式によるラベルが包装物の相対する二側面に見やすいように貼付されていること。

5) 日用品以外の輸送許容物件と同一の外装容器に収納しないこと。

6) エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。

7) 内装容器あたりに含まれる輸送許容物件（エアゾールを除く。）の質量又は容量が次の値を超えないこと。

固体 0.5 kg

液体 0.5ℓ

「964」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器及び複合容器			
	内装容器	内装容器 あたりの 許容容量	包装物当たりの 許容容量		外装 容器	包装物当たりの 許容容量		容器の 種類
			旅客機	旅客機 以外の		旅客機	旅客機 以外の	

				航空機			航空機	
1941	ガラス製又は陶製容器	100	1000	2200	1A1,	1000	2200	1A1, 1A 2, 1B1, 1B2, 1H 1, 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H 2, 複合 容器, シリン ダー
	プラスチック製容器	300			1A2,			
	金属製容器	400			1B1,			
1990	ガラス製又は陶製容器	100	1000	2200	1B2,	1000	2200	1B2, 1H 1, 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H 2, 複合 容器, シリン ダー
	プラスチック製容器	300			1G, 1			
	金属製容器	400			H1, 1			
2315	ガラス製又は陶製容器	100	1000	2200	H2, 1	1000	2200	1B2, 1H 1, 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H 2, 複合 容器, シリン ダー
	プラスチック製容器	300			N1, 1			
	金属製容器	400			N2, 3			
3082	ガラス製又は陶製容器	100	4500	4500	A1, 3	4500	4500	1B2, 1H 1, 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H 2, 複合 容器, シリン ダー
	プラスチック製容器	300			A2, 3			
	金属製容器	400			B1, 3			
3151	ガラス製又は陶製容器	100	1000	2200	B2, 3	1000	2200	1B2, 1H 1, 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H 2, 複合 容器, シリン ダー
	プラスチック製容器	300			H1, 3			

	金属製容器	40ℓ			H2, 4		
3334	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	450ℓ	450ℓ	A, 4B	450ℓ	450ℓ
	プラスチック製容器	30ℓ			, 4C1		
	金属製容器	40ℓ			, 4C2		
					, 4D,		
					4F, 4		
					G, 4H		
					1, 4H		
					2, 4N		

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 国連番号が 3082 の環境有害物質（液体）であって、組合せ容器に収納される場合は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず輸送することができる。

「Y964」は、次の容器及び包装等を示す。

国連	組合せ容器
----	-------

番号	内装容器	内装容器当たり の許容容量	総質量	外装容器
1941,	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	30kg	ドラム
1990,	プラスチック製容器	5ℓ		ジェリカン
3082	金属製容器	5ℓ		箱

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあっては、セクション I A の規定を、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下の組電池を包装する場合にあっては、セクション I B の規定を満たすもの。

特別規定 A 154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクション I A

次の基準を満たすこと。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3480	—	35kg	1 A 2 , 1 B 2 , 1 D , 1 G , 1 H 2 , 1 N 2 , 3 A 2 , 3 B 2 , 3 H 2 , 4 A , 4 B , 4 C 1 , 4 C 2 , 4 D , 4 F , 4 G , 4 H 1 , 4 H 2 , 4 N

(注) 1) その他の有害物件として取り扱うこと。

- 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。
- 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 4) 短絡を防止する措置をすること。
- 5) 密閉された内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。ただし、区分 1.4S 以外の火薬類、引火性ガス、引火性液体、可燃性物質又は酸化性物質と同じ外装容器に収納されないこと。
- 6) 容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 7) 組電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成 23 年 12 月 31 日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 8) 単電池及び組電池は、充電率が 30% を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

セクション I B

次の基準を満たすこと。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3480	—	10kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) その他の有害物件として取り扱うこと（なお、以下の注において特に定めのない限り、第5条で定める技術上の基準に従い輸送されること。）。
- 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。
- 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 4) 短絡を防止する措置をすること。
- 5) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納されること。ただし、

区分 1.4S 以外の火薬類、引火性ガス、引火性液体、可燃性物質又は酸化性物質と同じ外装容器に収納されないこと。

- 6) 各包装物は、1.2m の高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
- 7) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が 3 m (当該包装物を含む。) の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を 24 時間加えても、電池の損傷がなく、輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。
- 8) 各包装物には第 4 号の 5 様式によるラベルが見やすいように貼付されていること。
なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベルが容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
- 9) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成 20 年 12 月 31 日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 10) 単電池及び組電池は、充電率が 30% を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 11) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製

又はプラスチック製に限ること。

12) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。

13) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。

「966」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあってはセクション I の規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下である組電池を包装する場合にあっては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A 154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクション I

次の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3481（装置とともに包装されたものに限る。）	5 kg	35kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 4) 短絡を防止する措置をすること。
 - 5) 電池は、密閉された内装容器に梱包され、外装容器に収納されること。
 - 6) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 - 7) 電池単体を上記6)の容器に収納した場合は、装置とともに強固な外装容器に収納すること。

- 8) 装置は、外装容器内で動かないように固定されること。
- 9) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数のセットに予備の電池2セットを加えたものであること。
- 10) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成23年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 11) 単電池及び組電池（令和8年1月1日以降に輸送されるものに限る。）は、充電率が30%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

セクションII

次の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	5 kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納すること。
- 5) 装置は、外装容器内で動かないように固定されること。
- 6) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数のセットに予備の電池 2 セットを加えたものであること。
- 7) 各包装物は、1.2m の高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
- 8) 各包装物には第 4 号の 5 様式のラベルが見やすいように貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を 12 mm 以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように

付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

- 9) リチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）及びリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）を組み合わせて包装する場合は、第7条の規定に従うとともに、包装物のリチウム電池の総質量は、5 kg を超えないこと。
- 10) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 11) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載すること。
- 12) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製又はプラスチック製に限ること。
- 13) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。
- 14) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。
- 15) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が3 m（当該包装物を含む。）の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を24時間加えても、電池の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。

16) ワット時定格量が 2.7Wh を超える単電池及び組電池（令和 8 年 1 月 1 日以降に輸送されるものに限る。）は、充電率が 30%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあってはセクション I の規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下である組電池を包装する場合にあっては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A 154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクション I

次の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3481（装置に組み込まれたものに限る。）	5 kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池（機器に内蔵するボタン型単電池を除く。）にあつては、当該試験結果が提供可能であること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 4) 装置は、強固な外装容器内で動かないように固定し、収納すること。一の外装容器に複数の装置を収納する場合は、相互に接触しないよう、各装置を梱包すること。ただし、大型装置であつて、当該装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する

場合によっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。

- 5) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
- 6) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成 23 年 12 月 31 日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 7) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製又はプラスチック製に限ること。
- 8) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。
- 9) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。
- 10) 各包装物は、同一の包装物が上面に 3 m（当該包装物を含む。）の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を 24 時間加えても、装置の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。ただし、大型装置であって、4) の規定により外装容器に収納しないで輸送する場合を除く。

セクション II

次の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	5 kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池（機器に内蔵するボタン型単電池を除く。）にあつては、当該試験結果が提供可能であること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。一の外装容器に複数の装置を収納する場合は、相互に接触しないよう、各装置を梱包すること。ただし、大型装置であつて、当該装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあつては、外装容器に収納しないで輸送することができる。
- 5) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。

- 6) 機器は、輸送中に大きな警告音及び閃光を発するものではないこと。
- 7) 3個以上の包装物からなる貨物又は機器に内蔵する5個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）若しくは3個以上の組電池を含む包装物である場合は、各包装物には第4号の5様式のラベルを見やすいように貼付し、輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載すること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12 mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
- 8) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 9) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 10) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

- 11) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。
- 12) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が 3 m（当該包装物を含む。）の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を 24 時間加えても、装置の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。ただし、大型装置であって、4) の規定により外装容器に収納しないで輸送する場合を除く。

「968」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が 1 g を超える単電池又はリチウム金属含有量が 2 g を超える組電池を包装する場合にあっては、セクション I A の規定を、リチウム金属含有量が 1 g 以下の単電池又はリチウム金属含有量が 2 g 以下の組電池を包装する場合にあっては、セクション I B の規定を満たすもの。

特別規定 A 154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクション I A

次の基準を満たすこと。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3090	—	35kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N1, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2 , 4N

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 4) 短絡を防止する措置をすること。
 - 5) 密閉された内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。ただし、区分 1.4S 以外の火薬類、引火性ガス、引火性液体、可燃性物質又は酸化性物質と同じ外装容

器に収納されないこと。

6) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

セクション I B

次の基準を満たすこと。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3090	—	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

(注) 1) その他の有害物件として取り扱うこと（なお、以下の注において特に定めのない限り、第5条で定める技術上の基準に従い輸送されること。）。

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造さ

れた電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

- 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 4) 短絡を防止する措置をすること。
- 5) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納されること。ただし、区分 1.4S 以外の火薬類、引火性ガス、引火性液体、可燃性物質又は酸化性物質と同じ外装容器に収納されないこと。
- 6) 各包装物は、1.2m の高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
- 7) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が 3 m (当該包装物を含む。) の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を 24 時間加えても、電池の損傷がなく、輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。
- 8) 各包装物には第 4 号の 5 様式によるラベルが見やすいように貼付されていること。
なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベルが容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
- 9) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製

又はプラスチック製に限ること。

10) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。

11) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。

「969」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が1gを超える単電池又はリチウム金属含有量が2gを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、リチウム金属含有量が1g以下の単電池又はリチウム金属含有量が2g以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3091 (装置とともに包装されたものに限る。)	5 kg	35kg	1A2, 1B2, 1D, 1G , 1H2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1 , 4C2, 4D, 4F, 4G , 4H2

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 4) 短絡を防止する措置をすること。
 - 5) 電池は、密閉された内装容器に梱包され、外装容器に収納されること。

- 6) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 7) 電池単体を上記6)の容器に収納した場合は、装置とともに強固な外装容器に収納すること。
- 8) 装置は、外装容器内で動かないように固定されること。
- 9) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数のセットに予備の電池2セットを加えたものであること。
- 10) 旅客機で輸送する場合にあっては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
 - ア) 強固な金属製の中間容器又は外装容器により包装されること。
 - イ) 非可燃性かつ非伝導性の緩衝材を外装容器の内側に詰めること。

セクションII

次の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	5 kg	ドラム ジェリカン

		箱
--	--	---

- (注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納されること。
- 5) 装置は、外装容器内で動かないように固定されること。
- 6) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数のセットに予備の電池 2 セットを加えたものであること。
- 7) 各包装物は、1.2m の高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
- 8) 各包装物には第 4 号の 5 様式のラベルが見やすいように貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができ

る十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を 12 mm 以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

9) リチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）及びリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）を組み合わせて包装する場合は、第 7 条の規定に従うとともに、包装物のリチウム電池の総質量は、5 kg を超えないこと。

10) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載すること。

11) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製又はプラスチック製に限ること。

12) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。

13) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。

14) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が 3 m（当該包装物を含む。）の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を 24 時間加えても、電池の損傷及び輸送の安全性

を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。

「970」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が1gを超える単電池又はリチウム金属含有量が2gを超える組電池を包装する場合にあつてはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、リチウム金属含有量が1g以下の単電池又はリチウム金属含有量が2g以下である組電池を包装する場合にあつては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	

3091 (装置に組み込まれたものに限る。)	5 kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱
------------------------	------	------	-------------------

- (注) 1) その他の有害物件として取り扱うこと。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池（機器に内蔵するボタン型単電池を除く。）にあつては、当該試験結果が提供可能であること。
- 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 4) 装置に内蔵された単電池又は組電池のリチウム金属含有量が一の単電池当たり 12 g、一の組電池当たり 500 g 以下であること。
- 5) 装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。一の外装容器に複数の装置を収納する場合は、相互に接触しないよう、各装置を梱包すること。ただし、大型装置であつて、当該装置自体が強固な外装容器と同等の強度

を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。

- 6) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
- 7) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 8) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 9) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。
- 10) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が3 m（当該包装物を含む。）の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を24時間加えても、装置の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。ただし、大型装置であって、5)の規定により外装容器に収納しないで輸送する場合を除く。

セクション II

次の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量	外装容器
-------------	------

旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	5 kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成 15 年 7 月 1 日以降に製造された電池（機器に内蔵するボタン型単電池を除く。）にあつては、当該試験結果が提供可能であること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。一の外装容器に複数の装置を収納する場合は、相互に接触しないよう、各装置を梱包すること。ただし、大型装置であつて、当該装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあつては、外装容器に収納しないで輸送することができる。

- 5) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
- 6) 機器は、輸送中に大きな警告音及び閃光を発するものではないこと。
- 7) 3個以上の包装物からなる貨物又は機器に内蔵する5個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）若しくは3個以上の組電池を含む包装物である場合は、各包装物には第4号の5様式のラベルを見やすいように貼付し、輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載すること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12 mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
- 8) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製又はプラスチック製に限ること。
- 9) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。
- 10) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再

生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。

- 11) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が 3 m（当該包装物を含む。）の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を 24 時間加えても、装置の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。ただし、大型装置であって、4) の規定により外装容器に収納しないで輸送する場合を除く。

「971」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量	外装容器
3499, 3508	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) キャパシタ本体を内装容器として取り扱うことができる。
2) 強固な外装容器に収納すること。
3) キャパシタ（電気二重層）は、充電されていない状態であること。
4) キャパシタ（電気二重層）又はキャパシタ（電気二重層）を収納したモジュールは、金属製の帯で端子が接続されていること。

5) キャパシタ（電気二重層）は、衝撃から保護されるように措置を講じること。

「972」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
3530	上限なし

- (注) 1) 輸送許容物件のバルブ及び開口部を密閉し、輸送許容物件が動かないよう固定すること。
- 2) 危険物が当該機械又は装置内で適切な保護措置がなされていない場合は、強固な外装容器に収納すること。
- 3) 燃料油を抜き取ること（直立状態以外の状態で取り扱うことが困難な場合にあっては、燃料油の量が燃料タンクの容量の25%以下の量となるようにすること。）。また、燃料タンクの蓋を確実に締めること。
- 4) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
- 5) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。

- 6) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「870」に従って包装すること。
- 7) リチウム電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。
- 8) 特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
- 9) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「975」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量		単一容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3548	上限なし	上限なし	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4 N

- (注) 1) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
ただし、物品自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、容量及び用途に応じて適切な材質の強固な外装容器に収納して輸送することができる。
- 2) 危険物は、当該物品内で適切な保護措置が講じられること。
- 3) 閉鎖弁を有する液体を含む容器は、適切な向きで包装すること。また、当該容器は第8条第1項の要件に適合していること。
- 4) 外装容器の中で移動し、不測の作動が起こらないよう包装すること。

「976」は、次の容器及び包装等を示す。

特別規定 A 154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

国連番号	包装物当たりの許容質量		単一容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3551	—	35kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4 N

- (注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 密閉された内装容器に梱包され、外装容器に収納されること。ただし、区分 1.4S 以外の火薬類、引火性ガス、引火性液体、可燃性物質又は酸化性物質と同じ外装容器に収納されないこと。
- 5) 容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

- 6) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、令和7年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 7) 単電池及び組電池は、充電率が30%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

「977」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		単一容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3552	5kg	35kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4 N

- (注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 電池は、密閉された内装容器に梱包され、外装容器に収納されること。
- 5) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 6) 電池単体を上記5)の容器に収納した場合は、装置とともに強固な外装容器に収納すること。
- 7) 装置は、外装容器内で動かないように固定されること。
- 8) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数のセットに予備

の電池 2 セットを加えたものであること。

- 9) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、令和 7 年 12 月 31 日以前に製造されたものについては、この限りでない。

セクション II

次の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	5 kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納すること。
- 5) 装置は、外装容器内で動かないように固定されること。

- 6) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数のセットに予備の電池2セットを加えたものであること。
- 7) 各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
- 8) 各包装物には第4号の5様式のラベルが見やすいように貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付された当該ラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
- 9) ナトリウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）及びナトリウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）を組み合わせて包装する場合は、第7条の規定に従うとともに、包装物のナトリウムイオン電池の総質量は、5kgを超えないこと。
- 10) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、令和7年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

- 11) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載すること。
- 12) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製又はプラスチック製に限ること。
- 13) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。
- 14) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。

「978」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあつてはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあつては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A 154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3552	5 kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱

(注) 1) その他の有害物件として取り扱うこと。

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

4) 装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。一の外装容器に複数の装置を収納する場合は、相互に接触しないよう、各装置を梱包すること。ただし、大型装置であって、当該装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。

5) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。

6) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、令和

7年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

7) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製又はプラスチック製に限ること。

8) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。

9) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。

セクションII

次の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱

(注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。一の外装容器に複数の装置を収納する場合は、相互に接触しないよう、各装置を梱包すること。ただし、大型装置であって、当該装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。
- 5) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
- 6) 機器は、輸送中に大きな警告音及び閃光を発するものではないこと。
- 7) 3個以上の包装物からなる貨物又は機器に内蔵する5個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）若しくは3個以上の組電池を含む包装物である場合は、各包装物には第4号の5様式のラベルを見やすいように貼付し、輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載すること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12 mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付された当該ラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

- 8) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、令和7年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 9) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製又はプラスチック製に限ること。
- 10) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。
- 11) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。

備考4 自己反応性物質の化学品名

品名	化学名
自己反応性物質C (固体)	2,2-アゾジイソブチロニトリル (濃度が50%以下で、水でペースト状にしたもの)
	N,N'-ジニトロソ-N,N'-ジメチルテレフタルアミド (濃度が72質量%以下で、ペースト状のもの)
	N,N'-ジニトロソペンタメチレンテトラミン (濃度が82質量%のもの)
自己反応性物質D (固体)	1,1'-アゾジ(ヘキサヒドロベンゾニトリル)
	ベンゼン-1,3-ジスルフォニルヒドラジド (濃度が52質量%以下で、ペースト状のもの)
	ベンゼンスルフォニルヒドラジド
	4-(ベンジル(エチル)アミノ)-3-エトキシベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛
	4-メチルベンゼンスルフォニルヒドラジド
	3-クロロ-4-ジメチルアミノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛
	ジフェニルオキサイド-4,4'-ジスルフォニルヒドラジド (濃度が100質量%のもの)
	4-ジプロピルアミノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛
	2-ジアゾ-1-ナフトールスルホン酸エステルの混合物 (タイプD)
	2,5-ジエトキシ-4-(4-モルフォリニル)-ベンゼンジアゾニウム硫酸塩 (濃度が100質量%のもの)
	2-ジアゾ-1-ナフトール-4-スルホン酸ナトリウム (濃度が100質量%のもの)
	2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホン酸ナトリウム (濃度が100質量%のもの)
自己反応性物質E (固体)	2,5-ジブトキシ-4-(4-モルフォリニル)-ベンゼンジアゾニウム、 テトラクロロ亜鉛塩(2:1) (濃度が100質量%のもの)
	4-(ジメチルアミノ)ベンゼンジアゾニウム三塩化亜鉛酸塩(-1) (濃度が100質量%のもの)
	アセトン-ピロガロール共重合体-1-ナフトール-2-ジアゾ-5-スルフォ ネート (濃度が100質量%のもの)
自己反応性物質E (液体)	ホスホロチオ酸O-[(シアノフェニルメチレン)アザニル]O, O-ジ エチルエステル (Z異性体の濃度が82質量%以上で、91質量%以下のもの)

自己反応性物質 F (固体)	(7-メトキシ-5-メチル-ベンゾチオフェン-2-イル)ボロン酸 (濃度が88質量%以上で、100質量%以下のもの)
-------------------	---

備考5 有機過酸化物の化学品名

品名	化学名
有機過酸化物C (液体)	ターシャリーアミルパーオキシイソプロピルカーボネート (濃度が77質量%以下で、希釈剤Aを23質量%以上含有するもの)
	ターシャリーアミルパーオキシベンゾエート
	ノルマルブチル-4,4-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) バレート (濃度が52質量%を超えるもの)
	ターシャリーブチルヒドロパーオキシド* (濃度が79質量%を超え90質量%以下で、水を10質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルヒドロパーオキシドとジターシャリーブチルパーオキシドの混合物* (ターシャリーブチルヒドロパーオキシドの濃度が82質量%未満で、ジターシャリーブチルパーオキシドの濃度が9質量%を超え、水を7質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルモノパーオキシマレート (濃度が52質量%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシアセテート (濃度が32質量%を超え52質量%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート (濃度が77質量%を超えるもの)
	ターシャリーブチルパーオキシイソプロピルカーボネート (濃度が77質量%以下で、希釈剤Aを23質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-2-メチルベンゾエート
	1,1-ジ- (ターシャリーアミルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が82質量%以下で、希釈剤Aを18質量%以上含有するもの)
	2,2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブタン (濃度が52質量%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)
	1,6-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシカルボニルオキシ) ヘキサン (濃度が72質量%以下で、希釈剤Aを28質量%以上含有するもの)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が52質量%を超え80質量%以下で、希釈剤Aを20質量%以上含有するもの)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3,3,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が77質量%以下で、希釈剤Bを23質量%以上含有するもの)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3,5,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が57質量%を超え90質量%以下で、希釈剤Aを10質量%以上含有するもの)
	2,5-ジメチル-2,5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキシン-3 (濃度が52質量%を超え86質量%以下で、希釈剤Aを14質量%以上含有するもの)
エチル-3,3-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブチレート (濃度が77質量%を超えるもの)	

	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が72質量%以下で、希釈剤Bを28質量%以上含有するもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3, 5, 5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が90質量%以下で、希釈剤Bを10質量%以上含有するもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が90質量%を超えるもの)
有機過酸化物C (固体)	シクロヘキサノンパーオキサイド* (濃度が 91 質量%以下で、水を 9 質量%以上含有するもの)
	ジ-2, 4-ジクロロベンゾイルパーオキサイド (濃度が 52 質量%以下で、シリコンオイルでペースト状としたもの)
	ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が 77 質量%以下で、水を 23 質量%以上含有するもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ベンゾイルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 82 質量%以下で、水を 18 質量%以上含有するもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジハイドロパーオキシヘキサン (濃度が 82 質量%以下で、水を 18 質量%以上含有するもの)
有機過酸化物D (液体)	アセチルアセトンパーオキサイド (活性酸素量が 4.7 質量%以下のもの) (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤Aを 48 質量%以上、水を 8 質量%以上含有するもの)
	ターシャリアミルパーオキシ-2-エチルヘキシルカーボネート
	ターシャリアミルパーオキシ-3, 5, 5-トリメチルヘキサノエート
	ターシャリーブチルハイドロパーオキサイド* (濃度が 80 質量%以下で、希釈剤A又はジターシャリーブチルパーオキサイドを 20 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート (濃度が 52 質量%を超え 77 質量%以下で、希釈剤Aを 23 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシブチルマレート (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤Aを 48 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシクロトネート (濃度が 77 質量%以下で、希釈剤Aを 23 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキシルカーボネート
	1- (2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル) -3-イソプロペニルベンゼン (濃度が 77 質量%以下で、希釈剤Aを 23 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシイソプロピルカーボネート (濃度が 62 質量%以下で、希釈剤Bを 38 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-3, 5, 5-トリメチルヘキサノエート (濃度が 37 質量%を超えるもの)

シクロヘキサノンパーオキシサイド (過酸化水素が9質量%以下で活性酸素量が10質量%以下のもの)(濃度が72質量%以下で、希釈剤Aを28質量%以上含有するもの)
ジターシャリーブチルパーオキシアゼレート (濃度が52質量%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)
1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が42質量%を超え52%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)
ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) フタレート (濃度が42質量%を超え52質量%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)
2,2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) プロパン (濃度が52質量%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)
2,5-ジメチル-2,5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が52質量%を超え、希釈剤Aを10質量%以上含有するもの)
2,5-ジメチル-2,5-ジ- (3,5,5-トリメチルヘキサノイルパーオキシ) ヘキサン (濃度が77質量%以下で、希釈剤Aを23質量%以上含有するもの)
エチル-3,3-ジ- (ターシャリーアミルパーオキシ) ブチレート (濃度が67質量%以下で、希釈剤Aを33質量%以上含有するもの)
エチル-3,3-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブチレート (濃度が77質量%以下で、希釈剤Aを23質量%以上含有するもの)
パラメンチルヒドロパーオキシサイド* (濃度が72質量%以上のもの)
メチルエチルケトンパーオキシサイド (活性酸素量が10質量%以下のもので、水は用いても用いなくてもよいもの) (希釈剤Aを55質量%以上含有するもの)
メチルエチルケトンパーオキシサイド (活性酸素量が10質量%以下で、希釈剤Aが41質量%以上及び水が9質量%以上であって、希釈剤Aと水を合計で55質量%以上並びにメチルエチルケトン含有するもの)
イソブチルメチルケトンパーオキシサイド (濃度が62質量%以下で、メチルイソブチルケトンに加えて希釈剤Aを19質量%以上含有するもの)
過酢酸* (安定剤入りのもの) (Dに該当するもの) (濃度が43質量%以下のもの)
ピナニルヒドロパーオキシサイド* (濃度が56質量%を超えるもの)
1,1,3,3-テトラメチルブチルヒドロパーオキシサイド
3,6,9-トリエチル-3,6,9-トリメチル-1,4,7-トリパーオキシノン (濃度が42質量%以下で、希釈剤Aを58質量%以上含有するもの)
2,2-ジ- (ターシャリーアミルパーオキシ) -ブタン (濃度が57質量%以下で、希釈剤Aを43質量%以上含有するもの)
1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサンの濃度が43質量%以下で、ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエイトの濃度が16質量%以下であり、希釈剤Aを41質量%以上含有するもの

有機過酸化物D (固体)	アセチルアセトンパーオキシド (濃度が 32 質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエートと 2,2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブタンの混合物 (ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエートの濃度が 12 質量%以下で、2,2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブタンの濃度が 14 質量%以下であり、希釈剤Aを 14 質量%以上、固体希釈剤を 60 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシステアリルカーボネート
	3-クロロパーオキシベンゾイックアシド (濃度が 57 質量%以下で、固体希釈剤を 3 質量%以上、水を 40 質量%以上含有するもの)
	3-クロロパーオキシベンゾイックアシド (濃度が 77 質量%以下で、固体希釈剤を 6 質量%以上、水を 17 質量%以上含有するもの)
	シクロヘキサノンパーオキシド (活性酸素量が 9 質量%以下のもの) (濃度が 72 質量%以下で希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもの)
	ジベンゾイルパーオキシド (濃度が 62 質量%以下で、固体希釈剤を 28 質量%以上、水を 10 質量%以上含有するもの)
	ジベンゾイルパーオキシド (濃度が 52 質量%を超え 62 質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもの)
	ジベンゾイルパーオキシド (濃度が 35 質量%を超え 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤Aを 13 質量%以上、固体希釈剤を 45 質量%以上含有するもの)
	ジ- (ターシャリーブチル) パーオキシフタレート (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水のペースト状の混合物でペースト状としたもの)
	2,2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) プロパン (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤Aを 13 質量%以上、固体希釈剤を 45 質量%以上含有するもの)
	ジ- (2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル) ベンゼン (濃度が 42 質量%を超え、57 質量%以下の固体希釈剤を含有するもの)
	2,2-ジ- (4,4-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキシル) プロパン (濃度が 42 質量%以下で、固体希釈剤を 58 質量%以上含有するもの)
	ジ-4-クロロベンゾイルパーオキシド (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもの)
ジ- (1-ヒドロキシシクロヘキシル) パーオキシド	

	ジイソプロピルベンゼンジハイドロパーオキシド (濃度が 82 質量%以下で、希釈剤 A を 5 質量%以上、水を 5 質量%以上、8 質量%以下の 1-イソプロピルハイドロパーオキシ-4-イソプロピルヒドロキシベンゼンを含有するもの)
	ジラウリルパーオキシド
	ジ- (4-メチルベンゾイル) パーオキシド (濃度が 52 質量%以下で、シリコンオイルでペースト状としたもの)
	2,5-ジメチル-2,5-ジ- (ベンゾイルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 82 質量%以下で、固体希釈剤を 18 質量%以上含有するもの)
	2,5-ジメチル-2,5- (ジターシャリーブチルパーオキシ) ヘキシン-3 (濃度が 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
	ジ- (2-フェノキシエチル) パーオキシジカーボネート (濃度が 85 質量%以下で、水を 15 質量%以上含有するもの)
	エチル-3,3-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブチレート (濃度が 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエイト (濃度が 42 質量%以下で、固体希釈剤を 58 質量%以上含有するもの)
	([3r- (3r, 5as, 6s, 8as, 9r, 10r, 12s, 12ar**)] -デカヒドロ-10-メトキシ-3,6,9-トリメチル-3,12-エポキシ-12h-ピラノ [4,3-j] -1,2-ベンゾジオキセピン)
有機過酸化化物 E (液体)	アセチルアセトンパーオキシド (活性酸素量が 4.15 質量%以下のもの) (濃度が 35 質量%以下で、希釈剤 A を 57 質量%以上、水を 8 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーアミルハイドロパーオキシド (濃度が 88 質量%以下で、希釈剤 A 及び水をいずれも 6 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルハイドロパーオキシド* (濃度が 79 質量%以下で、水を 14 質量%を超えて含有し、ジターシャリーブチルパーオキシドを 6 質量%未満含有するもの)
	クミルハイドロパーオキシド* (濃度が 90 質量%を超え 98 質量%以下で、10 質量%以下の希釈剤 A を含有するもの)
	ジターシャリーアミルパーオキシド
	ジベンゾイルパーオキシド (濃度が 36 質量%を超え 42 質量%以下で、希釈剤 A を 18 質量%以上、40 質量%以下の水を含むもの)
	ジターシャリーブチルパーオキシド (濃度が 52 質量%を超えるもの)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が 27 質量%以下で、エチルベンゼンに加えて希釈剤 A を 25 質量%以上含有するもの)
	ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) フタレート (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤 A を 58 質量%以上含有するもの)

	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3, 5, 5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が 57 質量%以下で、希釈剤 A を 43 質量%以上含有するもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3, 5, 5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が 32 質量%以下で、希釈剤 A を 26 質量%以上、希釈剤 B を 42 質量%以上含有するもの)
	2, 2-ジ- (4, 4-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキシル) プロパン (濃度が 22 質量%以下で、希釈剤 B を 78 質量%以上含有するもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 77 質量%以下で、固体希釈剤を 23 質量%以上含有するもの)
	メチルエチルケトンパーオキサイド (活性酸素量が 8.2 質量%以下で、水は用いても用いなくてもよいもの) (希釈剤 A を 60 質量%以上含有するもの)
	ポリエーテルポリターシャリーブチルパーオキシカーボネート (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤 B を 48 質量%以上含有するもの)
	過酢酸* (安定剤入りのもの) (E に該当するもの) (濃度が 43 質量%以下のもの)
	3, 3, 5, 7, 7-ペンタメチル-1, 2, 4-トリオキシパン
有機過酸化物 E (固体)	ターシャリーブチルクミルパーオキサイド (濃度が 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
	ノルマルブチル-4, 4-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) バレート (濃度が 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルモノパーオキシマレート (濃度が 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルモノパーオキシマレート (濃度が 52 質量%以下で、ペースト状としたもの)
	1- (2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル) -3-イソプロペニルベンゼン (濃度が 42 質量%以下で、固体希釈剤を 58 質量%以上含有するもの)
	ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が 56.5 質量%以下で、希釈剤 A 又は希釈剤 A と水の混合物でペースト状としたもので、水を 15%以上含有するもの)
	ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤 A 又は希釈剤 A と水の混合物でペースト状としたもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 47 質量%以下で、ペースト状としたもの)
有機過酸化物 F (液体)	ターシャリーブチルクミルパーオキサイド (濃度が 42 質量%を超えるもの)
	ターシャリーブチルヒドロパーオキサイド* (濃度が 72 質量%以下で、水を 28 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシアセテート (濃度が 32 質量%以下で、希釈剤 B を 68 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-3, 5, 5-トリメチルヘキサノエイト (濃度が 37 質量%以下で、希釈剤 B を 63 質量%以上含有するもの)

	ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート (濃度が 32 質量%以下で、希釈剤 A を 68 質量%以上含有するもの)
	クミルヒドロパーオキサイド* (濃度が 90 質量%以下で、希釈剤 A を 10 質量%以上含有するもの)
	ジベンズイルパーオキサイド (安定な水分散体) (濃度が 42 質量%以下のもの)
	ジベンズイルパーオキサイド (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤 A を 38 質量%以上及び水を 13 質量%以上含有するもの)
	ジターシャリーブチルパーオキサイド (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤 A を 48 質量%以上含有するもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤 A を 58 質量%以上含有するもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が 13 質量%以下で、希釈剤 A を 13 質量%以上、希釈剤 B を 74 質量%以上含有するもの)
	ジラウロイルパーオキサイド (安定な水分散体) (濃度が 42 質量%以下のもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤 A を 48 質量%以上含有するもの)
	イソプロピルクミルヒドロパーオキサイド* (濃度が 72 質量%以下で、希釈剤 A を 28 質量%以上含有するもの)
	パラメンチルヒドロパーオキサイド* (濃度が 72 質量%未満で、希釈剤 A を 28 質量%を超えて含有するもの)
	過酢酸* (安定剤入りのもの) (F に該当するもの) (濃度が 43 質量%以下のもの)
	ピナニルヒドロパーオキサイド (濃度が 56 質量%以下で、希釈剤 A を 44 質量%以上含有するもの)
	1-フェニルエチルヒドロパーオキサイド (濃度が 38 質量%以下で、希釈剤 B を 62 質量%以上含有するもの)
	メチルイソプロピルケトンパーオキサイド (活性酸素量 6.7 質量%以下のもの)
	3, 6, 9-トリエチル-3, 6, 9-トリメチル-1, 4, 7-トリパーオキシソナン (濃度が 27 質量%以下で、希釈剤 A を 83 質量%以上含有するもの)
有機過酸化物 F (固体)	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3, 3, 5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が 57 質量%以下で、固体希釈剤を 43 質量%以上含有するもの)
	ジクミルパーオキサイド (濃度が 52 質量%を超えるもの)
	3, 6, 9-トリエチル-3, 6, 9-トリメチル-1, 4, 7-トリパーオキシソナン (濃度が 17 質量%以下で、希釈剤 A を 18 質量%以上、固体希釈剤を 65 質量%以上含有するもの)

注 希釈剤Aとは、沸点が 150℃以上の有機溶剤をいう。
希釈剤Bとは、沸点が 60℃以上 150℃未満の有機溶剤をいう。
*印を付したものは、副次危険性の腐食性ラベルを付さなければならない。

備考6 最大圧力及び充てん率

項目	品名	国連 番号	旅客機			旅客機以外の航空機		
			最大 圧力	充てん率		最大 圧力	充てん率	
				熱帯 地方	その他 の地方		熱帯 地方	その他 の地方
液化 ガス	ブタジエン（安定剤入りのもの）	1010	—	—	—	—	1.94	1.85
	ブタン	1011	—	—	—	—	2.15	2.05
	ブチレン	1012	—	—	—	—	2.10	2.00
	炭酸ガス（液化されているもの）	1013	—	1.41	1.34	—	1.41	1.34
	冷媒用ガスR12 又はジクロロジフルオロメタン	1028	—	0.92	0.86	—	0.92	0.86
	冷媒用ガスR12B1 又はクロロジフルオロブロモメタン	1974	—	0.64	0.61	—	0.64	0.61
	冷媒用ガスR13 又はクロロトリフルオロメタン	1022	—	1.05	1.00	—	1.05	1.00
	冷媒用ガスR13B1 又はブロモトリフルオロメタン	1009	—	0.83	0.79	—	1.41	1.34
	冷媒用ガスR21 又はクロロフルオロメタン	1029	—	0.83	0.80	—	0.83	0.80
	冷媒用ガスR22 又はクロロジフルオロメタン	1018	—	1.05	0.98	—	1.05	0.98
	冷媒用ガスR40 又は塩化メチル	1063	—	—	—	—	1.31	1.25
	冷媒用ガスR114 又は 1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン	1958	—	0.80	0.76	—	0.80	0.76
	冷媒用ガスR115 又はクロロペンタフルオロエタン	1020	—	1.00	0.90	—	1.00	0.90
	冷媒用ガスR133a 又は1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン	1983	—	0.88	0.84	—	0.88	0.84
	冷媒用ガスR152 a 又は 1,1-ジフルオロエタン	1030	—	—	—	—	1.35	1.08
	冷媒用ガスR500 又はジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物（クロロジフルオロメタンの含有率が約74質量%のもの）	2602	—	1.06	1.00	—	1.06	1.00
冷媒用ガスR502 又はクロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合物（クロロジフルオロメタンを約49質量%含有し、一定の沸点を有するもの）	1973	—	1.03	0.93	—	1.03	0.93	
冷媒用ガスRC318 又はオクタフルオロシクロブタン	1976	—	0.80	0.74	—	0.80	0.74	

シクロプロパン	1027	—	—	—	—	1.96	1.87
ジメチルエーテル	1033	—	—	—	—	1.78	1.67
塩化エチル	1037	—	—	—	—	1.28	1.24
イソブタン	1969	—	—	—	—	2.11	2.00
メチルアミン（無水物）	1061	—	—	—	—	1.77	1.67
プロパン	1978	—	—	—	—	2.49	2.35
プロピレン	1077	—	—	—	—	2.49	2.27
四フッ化エチレン（安定剤入りのもの）	1081	—	—	—	—	1.17	1.11
トリメチルアミン（無水物）	1083	—	—	—	—	1.85	1.76
塩化ビニル（安定剤入りのもの）	1086	—	—	—	—	1.28	1.22
キセノン（圧縮されているもの）	2036	—	0.85	0.81	—	0.85	0.81